



行政改革大綱（平成23～25年度）

（新行政改革大綱）

実施計画・評価表

平成26年12月

群馬県

目 次

行政改革大綱（平成23～25年度） 体系図	1
行政改革大綱（平成23～25年度）実施計画 評価水準の考え方	2
行政改革大綱（平成23～25年度）に基づく取組結果の概要	3
行政改革大綱（平成23～25年度）実施計画 総括評価一覧	4
群馬県行政改革評価・推進委員会（第三者委員会）からの行政改革大綱 （平成23～25年度）の推進に関する全般的な意見	6
目標1 県民目線の県政の実施	
改革1 県民意見の県政への更なる反映	7
改革2 行政手続における利便性の向上	19
改革3 情報公開の充実	31
改革4 地方分権改革の着実な推進	43
目標2 「仕事の仕方」の改革	
改革5 公共サービスの担い手改革	55
改革6 事務処理の効率化と経費削減	77
改革7 人材育成と組織管理	107
目標3 健全な財政運営の維持	
改革8 歳入の確保	129
改革9 歳出の縮減	147
改革10 公営企業改革	161

行政改革大綱（平成23～25年度）（新行政改革大綱） 体系図
～ 群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革 ～

目標1

県民目線の県政の実施

改革1 県民意見の県政への更なる反映

- (1) パブリックコメントの拡充
- (2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の増加
- (3) 県民参画型公共事業の拡充

改革2 行政手続における利便性の向上

- (1) 電子申請等受付システムの拡充
- (2) 電子入札システムの改善・拡充
- (3) 行政手続の簡素化・迅速化

改革3 情報公開の充実

- (1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供
- (2) 行政情報の積極的な公開
- (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

改革4 地方分権改革の着実な推進

- (1) 国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進
- (2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実
- (3) 近隣都県との広域連携

目標2

「仕事の仕方」の改革

改革5 公共サービスの担い手改革

- (1) 公の施設のあり方検討
- (2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進
- (3) 市場化テストの活用
- (4) 協働事業の推進
- (5) 公社・事業団改革

改革6 事務処理の効率化と経費削減

- (1) 事務・事業の仕分け
- (2) 内部管理経費の節減
- (3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化
- (4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減
- (5) エネルギー使用量の削減
- (6) 公共工事の経費節減
- (7) 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進

改革7 人材育成と組織管理

- (1) 県政を担う人材の育成
- (2) 目標管理による業務改善
- (3) 組織の見直し
- (4) 適正な定員管理
- (5) 時間外勤務の縮減

目標3

健全な財政運営の維持

改革8 歳入の確保

- (1) 県税収入の確保
- (2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮
- (3) 未利用財産の売却など
- (4) 安定的な資金調達と調達コストの削減

改革9 歳出の縮減

- (1) 国関係法人への支出の総点検
- (2) 県単独補助金の適正化
- (3) 事業評価制度の強化
- (4) 基礎的財政収支の黒字の維持

改革10 公営企業改革

- (1) 企業局改革
- (2) 病院局改革

行政改革大綱（平成23～25年度）（新行政改革大綱）実施計画 評価水準の考え方

- 1 「達成すべき成果1」に対する実績評価（※総括評価一覧の「実績評価(質的評価)」）
 計画の実施を通じて達成すべき成果である「達成すべき成果1」に対する平成23～25年度の実績を次の4段階で評価します。

【評価段階】

A：大きな成果あり	計画を上回る成果があったもの
B：成果あり	おおむね計画どおりの成果があったもの
C：実施 （具体的取組あり）	計画に掲げる成果は出ていないが具体的な取組は実施したもの
D：検討等 （具体的取組なし）	具体的な取組に至らなかったもの（検討段階止まり。事情変化で実施困難）

- 2 「達成すべき成果2（数値等の目標）」に対する達成度

「達成すべき成果1」を達成するために年度ごとに設定している目標である「達成すべき成果2」に対する各年度の進捗状況を次の4段階で評価します。

【評価段階】

A：達成	おおむね目標値以上の実績があったもの
B：実施 （計画実施）	目標値には至らなかったが、計画に掲げる内容は実施したもの 例：計画 ○○を●●以上実施 実績 ○○を実施（結果として●●未満）
C：検討 （取組あり）	計画に掲げる内容の実施には至らなかったが、実施に向けた具体的な取組は行ったもの 例：計画 ○○を●●以上実施 実績 ○○の実実施計画を策定
D：未着手	計画に掲げる内容に係る具体的な取組を行わなかったもの又は事情変化により実施が困難になったもの等

行政改革大綱（平成23～25年度）に基づく取組結果の概要

行政改革大綱（平成23～25年度）実施計画で位置づけた39項目の施策の取組結果は、計画に掲げる何らかの成果があったものが38項目（全体の97.4%）となり、そのうち計画を上回る成果があったものが10項目（全体の1/4）でした。そのため、大綱の全体の取組結果としては、大綱実施計画策定時に予定していた行政改革をほぼ推進することができ、時代の変化に柔軟に対応した効率的・機能的な行政体制を確立することができたと考えています。

総括評価の区分	項目数合計	目標別内訳		
		目標 1	目標 2	目標 3
計画を上回る成果あり（ A ）	10 (25.6%)	4	4	2
おおむね計画どおりの成果あり（ B ）	28 (71.8%)	8	12	8
計画に掲げる何らかの成果あり（ A+B ）	38 (97.4%)	12	16	10
実施(具体的取組あり)（ C ）	0	0	0	0
検討(具体的取組なし)（ D ）	1 (2.6%)	0	1	0
計	39 (100%)	12	17	10

なお、検討にとどまった1項目は「市場化テストの活用」で、内部的な検討にとどまったものです。これについては、次期の行政改革大綱（平成26～28年度）において民間活力やノウハウの効果的な活用手段の1つと捉えて取り組みます。

3つの「目標」		実績評価 (質的評価)	実施前 → 実施後		平成23～25年度の 主な達成すべき成果	頁
10の「改革項目」			実施前	実施後		
39の「具体的な改革」		23 → 24 → 総括	平成22年度時点	平成23～25年度の主な実績		
目標1 県民目線の県政の実施						
改革1 県民意見の県政への更なる反映						
(1)	パブリックコメントの拡充	C → B → A	・立案段階でのパブリックコメント実施 1件(H22.12) ・評価段階でのパブリックコメント実施の仕組みなし	・政策の立案段階でのパブリックコメント実施 7件 ・計画等の「評価段階」における県民意見の反映に係る指針策定	・政策に係る方針・原案段階におけるパブリックコメントの実施 4件以上 ・政策実施後の評価段階におけるパブリックコメント実施の仕組み策定・運用	7
(2)	審議会などにおける公募委員・女性委員の増加	B → B → B	・公募委員を含む審議会等数の割合…7.1% ・公募委員の割合…1.9% ・女性委員の割合…29.6%	・公募委員を含む審議会等数の割合(H25)…13.2% ・公募委員の割合(H25)…2.6% ・女性委員の割合(H25)…35.7%	・公募委員を含む審議会等数の割合…H25までに10%以上 ・公募委員の割合…H25までに3%以上 ・女性委員の割合…H25までに34.0%	11
(3)	県民参画型公共事業の拡充	B → B → A	県民参画型公共事業 14事業実施	県民参画型公共事業 41事業実施	県民参画型公共事業 36事業実施	15
改革2 行政手続における利便性の向上						
(1)	電子申請等受付システムの拡充	B → B → B	・対象手続新規搭載 117件 ・年間利用件数 8,602件	・対象手続の拡大…新規登録264件(H23～25)、手続数累計957件(H25) ・年間利用件数(H25)…14,059件	・対象手続に毎年度100件程度新規搭載 ・年間利用件数 毎年度各前年度比10%増	19
(2)	電子入札システムの改善・拡充	B → B → B	・更新前のぐんま電子入札共同システム運用 ・県庁実施の物品購入に係る一般競争入札における電子入札30件中25件(H22.11.24現在)	・作業効率化、操作性向上など改善のための更新後のぐんま電子共同入札システム本格運用 ・県庁実施の物品購入に係る一般競争入札における電子入札実施率…89.6%(125件中112件)	・作業効率化、操作性向上などの改善のための更新後のぐんま電子入札共同システム本格運用 ・県庁実施の物品購入に係る一般競争入札を全て電子入札	23
(3)	行政手続の簡素化・迅速化	C → B → B	・提出部数の削減等見直し(H17) 32件	・審査基準の見直しや標準処理期間の短縮 38件 ・規制改革提案件数 0件	・審査基準の見直しや標準処理期間の短縮 100件 ・規制改革提案件数 20件	27
改革3 情報公開の充実						
(1)	県民に対する安心・安全情報の迅速な提供	D → B → B	・関係機関間の情報提供に係る「カナ電文形式」の防災情報システム運用	・県・市町村・消防間の情報提供に係る「XML電文形式」の防災情報システム運用開始 ・公共情報モンス加入によるマスメディア経由による情報提供環境整備	・関係機関間の情報提供に係る「XML電文形式」の防災情報システム構築 ・県民向けの防災情報提供システム構築	31
(2)	行政情報の積極的な公開	B → B → B	・公文書開示請求より簡易な手続での情報提供の仕組みなし	・繰り返し開示請求のある公文書を随時情報公表 ・簡易手続で情報提供できる「公文書提供制度」運用開始	・繰り返し開示請求のある公文書を随時情報公表実施 ・公文書開示請求より簡易な手続で情報提供開始	35
(3)	公社・事業団に関する情報公開の推進	B → A → A	・随意契約等の情報公開未実施 ・一部の公社・事業団が独自に財務諸表公開	・随意契約内容や経営状況等の概要(個表)をホームページ掲載等で情報公開開始	・随意契約や指定管理情報等の情報公開開始	39
改革4 地方分権改革の着実な推進						
(1)	国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進	C → B → B	・50法令等639事業を一部の対象市町村に移譲(H22.10.1現在)	・包括移譲方式による移譲…なし ・重点移譲事務は、対象7事務中バスポート発給事務等3事務が対象全市町村に移譲完了 ・49法令等657事業を一部の対象市町村に移譲(H26.4.1現在)	・複数の事務権限の包括移譲方式を含めた市町村への権限移譲実施	43
(2)	市町村行財政体制整備のための支援の充実	B → B → B	・市町村職員の研修終了者(H21)…定員の65.0% ・市町村行財政診断…総合診断2件、個別診断8件	・市町村職員の研修終了者(H25)…定員の80.4% ・市町村行財政診断…総合診断1件、個別診断27件	・市町村職員の研修終了者(H25)…定員の85% ・市町村の実情に応じて行財政診断実施	47
(3)	近隣都県との広域連携	C → B → A	・北関東磐越5県…子育て家庭優待カードの相互利用など ・群馬・埼玉・新潟3県…連携についての共同宣言(H22.7)	・北関東磐越5県…喫緊の課題である東日本大震災からの復興に向けた国への要請、観光振興や野生動物による農作物等への被害対策、人事交流面などでの連携事業の推進 ・群馬・埼玉・新潟3県…対岸貿易による産業振興の共同研究(国道17号 新三国トンネルの着工)、三県防災協定に基づく取組と首都直下地震への対応(三県防災協定の締結)	・北関東磐越5県、群馬・埼玉・新潟3県…各個別テーマにおける連携事業の実施	51
目標2 「仕事の仕方」の改革						
改革5 公共サービスの担い手改革						
(1)	公の施設のあり方検討	B → B → A	・指定期間満了前年度に指定管理者制度を適用している施設のあり方検討(H21～)	・指定期間満了前あり方検討…31施設で検討し引き続き指定管理者制度継続(1施設は市へ移管)	・指定期間満了前年度に指定管理者制度を適用している施設のあり方検討…32施設	55
(2)	民間ノウハウなどを活用した事業の推進	C → A → B	・民間の経営手法等を活用した手法を掲載したガイドライン未策定 ・PFI事業0件	・PFI事業等活用ガイドライン策定 ・上毛学舎、自然史博物館について民間のノウハウを活用した整備実施	・PFI事業を含む民間の資金、経営手法などを活用した手法を掲載したガイドライン策定 ・定期借地権活用などの公民連携事業を含めたPFI事業の事業化	59
(3)	市場化テストの活用	D → D → D	・市場化テスト実施0件	・対象事業選定なし ・指定管理者の選定に市場化テストの手法を用いた検討を適用することの検討着手	・対象事業選定 ・市場化テストの手法を用いた指定管理者選定の検討、実施	63
(4)	協働事業の推進	B → B → B	NPO・ボランティアとの協働の取組…92事業	NPO・ボランティアとの協働の取組…307事業	NPO・ボランティアとの協働の取組…335事業	67
(5)	公社・事業団改革	B → B → B	・公社・事業団数…28団体 ・人的・財政的関与縮小	・公社・事業団数(H25)…24団体 ・派遣職員数…▲22人 ・補助金・委託料支出額…▲6.3億円 ・国の動向を踏まえて「公社・事業団等の見直し方針」の見直し延期	・公社・事業団数…H25までに26団体以下 ・人的・財政的関与縮小 ・「公社・事業団等の見直し方針」の見直し	71
改革6 事務処理の効率化と経費削減						
(1)	事務・事業の仕分け	B → B → A	・対象事務・事業数 27	・対象事務・事業数 48 ・外部委員増、審議時間増、事前ヒアリング公開、若手職員がオブザーバーとして参画 ・判定結果を踏まえた事業見直し額…▲4.4億円	・実施手法の見直し及び実施	77
(2)	内部管理経費の節減	B → B → B	・県庁での公用車・各部局ごとに管理 ・清掃業務長期継続契約対象外 ・2合同庁舎で資源ゴミ売払実施、ガイドライン未策定	・県庁での公用車管理一元化による稼働率向上により、25台減車(維持管理費▲6,688千円) ・長期継続契約対象に清掃業務追加 ・各庁舎における資源ゴミ売払検討指針策定、8合同庁舎で資源ゴミ売払実施 ・県有施設の電力の競争的手続での調達(電力料▲1.4億円)	・県庁での公用車一元管理実施及び一元管理化による経費削減 ・長期継続契約の対象拡大 ・各庁舎における資源ゴミ売払ガイドライン策定及び実施	81
(3)	内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化	C → B → A	・財務会計システム運用経費 312,585千円(H21)	・財務会計システムの専用端末廃止及び総務事務システムへの旅費機能統合による財務会計システム運用経費削減…▲84,495千円	・財務会計システム専用端末廃止及び総務事務システムと関係システムとの統合による財務会計システム運用経費削減	87

3つの「目標」		実績評価 (質的評価)	実施前		実施後		平成23～25年度の 主な達成すべき成果	頁
10の「改革項目」			平成22年度時点	平成23～25年度の主な実績	平成23～25年度の 主な達成すべき成果			
39の「具体的な改革」		23 → 24 → 総括	平成22年度時点	平成23～25年度の主な実績	平成23～25年度の 主な達成すべき成果			
(4)	情報システムの 見直しによる業務 改善・経費節減	B → B → B	・情報システム予算について事前調整を実施 ・電子納品システム検討中	・情報システム予算について必要な予算要求額を圧縮 ・電子納品システム登録件数…3,453件 ・電子納品システム運用による事務経費削減…▲12.4億円	・情報システム予算について事前調整を実施し、必要な予算要求額を圧縮 ・電子納品システム登録件数…3,453件 ・電子納品システム運用による事務経費削減…▲12.4億円	・情報システムの最適化・効率化 ・電子納品システム運用開始(H23～)	91	
(5)	エネルギー使用 量の削減	A → A → A	・庁舎の省エネ改修実施 ・ESCO事業…総合交通センター ・県有施設のエネルギー使用量(原油換算、H22)…55,319kWh	・庁舎の省エネ改修…87施設 ・ESCO事業開始…生涯学習センター・自然史博物館 ・県有施設のエネルギー使用量(原油換算、H25)…48,853kWh(H22比▲11.7%)	・庁舎の省エネ改修実施 ・ESCO事業開始2施設 ・県有施設のエネルギー使用量削減	95		
(6)	公共工事の経費 節減	B → B → B	・設計バリューエンジニアリングワークショップ…23回 ・ワンデーレスポンスプロジェクト試行実施	・設計バリューエンジニアリングワークショップ…28回 ・ワンデーレスポンスプロジェクト実施…24箇所	・設計バリューエンジニアリングワークショップ…31回 ・ワンデーレスポンスプロジェクト本格実施	99		
(7)	県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進	— B → B	・県有施設長寿命化指針未作成(H23) ・各施設管理者が個別に施設整備を計画(H23)	・県有施設長寿命化指針作成 ・長期保全計画作成…9施設着手、うち2施設完成	・県有施設長寿命化指針作成 ・長期保全計画作成	103		
改革7 人材育成と組織管理								
(1)	県政を担う人材の育成	B → A → B	・人材育成方針策定(H18) ・研修の業務への活用性(研修後アンケートの実績)(H21)…77.8%	・目指す職員像や人材育成の方向性、方策などを示した「群馬県における人材育成の考え方」策定 ・職員研修の業務への活用性(研修後アンケートの実績)(H25)…85.1% ・「事業プレゼン」(H24)、「政策プレゼン」(H25)の実施	・研修体系などを整備した新たな人材育成基本方針策定 ・研修の業務への活用性(研修後アンケートの実績)(H25)…86%	107		
(2)	目標管理による業務改善	B → B → B	・評価・検証(C)及び改善(A)の実施	・評価・検証(C)及び改善(A)の徹底	・評価・検証(C)及び改善(A)の徹底	113		
(3)	組織の見直し	B → B → B	・毎年度の見直し ・地方独立行政法人制度活用実績なし	・県民の安全・安心の確保や群馬の強みを活かした施策展開に向けた体制整備 ・公立大学を法人化した場合のメリット・デメリット整理	・より機能的な組織を構築するための毎年度の見直し ・地方独立行政法人制度の該当機関について、制度活用の可否検討	117		
(4)	適正な定員管理	B → B → B	・一般行政部門3,997名 ・教育部門15,881名	・一般行政部門3,960名(H22比▲37名) ・業務の終了や見直しにより必要な人員を生み出し、変化する行政需要に適切に対応できる定員配置を実施 ・教育部門15,768名(H22比▲113名) ・児童生徒数の減少などに対応した効率的な人員配置を実施 ・定員削減による人件費…▲12.4億円	・一般行政部門：行政需要や地方分権改革に的確に対応した適正な定員管理推進 ・教育部門：児童生徒数の変化や学級編制基準の見直しに対応した効率的な定員配置実施	121		
(5)	時間外勤務の縮減	C → A → B	・知事部局計(H21) 415,477時間	・知事部局計(H25) 408,585時間(H21比▲1.7%)	・知事部局 総時間外勤務時間削減 H25末までにH21比▲10%	125		
目標3 健全な財政運営の維持								
改革8 歳入の確保								
(1)	県税収入の確保	B → B → B	・県税徴収率…95.4% ・県税収入未済額…8,978百万円	・県税徴収率(H25)…96.8%(H22比+1.4%) ・県税収入未済額(H25)…5,993百万円(H22比▲2,985百万円)	・県税徴収率の維持・向上 ・県税収入未済額の増加・抑止	129		
(2)	債権の適切な管理と収入未済額の圧縮	B → B → B	・税外収入未済額…1,830百万円	・税外収入未済額(H25)…1,526百万円(H22比▲304百万円)	・税外収入未済額…1,933百万円(H21決算)以下	133		
(3)	未利用財産の売却など	B → B → B	・未利用財産件数…72物件 ・未利用財産売却額及び自主財源収入…18.7億円	・未利用財産件数…50物件(新規発生分を除く。売却19件、貸付3件) ・未利用財産売却額及び自主財源収入…H23:7.5億円、H24:11.5億円、H25:4.3億円	・未利用財産件数…H25末までに50物件(新規発生分を除く。) ・未利用財産売却及び自主財源収入…毎年度H22当初予算の水準(18.7億円)を確保	139		
(4)	安定的な資金調達と調達コストの削減	B → A → A	・市場公募地方債の発行…10年債200億円 ・減債基金運用利回り(H21)…0.695%	・市場公募地方債の発行…5年債100億円、10年債200億円、20年債100億円(毎年度) ・減債基金運用利回り(H25)…1.712%(調達平均利回り比+0.446%)	・市場公募地方債の発行継続 ・調達平均利回りを上回る減債基金運用利回り	143		
改革9 歳出の縮減								
(1)	国関係法人への支出の総点検	B → B → B	・195団体 218件 5.9億円(H23当初予算)	・175団体 208件 5.5億円(H26当初予算) ・休廃止…17件、減額…24件 ・見直し額(H23当初比H26当初)…▲0.4億円	・国関係法人に対して事業の見直し又は分担金等縮減を求める ・分担金等支出理由が乏しいものは支出取りやめ	147		
(2)	県単独補助金の適正化	B → B → B	・334億円(H22当初予算)	・300億円(H25当初予算) ・削減額(H22当初比H25当初)…▲34億円	・H22当初予算(334億円)以下	149		
(3)	事業評価制度の強化	B → B → B	・事業評価実施 ・公共事業の事前評価、執行時点検、再評価、事後評価の実施 ・政策評価未実施	・見直し対象193事業のうち137事業の評価結果を翌年度の当初予算に反映 ・公共事業の事前評価(24件)、再評価(32件)、事後評価(54件)の実施及び公表 ・政策評価基礎となる総合計画の目標・指標進捗とりまとめ	・予算編成により反映しやすい事業評価実施 ・計画段階から完成後までの公共事業評価実施 ・政策評価実施	153		
(4)	基礎的財政収支の黒字の維持	B → B → A	・臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス)…134億円の黒字(H21) ・臨時財政対策債を除いた県債残高(一般会計)…7,820億円	・臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス)…H23:431億円の黒字、H24:407億円の黒字、H25:344億円の黒字 ・臨時財政対策債を除いた県債残高(一般会計)…H23:7,604億円、H24:7,394億円、H25:7,183億円	・臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字維持 ・臨時財政特別債を除いた県債残高縮減	157		
改革10 公営企業改革								
(1)	企業局改革	B → B → B	・発電所の計画的な新設・改良・修繕など ・団地分譲…ふれあいタウンちよだ住宅3区画、板倉ニュータウン住宅18区画、産業系団地9ha(H21)	・新規発電所建設…新利南、八ツ場、田沢 ・団地分譲…ふれあいタウンちよだ住宅11区画・住宅系商業3区画、板倉ニュータウン住宅62区画・産業用地5.1ha、多田山産業団地3.3ha、その他産業系団地25.9ha	・中期経営計画の実施、評価、修正、公表 ・電気事業…新規2発電所 ・団地造成事業…以下を分譲(ふれあいタウンちよだ65区画、板倉ニュータウン住宅145区画・産業用地22.4ha、多田山産業団地3.0ha、その他産業系団地30.5ha)	161		
(2)	病院局改革	B → B → B	・病院事業決算収支差額…▲8.16億円 ・高度専門医療を必要とする患者受入数…265,889人 ・患者1人1日当たり入院収入…55,917円	・病院事業決算収支差額…▲2.02億円(H25) ・高度専門医療を必要とする患者受入数…H23:260,416人、H24:252,203人、H25:247,689人 ・患者一人当たり入院収入…H23:57,522円、H24:61,216円、H25:61,196円	・病院事業決算収支差額…▲2.02億円(H25) ・高度専門医療を必要とする患者受入数…268,000人(H25) ・患者1人1日当たり入院収入…58,351円(H25)	167		

【評価水準の考え方】

「実績評価(質的評価)」評価段階 ※「達成すべき成果1」に対する実績評価

A 大きな成果あり	計画を上回る成果があったもの
B 成果あり	おおむね計画どおりの成果があったもの
C 実施(具体的取組あり)	計画に掲げる成果は出ていないが具体的な取組は実施したもの
D 検討等(具体的取組なし)	具体的な取組に至らなかったもの(検討段階止まり。事情変化で実施困難)

**群馬県行政改革評価・推進委員会（第三者委員会）からの
行政改革大綱（平成23～25年度）（新行政改革大綱）の推進に関する全般的な意見**

- 全体的に取組の成果が表れているものと受け止めているが、結果ばかりを求め過ぎて、本来ある個々の事業が持つ趣旨が損なわれないよう、継続した取組をお願いしたい。

- システム開発・改修による効果・成果と投資額の改修予想などの試算がなされていない。
具体的には、事務処理であれば事務処理時間・事務人員・事務量等の削減または省力効果の計量的な試算がなされるべきである。

- 事業の見直しの中で新しい手法での取組が多いように思われる。取組自体は評価されるが、取組前の段階で又は取組の過程で、実態と手法がマッチングするかなどの検証があってもよいのではないかと考えられる。

- 政策自体が縦割になっていると、見直し対象が同一で業務別に別の課題での取組みとなっていて相互に関連して最終的には同じ成果や結論に至るような事案もあったように思われる。例えば、情報システムと各業務の効率化や公の施設のあり方とエネルギー使用量の削減など。

- 当委員会以外でも、さまざまな審議会・委員会やアンケート調査により、県全体では膨大な数の意見が寄せられている。そういった県に寄せられた意見を整理・分析する専門組織や仕組みが整備されていると、第三者委員会での議論がもっと活発になると思われる。寄せられた意見をデータベース化してキーワード検索できるような仕組みがあると、県庁内だけでなく県民の間でも共有化され、県民参画型の政策形成ができて議論が盛り上がると思われる。

(1) パブリックコメントの拡充

主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募っているパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階や政策実施後の評価の段階などに、幅広く行うための仕組みを整え、実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

パブリックコメントについては、政策立案段階の実施についても可能（県民意見提出制度運営要綱第7条第3項）とされているものの、ほとんど実施されていないなど効果的な活用が求められているところ。

より県民目線の政策づくりや実施した政策の評価・見直しを行うために、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案を検討する早い段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントを実施することができる仕組みを整える必要があります。

達成すべき成果1

- ① 仕組みの検討・試行
計画や条例など主要な政策に係る方針・原案段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントの実施ができる仕組みをつくり、試行します。
- ② 本格運用
試行後、本格運用します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月まで16件実施したもののうち立案段階でのパブリックコメント実施 1件（第14次群馬県総合計画） ・評価段階でのパブリックコメント実施 仕組みなし 	目標値	—	—	② 政策の立案段階・評価段階などのパブリックコメントの実施 4件以上
	工程	① 仕組みの検討	① 評価段階での仕組みの検討 ② 政策の立案段階 ＝評価段階 などのパブリックコメントの試行、本格運用	① 本格運用（11月～）
実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
	達成度実績値	B	B	A
	実工程	① <ul style="list-style-type: none"> ・立案段階の手続を簡素化するための仕組みづくり（県民生活課） ・評価段階での仕組みづくりに向けた検討（（総）総務課） 	① <ul style="list-style-type: none"> ・評価段階での仕組みの素案を検討 ・指定管理者の管理運営状況及び公社・事業団等の経営状況について、ホームページで意見募集を試行（以上、（総）総務課） ② 政策の立案段階のパブリックコメントの実施 2件（県民生活課）	① <ul style="list-style-type: none"> ・計画等の「評価段階」における県民意見の反映に係る指針を策定 ・策定時に実施した調査によれば、36（64.3%）の計画等で第三者評価等を実施する予定（以上、（総）総務課） ② 政策の立案段階のパブリックコメントの実施 5件（県民生活課）
		関連する取組	関連する取組	
		<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に対するパブリックコメントの実施（畜産課） ・事業の計画段階での受益者、地域住民の意見反映の機会設定（農村整備課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に関するパブリックコメントの実施（環境保全課） ・事業の計画段階での受益者、地域住民の意見反映の機会設定（農村整備課） 	
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成23年度	評価 C 成果 <ul style="list-style-type: none"> 立案段階の手続きを簡素化するため、「県民意見提出制度運営要綱」を改正しました。(県民生活課) 政策実施後の評価段階においてパブリックコメント等により県民意見を募集し反映する仕組みについて、関係所属と検討を始めました。((総)総務課) 	要因分析
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 立案段階での実施について要綱改正後の取組状況を検証していく必要があります。(県民生活課) 評価段階における県民意見の募集を行う対象や実施方法についてを更に検討する必要があります。((総)総務課) 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県民意見の反映を、効率的・効果的に行い、実効性の高い仕組みを構築するためには、現行のパブリックコメントの実施方法の工夫に加え、その他の様々な手法についても、調査・検討が必要です。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 評価段階における実施について、23年度の検討では対象や実施方法等に関して結論に至らなかったため、工程を見直しました。 	
平成24年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> ① 素案の検討に留まりました。((総)総務課) ② 群馬県文化振興指針及び群馬県子ども・若者計画について、政策の立案段階のパブリックコメントを実施し、寄せられた意見は、その後の計画づくりの参考にすることができました。(県民生活課) 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画立案段階でのパブリックコメント自体の活性化が課題となっています。 ② 県民意見を、より幅広く指針や計画づくりに反映させるため、立案段階(骨子及び素案の段階)でパブリックコメントを実施しました。(県民生活課)
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画立案段階でのパブリックコメントの活性化を図るとともに、評価段階での県民意見の提出、反映に関する効果的な実施方法について検討が必要です。((総)総務課) ② 政策の立案段階での実施について取組状況を検証していく必要があります。(県民生活課) 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> ① 評価段階のパブリックコメントについては、政策立案段階での関係者や政策立案の対象者など関心を持つ範囲が限られる可能性があります。((総)総務課) ② 県民意見の反映を、効率的・効果的に行い、実効性の高い仕組みを構築するためには、現行のパブリックコメントの実施方法の工夫に加え、その他の様々な手法についても、調査・検討が必要です。(県民生活課)
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成25年11月を目途に、パブリックコメントのみならず、様々な手法について検討を行い、評価段階における県民意見の反映及び公表を進めます。((総)総務課)(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。) 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画等の「評価段階」における県民意見の反映に係る指針を策定しました。((総)総務課) ② 第2期群馬県教育振興基本計画、群馬県行政改革大綱、ぐんまDV対策推進計画(第3次)、群馬県消費者基本計画及び群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針について、政策の立案段階のパブリックコメントを実施し寄せられた意見は、その後の計画づくりの参考にすることができました。(県民生活課) 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> ① 群馬県行政改革評価・推進委員会の意見を踏まえて、「評価段階」における第三者評価(第三者委員会、パブリックコメント等)を導入しました。((総)総務課) ② 運用開始から1年が経過し、順調に立案段階(骨子及び素案の段階)でのパブリックコメントが定着してきており、実施件数も増加しています。(県民生活課)
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> ① 上記指針に基づく実施状況と効果などをフォローアップしていく必要があります。((総)総務課) 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> ① 上記指針の実効性を確保することが必要です。((総)総務課)

② 政策の立案段階での実施について、取り組み状況を継続して検証していく必要があるとともに、意見募集を実施する際に、県民に対し効果的に情報提供を行い幅広い意見を求める必要があります。(県民生活課)

② 意見提出数が低調であることから、群馬県情報公開審議会の審議内容を踏まえ、県民に対する周知方法を工夫(県内大学の幾つかの学部やゼミでパブリックコメントについて取り上げてもらい、学生から意見を聴取する協力を求めるなど)し、県民の県政への関心及び参画意欲を高めることが必要です。(県民生活課)

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定

① フォローアップ調査の実施((総)総務課)

総括
評価

理由

A

- ① 計画等の実施や次期計画等の策定に県民意見を反映するため、政策実施後の評価の段階において第三者評価を導入し、県民意見を聴取する方法(第三者委員会、パブリックコメント等)を定めた指針を策定しました。(総)総務課
- ② 政策立案段階におけるパブリックコメントの実施件数は7件と、目標値を上回ることができました。しかし、提出意見数は多くなく、県民意見の効率的・効果的な反映の点から現状を考えると、パブリックコメントの実施方法及びその他様々な手法について継続して調査・検討を行い、提出意見の増加を図る必要があります。(県民生活課)

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成
23
年度

- ・ パブリックコメントは、一部の方にしか理解されていない。幅広い県民にパブコメへの参加を促すよう、県HPや各種団体へPRを実施しコメントを募集することが必要である。
- ・ 現在の制度ですら有効に実施されていないし、県民の意識もそこまでっていない。さらに評価段階における意見の募集を行うのであれば、対象や実施方法をしっかり検討する必要がある。
- ・ 政策立案段階におけるパブリックコメントがほとんど実施されていない要因が手続きの煩雑さにあったと判断した理由が不明瞭である。政策立案段階の実施も「可能」としている任意性にこそ、実施件数の少なさは起因しているのではないか。
- ・ 評価段階でのパブリックコメントの仕組みづくりの進捗を図るべき。

平成
24
年度

- ・ 計画立案段階でのパブリックコメントの仕組みが難しいのではないか。評価段階での仕組みづくりに特化して改革を早めてはどうか。24年度は着実に前進している。25年度の本格運用に期待したい。
- ・ 県民の意向を集約するには未だ初歩段階であり、研究を継続されたい。
- ・ 本当に欲しい意見や良い意見をもらおうとするならば、双方向の話し合いのような手段が必要なのではないか。一般県民や企業の意見は、意識を持って取り込んでいこうとしないと出てこない。
- ・ 現ホームページのみの募集では対象者の範囲が限定される。多様な情報チャンネルを活用して県民意識を高めることが必要である。「ぐんま広報」に「県民の声」コーナーを常設するなどその一つと考えられる。
- ・ 対象となる政策が基本的な政策になっているが、一方で住民にとって最も重要なのは、本人が受益者になるなど、影響を受けることになる可能性のある政策についてであり、できるだけ早い段階で、意見を反映させたいとするものであると思う。それは基本的な政策よりも、より具体的な政策に該当するものと思う。「関連する取組」に、事業の計画段階での受益者、地域住民の意見反映の機会の設定等の記載があり、一応評価できるが、行政として広く一般に、一般的な基本的な意見を求める仕組み(パブコメの実施)よりも、政策立案段階で具体的な影響を受ける可能性のある住民・団体を適切に抽出し(パブコメは補完)、その方々の意見を拾うことに注力した方が、基本的な政策についてパブコメを求める形式的な仕組みづくりよりも優先すべき課題ではないか。
- ・ 「県単独補助金一覧」(改革9(2)県単独補助金の適正化関係)について、年に一度新聞に公表し、その際にパブリックコメントを募集してみてもどうか。県民もそういった情報公開を期待しているのではないか。県民からの意見はかなりある。
- ・ 求める人が求める情報だけが公開されるというのではなく、普通に生活している人が情報を得る機会があってもよいのではないか。そういった意味で、年一度でも新聞に情報を載せるといっては有効ではないか。
- ・ 政策立案段階の実施についても可能とされているものの、パブリックコメントがほとんど実施されていないということだが、実施するかどうかを担当部署にゆだねること自体に問題がある。特別な理由がない限り原則実施といった要綱改正が求められる。

- ・ パブコメが年々浸透しているようだが広く意見を募るため趣旨からすると個人を対象とした手段であり、必要ではあるが限界があるのではないだろうか、諸団体の意見を取り入れるような工夫が必要だと思う。
- ・ パブコメに対する課題を全国自治体でも抱えており、それらの改善例も取り入れてシステムアップをお願いしたい。
- ・ 政策立案段階におけるパブリックコメント実施件数が目標値を上回ったことは評価できる。政策立案段階のパブリックコメントを取り込む仕組み作りが整備され、実践まで進み、提供情報の分かりやすさに工夫の跡が見られ目標以上の進捗と評価する。今後も継続的に研究して欲しい。が、提出意見数が少ないことが課題である。仕組みができて意見が出てこなければ役に立たない。有効な意見を拾い集める手法に改善が必要である。県民は自分が関係する政策であれば、関心を持つことができる。関心を持つ県民にパブリックコメント実施情報が伝わるような工夫が必要である。現状では、県HPを見てもパブリックコメントの募集が分かりづらい。
- ・ 県民が県の情報を知るのには、ぐんま広報か新聞ではないか。県のホームページの閲覧は、知りたいことがあった時などに限られてしまうのではないか。そういった事を考えると、自然と手にするぐんま広報や新聞にパブリックコメント募集を載せるのが、県民に浸透する手段としてはいいのではないか。
- ・ 「計画等の『評価段階』における県民意見の反映に係る指針」の策定は一步前進だと思うが、「県民意見提出制度運営要綱」の改正ではなく、なぜ指針策定なのかが明瞭でない。指針を県のホームページから見ることが容易でない。政策の実施後における評価をパブリックコメントの範囲外としていることが、この指針と矛盾するように思われる。パブリックコメントの実施件数（実数）を目標数値とすることにはあまり意味がない。
- ・ 電子情報処理組織やその他情報通信の技術を利用して、行政から住民へ、住民から行政へと双方向に発受信できる住民参加の体制・仕組みづくりは電子自治を進める上で重要であるが、この3年間の取り組みは試行的または実験的であったと言える。実績の総括評価にもあるとおり、引き続き調査・検討が必要と思われる。情報処理組織や情報通信技術の利用状況や行政に対する住民の参加意識並びに地域の特性など、さらには政策・課題など情報の種類によっては意見を求める手段や方法も異なり一律ではないと思われる。

担当所属 県民生活課、(総)総務課、各所属

(2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の増加

重要な政策や方針を公正性や専門性の立場から審査する審議会などについて、公募委員の割合を高めるとともに、引き続き女性委員の増加に努めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

県民の県政への参画の機会を拡充し、女性の参画率を上昇させることは、政策決定過程において多様な意見・視点が反映されるだけでなく、行政運営における公正性の確保という観点からも大変重要なことです。

しかし、本県における公募委員の割合は1.9%（平成22年8月1日現在）、女性委員の占める割合は29.6%（平成22年3月1日現在、行政委員会の委員を含む。）であり、全国的にみても低い割合であることから、それらの向上に向けた取組が必要とされています。

達成すべき成果 1

設立時・改選期における、審議会などの委員選任に当たり、次の点について重点的に取り組みます。

- ① 公募を採り入れている審議会などの数及び公募委員数の割合を高めること
- ② 女性の参画率を上げること

また、これらと合わせて、充て職（委員を選任する際に、特定の団体の長などの職を指定して充てること）の見直しを進めることとします。

達成すべき成果 2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 公募委員を含む審議会等数の割合 7.1% (5/70、H22年8月現在) イ 公募委員の割合 1.9% (16/813、H22年8月現在) ② 女性委員の割合 29.6% (H22年3月1日現在) ・行政委員会の委員を含む。 ・H23年1月現在全国平均33.9% (群馬県：40位)	目標値	①ア 平成25年度末までに10%以上 イ 平成25年度末までに 3%以上 ② 31.4%	①ア 平成25年度末までに10%以上 イ 平成25年度末までに 3%以上 ② 32.3% 33.4%	①ア 10%以上 イ 3%以上 ② 33.2% 34.0% ※
	工程	① 公募未導入の審議会などへの導入・公募委員数の増加 ② 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用	① 公募未導入の審議会などへの導入・公募委員数の増加 ② 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用	① 公募未導入の審議会などへの導入・公募委員数の増加（随時） ② 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用 ・女性人材データバンク(DB)整備(7月頃まで) ・審議会改選期調査及び積極的な働きかけ(随時)

※ ② 女性委員の割合については、第3次群馬県男女共同参画基本計画（推進期間H23～27年度）に、H27年度までに35%とする目標を掲げています。

実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）

達成度	B	B	B
実績値	① ア 公募委員を含む審議会等数の割合 9.9% イ 公募委員の割合 2.6% (H23年8月現在) ② 女性委員の割合 32.8% (H24年3月1日現在)	① ア 公募委員を含む審議会等数の割合 11.8% イ 公募委員の割合 2.6% (H24年8月現在) ② 女性委員の割合 33.1% (H25年3月1日現在)	① ア 公募委員を含む審議会等数の割合 13.2% イ 公募委員の割合 2.6% (H25年8月現在) ② 女性委員の割合 35.7% (H26年3月1日現在)

		① 「附属機関の設置及び運営指針」に基づき、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施	① 「附属機関の設置及び運営指針」に基づき、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施 ② ・ 女性人材DB整備用調査実施（1月） ・ 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用	① 「附属機関の設置及び運営指針」に基づき、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施 ② ・ 女性人材DBの関係機関への配布（7月） ・ 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用の働きかけを実施
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価	B		
	成果	要因分析		
	① 公募委員を含む審議会等数の割合 9.9%(対前年度+2.8ポイント) ※H23.8月現在 公募委員の割合 2.6%(対前年度+0.7ポイント) ※H23.8月現在 ② 女性の参画率 32.8%(対前年度+0.8ポイント) ※H24.3月現在	① 前記指針に基づき、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施することにより、目標達成に向けて着実な成果が出ています。		
	課題	要因分析		
① 政策決定過程における多様な意見・視点の反映や行政運営における公正性の確保の観点から、平成21年度に策定した前記指針に基づき、不断の見直しが必要です。(総総務課) ② 職指定で選任される委員の女性割合が低いこと、職指定から団体指定で委員を選任する方向へ見直しを行うよう働きかけるなど、女性の参加機会の増加を図る必要があります。(人権男女共同参画課)	② 審議会などの設立時、改選期における積極的な女性の登用により、参画率が向上しましたが、専門的な知識を要する分野での女性割合が低いことが要因となっています。			
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
・ 23年度の実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。				
平成24年度	評価	B		
	成果	要因分析		
	① 公募委員を含む審議会等数の割合 11.8%(対前年度+1.9ポイント) ※H24.8月現在 ② 女性の参画率 33.1%(対前年度+0.3ポイント) ※H25.3月現在	① 審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施することにより、目標を上回る成果が出ています。(総総務課) ② 審議会の設立時、改選期における積極的な女性の登用により参画率が向上しました。(人権男女共同参画課)		
	課題	要因分析		
① 公募委員の割合 2.6%(対前年度±0ポイント) ※H24.8月現在	① 審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施していますが、審議に当たって特に専門的な知識経験等を必要とする審議会等での導入が進まず、公募委員の割合は、横ばいで推移しています。(総総務課)			

	② 積極的な働きかけにより、徐々に参画率は上昇していますが分野によっては女性委員の登用が進まない審議会等があります。	② 職指定や専門性の高い分野などで女性委員の登用が進んでいません。(人権男女共同参画課)
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
	① 引き続き、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施します。	
	② <ul style="list-style-type: none"> 女性人材データベースの整備により、専門的な知識を要する分野でも登用できる人材の情報を提供できるようにします。 個々の審議会等の改選期を調査し、個別の働きかけを実施します。 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	① 公募委員を含む審議会等数の割合 13.2%(対前年度+1.4ポイント) ※H25.8月現在	① 審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施することにより、目標を上回る成果が出ています。(総)総務課
	② 女性の参画率 35.7%(対前年度+2.6ポイント) ※H26.3月現在	② 審議会の設立時、改選期における積極的な女性の登用により参画率が向上しました。(人権男女共同参画課)
	平成25年度の課題	要因分析
① 公募委員の割合 2.6%(対前年度±0ポイント) ※H25.8月現在	① 審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施していますが、審議に当たって特に専門的な知識経験等を必要とする審議会等、公募がなじまない審議会等での導入が進まず、公募委員の割合は、頭打ちの状況にあります。(総)総務課	
② 積極的な働きかけにより、参画率は上昇していますが、分野によっては女性委員の登用が進まない審議会等があります。	② 職指定や専門性の高い分野などで女性委員の登用が進んでいません。(人権男女共同参画課)	
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
① 審議会等を性質別に分類し、公募委員の登用を推進する審議会等を整理した上で、各審議会委員改選前に、委員構成の見直しにより登用を促進します。(総)総務課		
② 女性の参画率について、さらに引き上げられるよう以下の取り組みを行います。(人権男女共同参画課)		
ア 新たな人材を発掘し、女性人材データベースを充実させ、継続的な働きかけを行います。		
イ 将来に向けては、女性人材を育成するための効果的な方法を検討していきます。		
総括評価	理由	
B	① 公募委員の割合については目標達成に至りませんでしたでしたが、公募導入機関の割合は目標を達成しました。また、いずれの実績値も、3年前に比べ向上しています。(総)総務課	
	② 女性委員の割合については、第3次群馬県男女共同参画基本計画(H23年度～27年度)に、H27年度までに35%とする目標を掲げ取り組んでいますが、女性人材DBの整備や、改選期における個別の働きかけなどの実施により、平成25年度の実績は35.7%となり、目標を達成することができました。引き続き、参画率の向上を目指し取り組みます。(人権男女共同参画課)	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 公募割合が上がってきたことは評価するが、県の審議会では、同じ委員が複数の委員会を担っていることがあり、もっと幅広く公募してはどうか。 女性の参画率が上がることは嬉しいが、充て職は止めて専門的知識を持った人の登用が効果的である。 女性の参画率は全国順位も低い。もっと努力する必要がある。 県の案を承認するだけの様な会議は減ってきており、率直な意見を言う男性委員も増えたと感じるが、県民・生活者として本音が言える女性委員を一層増やすべき。また、委員の固定は避けるべき。 数値目標が低過ぎるのではないか。 公募委員、女性委員とも割合の上昇だけにこだわるのではなく、委員の資質を重視して選定すべきである。 	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員の増加については評価できる。25年度は35%の目標を達成してもらいたい。公募委員の増加にも尽力してもらいたい。 公募について、多くの県民に周知できれば参画率の向上も期待できるのではないかと考える。 単に県民の県政への参画機会の拡充であれば、公募委員や女性委員、専門有識者等の構成比率の問題であるが、テーマや課題によっては一律ではない。単なる参画機会の拡充だけでなく意見や考えを求め県政に反映させることも目的とするのであれば、委員会での発言だけではなく、他の手段や方法で意見や考えを集約することも考えられる。 該当委員会で役に立たない公募委員・女性委員の安易な導入には絶対に反対。県民の役に立たない。まさに無駄。従来以上に、普段から有用な人材に対する情報を蓄積する仕組みを強化することが重要。女性人材データバンクだけでなく、男性人材についても、同種の仕組みを従来以上にレベルアップすべきである。このような仕組みが機能すれば、自然に女性に関して言えば、平均的な進出割合になるはずである。 一律にすべての審議会等に公募委員枠を設けるのではなく、公募委員主体の県民会議、有識者主体の審議会など整理する必要がある。 直接会議に参加することのほか、県が行うアンケート調査に回答するというように、県民参加にはいろいろな手法や対象がある。参加を総合的に捉える必要があるのではないかと。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員の割合について改善が進んでいない。委員の公募を実施する業務過程において「ぐんま広報」に掲載することを必須にする等県民に周知させる手法に工夫が必要ではないかと。 政府の女性活用ということもあり、女性委員の数値目標達成は必須であろう。それに比較すると、公募委員の割合が本当に少ないことが残念である。パブリックコメントが少ない現状では、多種多様な意見を求めるという意味でも、3%以上を目標というのではなく、それ以上を目指して積極的に公募委員を採用してもらいたい。 女性参画率が増加していることは評価できる。女性人材データバンクの充実に腐心されていると思う。県内諸企業・団体との連携をさらに進めて女性人材データバンクの充実を図り、専門知識・経験に基づき、審議委員を選定して欲しい。 現状では、まず量の確保、とにかく公募委員、女性委員の定数を増やすという意味での目標設定であるということであり、そういう意味では、数値目標は達成（公募委員割合は未達成であるが、ほぼ達成）できたのだから、評価はBでなくAでよいと思う。今後は、質の確保も図ってゆくべきである。 効率的な行政運営と住民サービスの充実と行政への住民参加を促すものとして評価されているが、公募委員が低調であり、とりわけ女性委員が低調という現状は県民全体、特に女性の行政に対する意識が低調といえるのではないかと。応募の絶対数や選任対象者数が少ないということであれば、単なる比率にこだわるのではなく、県民意識を高める情宣活動などの方策を検討すべきではないかと。 要因分析の①の記述は平成24年度のそれと同じである。具体的に記述したほうがよい。幅広い女性委員の登用という点からは、委員に重複がないかが気になる。
担当所属 (総)総務課、人権男女共同参画課	

(3) 県民参画型公共事業の拡充

社会資本整備に県民のニーズをより反映させて事業を実施するために、県民参画型公共事業の対象をさらに拡大します。

現状・課題（平成22年度末現在）

道路などの社会資本整備事業の計画・実施に当たり、透明性、公正性を確保し、利用者である県民の理解と協力を得るため、また、県民の使い勝手のよい社会資本整備の実現のため、これまで施工者中心に行われていた過程に県民の主体的な参画を促進する、県民参画型公共事業を推進しているところです。

今後、さらに、対象事業を拡大していき、県民参加の取組を積極的に実施していきます。

達成すべき成果 1

以下のようなパブリックインボルブメント（道路など公共事業の計画作成に住民参加を図る方式）の各種手法により、「県民が何を必要としているか」「使用者が求めているのは何か」を把握するとともに、計画の決定プロセスを明確にし、透明性、客観性を高める県民参画型公共事業を実施します。

ア ワークショップの開催

協働作業や話し合いなどにより、意見、要望、提案を把握し、事業計画に活かします。

イ オープンハウスの開設

該当事業の計画などの情報提供を行うとともに、質問したりすることができる場を一定期間設けます。

ウ 座談会の開催

エ アンケートの実施

オ ニュースレターの配布

達成すべき成果 2（数値等の目標）（**太字**・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
・ 県民参画型公共事業 9事業(H21年度) 14事業(H22年度) 内訳：河川事業、道路事業（車道拡幅、歩道整備、交差点計画、駅周辺整備 など）	目標値	12事業	12事業	12事業
	工程	・実施（見直し、改善を含む。）	・実施（見直し、改善を含む。）	・実施（見直し、改善を含む。）
	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
	達成度	A	A	A
実績値	16事業	13事業	12事業	
実工程	・ 県民参画型公共事業を16事業で実施	・ 県民参画型公共事業を13事業で実施	・ 県民参画型公共事業を12事業で実施	
	関連する取組	関連する取組	関連する取組	
	・ 「農地・水保全管理支払交付金」を通じた地域参加による農業用水路等の施設の保全（農村整備課）	・ 「農地・水保全管理支払交付金」を通じた地域参加による農業用水路等の施設の保全（農村整備課）	・ 「ぐんま緑の県民基金」を通じた荒廃した里山・平地林、竹林等整備（林政課）	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A.大きな成果あり B.成果あり C.具体的取組あり D.具体的取組なし）

評価	B	
平成23年度	成果	要因分析
	・ 県民参画型公共事業を16事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。	・ 県民参画の継続的な取り組みが各関係者に浸透したことから、目標値である12事業を達成する成果を得られました。
	課題	要因分析
	・ 県民参画の結果を評価し情報や経験を蓄積する必要があります。	・ 県民参画の業務を合理的、効率的に進めるためには、過去の事例を活かすことや改善を図ることが必要です。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
—		

平成24年度	評価 B																				
	<table border="1"> <tr> <td>成果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を13事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体例としては、地域の関係者と通学路の点検・検証を行い、歩道の段差解消や車両飛込み防止のためのガードパイプの設置など、きめ細やかな対策を実施しました。 </td> <td>要因分析</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みが各関係者に浸透したことから、目標値である13事業を達成する成果を得られました。 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定する必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) </td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の業務を合理的、効率的に進める必要があります。 </td> <td>要因分析</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民との対話の場においては、議論を目的に沿って円滑に進行管理できるようにすることが必要です。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> </table>	成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を13事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体例としては、地域の関係者と通学路の点検・検証を行い、歩道の段差解消や車両飛込み防止のためのガードパイプの設置など、きめ細やかな対策を実施しました。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みが各関係者に浸透したことから、目標値である13事業を達成する成果を得られました。 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定する必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 	課題	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の業務を合理的、効率的に進める必要があります。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民との対話の場においては、議論を目的に沿って円滑に進行管理できるようにすることが必要です。 	成果・課題を踏まえた今後の取組予定											
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を13事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体例としては、地域の関係者と通学路の点検・検証を行い、歩道の段差解消や車両飛込み防止のためのガードパイプの設置など、きめ細やかな対策を実施しました。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みが各関係者に浸透したことから、目標値である13事業を達成する成果を得られました。 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定する必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 																	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の業務を合理的、効率的に進める必要があります。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民との対話の場においては、議論を目的に沿って円滑に進行管理できるようにすることが必要です。 																		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定																					
平成25年度・総括評価	<table border="1"> <tr> <td>平成25年度の成果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を12事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体的には、通学路の点検・検証による安全対策や歩道整備に伴う計画案の策定などを実施しました。 </td> <td>要因分析</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みにより、目標値である12事業を達成する成果を得られました。 また、県民参画の効果が高まるよう、関係者に広くアンケートをとった上でワークショップを行うなど対象事業に適した参画方法となる工夫を行いました。 </td> </tr> <tr> <td>平成25年度の課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実施効果の高い事業を選定する必要があります。 </td> <td>要因分析</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定し、県民意見を積極的に反映する必要があります。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の効果が期待できる事業の選定や対象事業に適した参画方法に工夫することにより引き続き効果的な県民参画型公共事業を推進します。 </td> </tr> <tr> <td>総括評価</td> <td>理由</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を継続的に取り組み、利用者である県民の声を活かした使い勝手のよい社会資本整備の推進ができました。 </td> </tr> </table>	平成25年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を12事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体的には、通学路の点検・検証による安全対策や歩道整備に伴う計画案の策定などを実施しました。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みにより、目標値である12事業を達成する成果を得られました。 また、県民参画の効果が高まるよう、関係者に広くアンケートをとった上でワークショップを行うなど対象事業に適した参画方法となる工夫を行いました。 	平成25年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> 実施効果の高い事業を選定する必要があります。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定し、県民意見を積極的に反映する必要があります。 	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定				<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の効果が期待できる事業の選定や対象事業に適した参画方法に工夫することにより引き続き効果的な県民参画型公共事業を推進します。 				総括評価	理由	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を継続的に取り組み、利用者である県民の声を活かした使い勝手のよい社会資本整備の推進ができました。 	
	平成25年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を12事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 具体的には、通学路の点検・検証による安全対策や歩道整備に伴う計画案の策定などを実施しました。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みにより、目標値である12事業を達成する成果を得られました。 また、県民参画の効果が高まるよう、関係者に広くアンケートをとった上でワークショップを行うなど対象事業に適した参画方法となる工夫を行いました。 																	
	平成25年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> 実施効果の高い事業を選定する必要があります。 	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 技術的な合理性で判断される補修工事や緊急的に対応する応急工事など、県民参画の効果が期待できない事業があります。そのため、実施効果の高い事業を選定し、県民意見を積極的に反映する必要があります。 																	
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定																				
	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画の効果が期待できる事業の選定や対象事業に適した参画方法に工夫することにより引き続き効果的な県民参画型公共事業を推進します。 																				
総括評価	理由	<ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を継続的に取り組み、利用者である県民の声を活かした使い勝手のよい社会資本整備の推進ができました。 																			
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見																					
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの地域で行なわれる公共事業に幅広く県民の声が反映でき大変良いことである。目標値もクリアしており、評価できる。 身近にある道路事業に県民が参画する事業で、目標値も上回っており、素晴らしい。 全体の公共事業から見ればごく一部での実施にとどまっているのではないか。 																				
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 県民目線での意見が反映される事業として良い。引き続き大いに推進すべき。対象範囲・目標値をさらに上げるべきである。 県民のニーズを拾い上げることが重要。沢山のニーズが埋もれているはずである。 日常生活環境等の基盤となる社会資本の整備においては、利便性や安心・安全性への対応策が住民ニーズとして高い。政策指標として対象とする総事業数に対する達成度や住民ニーズに対する適応率など、公開に当たって成果を明確にすることも住民参加意識の向上に繋がると考えられる。 高崎の競馬場跡地の利用案件など、大型のプロジェクトこそ官民が一体となって進めてほしい。6月6日の経済諮問会議で紹介された、オガールプロジェクトのような案件が群馬県でもできないか。 県民参画型公共事業の過去の事例を積極的にホームページ等で公表すべき。 																				

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はばたけ群馬・県土整備プラン」を上位概念として県民参画事業を増やしている実績は評価できる。 ・ 県民の望む形での公共事業の推進に今後も期待したい。 ・ 県民参画の結果・評価がホームページで簡単に検索できなかった。県民参画型公共事業の過去の実績事例を積極的にホームページ等で公表してもらいたい。具体的にどのような点に、県民の意見が反映されているのかを公開して欲しい。意地悪な言い方だが、都合のよい意見ばかりを入れているようなことはないかのチェックシステムも検討すべき。 ・ 住民ニーズの高い生活環境等に関する事業は積極的な住民参加が期待できるので、これまでの経験・ノウハウを活かした取組みを期待したい。農業用水路等の施設保全などは農業事業者が関係することから協働事業として取り組むことも考えられるのではないかな。 ・ 森林整備事業におけるボランティア、NPOの参加拡大に期待したい。 ・ 県民参加の道路維持管理という点でビッグデータの活用などを期待したい。
担当所属	建設企画課監理課、各所管所属

(MEMO)

(1) 電子申請等受付システムの拡充

県への申請・届出や公共施設の予約など、いつでも、どこからでも行うことができる電子申請等受付システムの対象を拡大するとともに、手続の簡素化などによって使い勝手の向上を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

県と16市町村が共同して平成17年10月から電子申請等受付システムを運用しています。電子申請を行うことができる県の手続数は平成21年度末現在98件。年間利用件数は、平成21年度末までの3年間で約40%増加しています。

平成21年度からクラウドコンピューティングによるシステムを採用し、年間運用費を約3分の1（9,600万円→3,600万円）に軽減しました。

その一方で、電子申請の利用率が低い手続も存在することから、戦略的にシステムへの登録事務を選択し、県民サービスの向上や業務能率の向上に結びつけていく必要があります。

達成すべき成果1

- ① 県外からの申込が多い手続、定例性の高い届出、イベント申込みなど県民に身近な手続、電子申請のメリットが高い手続を中心に、毎年100件程度の新たな手続を登載します。
- ② 手続の簡素化や携帯電話から行うことのできる手続の増加など、手続方法を改善し、年間利用件数が毎年10%増加するようにします。
- ③ 申請内容に関する機械的なチェックの実施や集計の効率化などの事務改善により、業務量の削減に努めます。
- ④ 現システムの終期（平成26年8月）に向けて、費用対効果の検証や、より使いやすいシステムのあり方について検討を行います。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 新規登載手続 77件 (H21年度) 117件 (H22年度) ② 年間利用件数 5,201件 (H21年度) 8,602件 (H22年度)	目標値	① 100件 ② 8,800件 (毎年10%増)	① 100件 ② 9,600件 (毎年10%増)	① 100件 ② 10,500件 15,800件 (実績比15毎年10%増)
	工程	①・②・③ 電子申請対象手続の拡大、手続方法の改善、利用件数の増加	①・②・③ 電子申請対象手続の拡大、手続方法の改善、利用件数の増加 ④ 新システムの検討（平成26年度中の稼働を目指す）	①・②・③ 電子申請対象手続の拡大、手続方法の改善、利用件数の増加 ④ 新システムの検討（平成26年度中の稼働を目指す）
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—
	達成度実績値	① 116件 ② 9,887件 (対前年度14.9%増)	① 82件 ② 13,777件 (対前年度39.3%増)	① 66件 ② 14,059件 (対前年度2.0%増)
	実工程	④ 次期システム構築に向けて、様々な事業者のシステムの検討を実施	④ 費用対効果を検証し、次期システムの調達方針を決定	④ 平成26年9月より新システム稼働決定。稼働に向けた作業着手

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成23年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 新たな手続を100件以上登載しました。 年間利用件数が、対前年比較で10%以上増加しました。 次期システム構築に向けて、様々な事業者のシステムの検討を実施しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請の有効性が各所属で認知されてきたことにより、新たな手続数が増加しました。 手続登載課による県民への効果的な周知(QRコード等)と県民の電子申請への理解度の向上により利用件数が伸びました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請を採用しても、従来の窓口や電話による受付も引き続き実施せざるを得ないので、ただちに業務量の削減につながりません。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に限った受付に絞ることが難しいことから、ただちに業務量の削減につながりませんが、手続の簡素化等の事務改善により引き続き業務量の削減に努めていきます。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
平成24年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 年間利用件数が、対前年比較で39.3%と目標の10%以上を大きく上回り、増加しました。 「システムの最適化」を目指して次期システムの調達方針を決定しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 手続登載課による県民への効果的な周知(QRコード等)や県民の電子申請への理解度の向上により、特に県広報誌への応募手続等において利用件数が伸びました。 次期システムの構築に向けて、必要となる機能の検討等を行いました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 新規登載手続数は82件であり、目標が達成できませんでした。 電子申請を採用しても、直ちに業務量の削減につながりません。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に適した新たな手続が少なかったことが原因であると考えられます。 電子申請は受付方法の一つであり、従来の窓口や電話による受付も引き続き並行して実施する必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 年間利用件数が大幅に増えたため、目標を修正し、一層の増加を図ります。 手続の簡素化等の事務改善により引き続き業務量の削減に努めていきます。 より使いやすく、利便性の向上が期待できるシステムを調達します。 		
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 年間利用件数が、対前年比較で2.0%と微増にとどまり、目標を達成できませんでした。 次期システムについて平成26年9月より稼働することが決定し、経費節減を図りました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請利用項目および電子申請利用者がある程度固定され、昨年度大幅に増加したほど裾野が広がらなかった可能性があります。 利用実態に合わせて機能の絞り込みを行うなどシステムの最適化を図り、事業費を削減しました。
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> 新規登載手続数は66件であり、目標が達成できませんでした。 電子申請により削減される業務量だけでなく電子申請のための基礎資料作成等別途増加する業務もあると見込まれ、直ちに業務量の削減にはつながりません。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に適した手続きがある程度継続的に行われており、新規手続きが少なかったことが原因であると思われます。 電子申請の移行後も、基礎資料作成等の業務が一定程度生じるため、その簡素化が必要であると思われます。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 年間利用件数が微増にとどまったため、利用件数の更なる増加を図ります。 新システムの平成26年9月稼働に向け最終確認と現システムからのスムーズな移行を目指します。 		
総括評価 B	理由 <p>電子申請の利用件数については、目標をほぼ達成することができました。また、平成26年9月より新システムを稼働することとし、準備作業を進めています。</p> <p>新規利用件数は目標を達成することができませんでした。次期システムの導入により経費節減を図るとともに、県民の利便性の向上のため、電子申請の利用拡大に努めます。</p>	

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間利用件数も増加し、年度目標を達成したことは、大いに評価できる。 ・ 電子申請システムの利用を誘導するための対策を立て、利用率増加を進めてもらいたい。また、24年度以降の目標件数については上方修正すべき。 ・ 電子申請の利用率が低かった手続きに関して、どの程度利用率が向上したかも考慮すべき。 ・ 効率化は良いが、高齢者への配慮も残しつつ適宜実施されたい。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度実績が82件で目標を達成できなかったが行政の効率化には不可欠な改革であるので、更に推進して欲しい。25年度の目標達成と26年度の新システムに期待したい。 ・ 県と市町村に分散する非効率な業務(事務)をシステム化により手続の簡素化を図ることは、県民サービスと行政事務の効率化に大きな成果が期待されるので、更なる現状手続の見直し拡大を図られたい。 ・ 県のホームページのトップから順に検索していくと、市町村の電子申請にもリンクしていて非常に良い印象を持った。ただ、市町村によっては電子申請が進んでおらず、もっと県が指導し推進すべき。 ・ システム化に意義がある業務が何件あるかを調べずに、新規登載件数を目標にするのは、いかがか。
平成 25 年度 ・ 総 括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非効率な業務(事務)の整備とシステム化による公共サービスの充実を目標とした取り組みは高く評価されるが、今日においてシステムは日々陳腐化していると言われており、十分な成果の無いまま更改されているケースも多いようである。システムの導入にあたっては費用対効果並びに投資回収の観点から目標期間と推進策を設定し、システムユーザーである市町村と一体となって取り組むことが重要である。 ・ クラウドを利用しているとのことなので、ハッキング対策などには万全をお願いしたい。 ・ 本件こそ、県民参画事業であり、利用者サイドの使い勝手等についてのアンケート調査の実施等、意見を広く集め、より一層の利便性の向上も図って欲しい。 ・ 新規システムの活用による経費削減、手続きの簡素化等、効率化を図ってもらいたい。
<p>担当所属 情報政策課</p>	

(MEMO)

(2) 電子入札システムの改善・拡充

「ぐんま電子入札共同システム」について、作業の効率化や操作性の向上などの改善のための更新を行います。

また、これまですべての工事の入札を電子化するなど事務の効率化に取り組んできたところですが、県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札についても、電子入札とします。

現状・課題（平成22年度末現在）

ぐんま電子入札共同システムとして平成18年1月から運営していますが、現行のシステム利用者からは作業の効率化、操作性の向上など様々な要望があり、併せてシステム運営などに要するコストの削減が求められています。

また、電子入札については、コストの削減、入札事務の透明性・公正性の向上、行政事務の効率化につながるものであり、平成20年度からすべての建設コンサルタントなどの委託の入札に、平成21年度からすべての工事の入札に、対象範囲を拡大してきたところです。

更なる事務改善に向けて、物品購入についても電子入札を拡大していく必要があります。

達成すべき成果1

① ぐんま電子入札共同システムについて、以下の機能などを取り込んで更新します。

ア 効率化 参加資格審査の簡易な事項の自動チェック機能や複数の案件の一括開札、指名通知書の一括発行など

イ 操作性向上 工事と物品の画面の統一化、入札参加資格審査申請の複数自治体申請の際の必要書類ガイド表示

ウ コストの低減 既存システムに係る改修を必要としないシステム構築

② 県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札を電子入札とします。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し=期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 平成22年度末までに詳細設計完了 ② 25/30事業で実施 (H22. 11. 24現在)	目標値	—	—	—
	工程	① 総合テスト、運用テスト実施、一部運用開始 ② 年度末までに電子入札化	① 試験運用確認後、本格運用 ② 電子入札の実施	① 本格運用（事務の省力化の実現） ② 電子入札の実施

実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）

達成度実績値	B	B	B
実工程	① 総合テスト、運用テスト実施（建設企画課） ② 一般競争入札51件中45件を電子入札で実施（(会)会計課）	① 試験運用の確認、本格運用を開始（4月）（建設企画課） ② 一般競争入札49件中46件を電子入札で実施（(会)会計課）	① 本格運用を安定的に継続（建設企画課） ② 一般競争入札25件中21件を電子入札で実施（(会)会計課）

事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A.大きな成果あり B.成果あり C.具体的取組あり D.具体的取組なし）

評価成果	B	要因分析
平成23年度	<p>① ぐんま電子入札共同システムの更新に関する成果は次のとおりです。（建設企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率化…システムに参加資格審査の自動チェック機能を付加させ、複数案件の一括開札機能、指名通知の一括発行機能を持たせることができました。 ・ 操作性向上…画面の統一化や入札参加資格審査申請の必要書類ガイド表示機能を付加させることができました。 ・ コストの削減…既存システムとの連携に係る改修が発生しないため、コストを抑制できました。 <p>② 物品購入に係る条件付き一般競争入札51件のうち、電子入札で45件（全体の88%）を執行しました。（(会)会計課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを再構築することにより機能性を向上させ効率化できました。

	課題 <ul style="list-style-type: none"> 物品購入に係る電子入札において、中小零細企業が対応できるか否かが課題です。 電子入札は、利用者がICカードを購入（2年契約の場合で2～3万円程度）することが不可欠であるため、関係者の理解を得ながら電子入札の適用拡大を推進していく必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業においては情報システムを十分に使いこなせる人材が不足しています。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 	
平成24年度	評価 B 成果 ① ぐんま電子入札共同システムの本格運用に関する成果は次のとおりです。（建設企画課） 【効率化】システムに参加資格審査の自動チェック機能を付加したことにより、指名通知の一括発行や複数案件の一括開札ができるようになり、事務の効率化が図られました。 【操作性向上】画面の統一化や入札参加資格審査申請の必要書類ガイド表示機能の付加により事務を効率的に行うことができるようになりました。 ② <ul style="list-style-type: none"> 物品購入に係る条件付き一般競争入札49件のうち、電子入札で46件（全体の93%）を執行しました。 物件等資格者名簿登載業者4,710業者のうち、電子入札の利用者登録業者は1,646業者あり、その中で平成24年度に新規に電子入札の利用者登録を行った業者は303業者でした。（以上、(会)会計課） 	要因分析 ① 新しいシステムは従前のシステムを基に業種毎の表示画面を極力統一させ、機能や操作性を向上させています。また、指名通知の一括発行や一括開札を可能にしたことが事務の効率化に繋がったと考えています。 ② <ul style="list-style-type: none"> 競争性が確保できるものについては電子入札の執行を基本としています。 平成24年度に物件等資格者名簿のうち本社又は委任先営業所を県内に置く未登録業者あてにICカードの購入及び電子入札の利用者登録の呼び掛けをハガキで行いました。
	課題 ① 機能は向上しましたが、システムへの慣れが必要となりましたので、稼働当初は受発注者双方から操作方法等に関する問い合わせが増加しました。 ② <ul style="list-style-type: none"> 物品購入に係る電子入札において、中小零細企業が対応できるか否かが課題です。 電子入札は、利用者がICカードを購入（2年契約の場合で2～3万円程度）することが不可欠であるため、関係者の理解を得ながら、電子入札の適用拡大を推進していく必要があります。 	要因分析 ① 操作説明会等により知識の向上を図りましたが、使用して初めて解ることも多いため稼働当初の説明会には配慮が必要です。 ② 中小零細企業においては、電子入札利用に伴うICカード購入費用の負担感が強くなっています。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ① 操作説明会を実施するにあたり回数や時期など配慮します。また、操作性について利用者の意見を聴取し必要に応じた改良を行います。 ② 電子入札の利便性を周知するために、今後も継続して、未登録業者の理解を得るため、ICカードの購入及び電子入札利用者登録の呼び掛けを行っていきます。特に一般競争入札の紙入札の機会などでは、重点的に登録の働きかけを行っていきます。	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 ① システムの操作方法等に関する受発注者双方からの問い合わせが、前年度に比べると減少しました。本格稼働2年目を迎えたため、操作方法が浸透し、スムーズに処理できるようになりました。（建設企画課） ② <ul style="list-style-type: none"> 物品購入に係る条件付き一般競争入札25件のうち、電子入札で21件（全体の84%）を執行しました。 物件等資格者名簿登載業者は、4,884業者でした。（以上、(会)会計課） 	要因分析 ① 発注者向け操作研修は前回より内容を充実させました。また質疑応答集（FAQ）を充実させるなどにより、利用者の理解度が向上しました。 ② <ul style="list-style-type: none"> 競争性が確保できるものについては、電子入札の執行を基本としています。

平成25年度の課題		要因分析
② ・ 電子入札は、利用者がICカードを購入（2年契約の場合で2～3万円程度）することが不可欠であるため、関係者の理解を得ながら、電子入札の適用拡大を推進していく必要があります。（(会)会計課）		② 中小零細企業においては、電子入札利用に伴うICカード購入費用の負担感が強くなっていると考えられます。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
① 利用者向けのマニュアルや質疑応答集などをさらに充実させて、理解度を上げていきます。 また、物品購入に係る電子入札を実施している会計課と連携して、今後も新たに発生する懸案事項に対応します。（以上、建設企画課）		
② 電子入札の利便性を周知するために、今後も継続して、未登録業者の理解を得るため、ICカードの購入及び電子入札利用者登録の呼び掛けを行っていきます。 特に全庁単価契約案件については、すべてを電子入札での執行としたため、これら案件への参加業者をはじめ、広く登録の働きかけを行っていきます。（以上、(会)会計課）		
総括評価	理由	
B	ぐんま電子入札共同システム更新に伴い、入札事務の効率化や操作性の向上などの改善が達成できました。コストの低減については、前システムの連携仕様を踏襲することで既存システムの改修規模を抑制することができました。 また、県庁において実施する物品購入に係るすべての一般競争入札を電子入札とすることはできなかったものの、物品購入に係る条件付き一般競争入札のうち、8～9割を電子入札で執行することができました。また、紙入札での執行時における電子入札利用者登録の呼びかけにより、登録業者が着実に増加しています。このようなことから、概ね成果を上げることができたと考えています。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業への配慮を第一に進めてほしい。 ・ 中小零細企業ではシステム対応に難しい部分もあるとのことであり、まず人材を育成し、対応できる共通の立場を準備し適用拡大が進められれば良い。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICカードは県が一括購入し貸与するなど、中小零細企業に対する配慮を一層推進して欲しい。 ・ システム化による条件等の照合チェック、選別整理、集計等の一括処理はユーザー側の利便性と信頼性、行政側の省力化などに大きく寄与するもので更なる精度の向上を図るとともにユーザー対応などインストラクターの養成も必要である。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICカードは、2年契約で2～3万円も購入費用が必要とのことなので、1万円以下で入手できるようするなど、中小零細企業に対する配慮を推進して欲しい。 ・ 談合等の不正防止と透明性の効果と事務・業務の効率化の効果も大きいことから、更に利用対象範囲の拡大を図るためエンドユーザーに対しては利便性と公平性とうのメリットについて、関係部署等のシステムユーザーに対しては費用対効果の意義について理解を深める活動が重要である。 	
担当所属 建設企画課 監理課、(会)会計課		

(MEMO)

(3) 行政手続の簡素化・迅速化

県民の利便性を向上するため、県への申請手続などについて、審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮を行い、手続の簡素化・迅速化に努めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

- ① 行政手続法及び群馬県行政手続条例に基づき審査基準及び標準処理期間を設定して、公表しています。法・条例の施行から10年以上経過しましたが、平成17年度に提出部数などを中心とした見直しが行われて以降、見直しは実施していません。
- ② 平成22年4月1日から規制改革提案窓口を設置して、県民からの提案を受け付けていますが、件数は現在のところ2件にとどまっています。

達成すべき成果1

- ① 審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮
近隣他県の状況との比較、地域機関などへの申請がされた場合の経路日数の統一及び本県での処理実績などを勘案し、審査基準の見直し及び標準処理期間の短縮を図るなどの規制改革を推進します。
- ② 規制改革提案窓口
強化月間の設定など広報の充実を行い提案を促します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 提出部数の削減など32件の見直しを実施（H17年度） ② H22.4.1からホームページなどで提案受付	目標値	② 規制改革提案の件数増加	① 審査基準の見直し・標準処理期間の短縮 100件 ② 規制改革提案の件数増加	② 規制改革提案の件数増加 （3カ年累計20件）
	工程	① 実態調査・近隣他県の状況との比較 ② 強化月間設定	① 実態調査・近隣他県の状況との比較、審査基準の見直し・標準処理期間の短縮 ② 強化月間の設定	① 見直し事項の検証。実態調査・近隣他県の状況との比較を参考に、重点化して取り組む （26年3月までに）

実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）

達成度	C	B	B
実績値	—	① 32件	① 6件 ② 3カ年累計0件
実工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②ともに未実施 ・ 許認可・届出等一覧の更新、審査基準等の電子データ化等の準備作業を実施 	① 審査基準の見直し15件、標準処理期間の短縮17件 ② 11月を強化月間とし、テーマを定め新聞や県ホームページで提案募集を実施	① 審査基準の見直し4件、標準処理期間の短縮2件
		関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入証紙による納付方法の見直し（県庁各課室） ・ 浄化槽設置届出等受理の事務区分明確化（廃棄物・リサイクル課） 	関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が所管する全許認可等の処理件数調査（(総)総務課） ・ 申請手続に係る利便性向上に向けた、申請手続の所管課に対する個別ヒアリング（(総)総務課） ・ 電源立地地域対策交付金事務における変更届出手続廃止（土地・水対策室） ・ 大規模開発関係事務においてワンストップ運用により手続迅速化（土地・水対策室）

				<ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収業登録申請における払込書による手数料納付開始(環境保全課) ・森林所有権移転・利用権設定の事前届出手続対象の縮小(林政課) 	
事務量削減及び財政的効果(見込) <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—	
	金額(円)	—	—	—	
	内容	—	—	—	
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)					
平成23年度	評価 C				
	成果	要因分析			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可・届出等一覧の更新、審査基準等の電子データ化を推進し、審査基準等の見直しの準備作業を行いました。 				
	課題	要因分析			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準等が未設定のものや電子データ化されていないものがあります。 ・ 膨大な件数があるため、見直し作業に多くの時間を要しました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可・届出等は、膨大な件数があることから、見直し作業に多くの時間を要するため、規制改革提案窓口などで県民ニーズをとらえ、要望の多い箇所から見直しを行うなど、段階的に見直しを行うことが必要です。 			
成果・課題を踏まえた今後の取組予定					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可・届出等一覧の更新や審査基準等の電子データ化等に時間を要し、23年度は具体的な取組ができなかったため、目標値及び工程を見直しました。 					
平成24年度	評価 B				
	成果	要因分析			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者扶養共済制度加入の承認など15件について許可要件を明確にしました。遊漁規則の変更の認可など17件の標準処理期間について短縮しました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可の審査基準等について、申請者の利便性や手続の透明性の向上、事務処理の迅速化等の視点から見直しを行いました。 		
	課題	要因分析			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準や標準処理期間の見直し等については、処理件数の多いものを重点的に見直したり、情報技術を効果的に活用するなど、効果を高める工夫が必要です。 ・ 規制改革に関する提案が進むきっかけ作りが必要です。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 視点を示して担当課による見直しを進める方法では、進捗が見られない状況にあります。 ・ 規制改革提案窓口への提案が行われておらず、提案窓口の活用が進んでいません。 			
成果・課題を踏まえた今後の取組予定					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理件数の多い手続について、他県の状況とも比較を行いながら、重点化した取組を行います。 ・ 規制改革が進むよう、業界団体などを対象としたアンケートの実施を検討します。 					
平成25年度・ 総括評価	平成25年度の成果		要因分析		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の広告許可など4件について標準処理期間を新たに設定しました。 ・ 自立支援医療費(精神通院)医療受給者証の再交付の許可など2件の標準処理期間について短縮しました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可の審査基準について、根拠法令等が改正されたことから、事業の実施要綱や実施基準の改正を行いました。また、標準処理期間を明確化するため新たに設定しました。 		
	平成25年度の課題		要因分析		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可要件の緩和は根拠法令等の規制により難しいことから、申請手続に係る明瞭化や明確化、県が求める確認書類の見直しなど、申請者の利便性の向上に向けた取組が必要です。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可の多くは法令等に基づくものであり、その許認可要件も法令等で定められており、県の裁量の余地が少ないことから、抜本的な審査基準の見直しは難しい状況にあります。 			

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の見直しについては、今後も緩和に向けた検討を行うとともに、申請者の視点に立ち、申請手続きにあたっての利便性の向上に向けた取組も行っていく必要があります。 標準処理期間については、施設の利用など、どの施設にもある手続きであっても、施設ごとの特性から、当該手続きの根拠条項に複数の申請手続きが明記されているため、施設ごとに標準処理期間が異なっています。根拠条項ごとではなく、手続きごとに標準処理期間を定めることで、各施設における標準処理期間の統一化を図る必要があります。
総括評価	理由
B	規制改革提案のための強化月間の設定や視点を示しての審査基準の見直しを担当課に促しましたが、達成すべき成果2の目標値は、達成することが出来ませんでした。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 手続きをした際にアンケートを取るなどの努力も必要ではないか。 膨大な件数ではあるが、それぞれの状況や課題などをよく分析し検討してもらいたい。 早急に他県との比較を行い見直しを図ってもらいたい。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 他県の例の良いところを取り入れて簡単・迅速化をしてもらうなど、今後も推進していくべき。 手続きの問題点や改善点のヒントは日常業務の中にあって、常にムリ・ムラ・ムダを排除するという問題意識を持つことが大切である。改めて問題探しをするのではなく、日頃の小さな問題点や県民の声を見逃さず改善に繋げる財産として記録化し議論し研究することである。 目標値100件に対して、実績32件と大幅な目標未達にもかかわらず、要因分析では、当事者意識・緊張感に欠けた記載がなされている。今後に向けて具体的施策も記載されず、課題達成までの工程作りに積極的な力が必要と思われる。 担当課による見直し、規制改革提案窓口への提案といった手法では改革が進まないため、行政改革担当課がリーダーシップをとり担当課等を巻き込む形式で推進することが求められる。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮の取組については、件数よりも取り組む姿勢が求められていると感じている。従って、件数は別として、実績として数値が表れていることを評価する。 許認可の多くが法令に基づいており、審査基準の見直しが難しいのであれば、目標値100件の設定が現実的ではなかったのではないか。 手続きの標準化と帳票等の統一化はシステム化(電子自治化)の前提である。そのためにはエンドユーザーである住民側からは要望・不満・クレームなどについてまた市町村を含めたシステムユーザー側からは要望・手順・手続きの問題点などについて率直な声を求め調査・検討することが重要である。かかる観点からこの3年間における0件という実績は残念な結果と言える。 規制改革提案の目標値20件に対して実績0件であり、総括評価はCが妥当ではないか。法令との関係から審査基準の見直しが困難ということがわかるまで時間がかかり過ぎているか。 規制改革提案窓口については、継続した取組により、提案を促して欲しい。 (昨年度も言及したが)担当課による見直し、規制改革提案窓口への提案といった手法では改革が進まないため、行政改革担当課(=総務課)がリーダーシップをとり担当課等を巻き込む形式で推進することが求められる。
担当所属 (総)総務課、各所管所属	

(MEMO)

(1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供

地震や災害などの緊急情報について迅速に市町村、県民へ届くシステムを構築し、県のホームページや携帯電話サイトを活用して広く県民に提供する仕組みをつくります。

現状・課題（平成22年度末現在）

防災行政無線の再整備に併せて構築した防災情報システムにより、県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関内で災害関連情報などの収集伝達を行っています。

現在、気象庁から送信される情報は、平成25年度に「カナ電文形式」が廃止となるため、平成25年度までに本県の受信システムを「XML電文形式」に変更する必要があります。

達成すべき成果 1

① 防災情報システムの構築

平成25年度までに、受信システムを「XML電文形式」に変更し、汎用的な技術で容易に情報を処理し、加工できるようになることや情報の高度化に対し柔軟に対応可能となることなど有効に処理・活用することにより、地震や災害などの緊急情報が迅速に市町村、防災関係機関、県民に届くシステムを構築します。

② 県民向けの情報提供

県民が必要とする生活の安全情報について、公開指針を策定し、県のホームページや携帯電話サイトなどを活用して広く県民向けの情報提供ができるようなシステムを構築します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
「カナ電文形式」の防災情報システムによる県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関への災害関連情報などの収集伝達	目標値	—	—	—
	工程	① 防災情報システム構想の検討 ② 公開指針の検討（公開内容、手法の検証）	① 防災情報システム開発 ② 公開指針の策定（公開内容、手法の検証）	① 防災情報システムの運用開始 ② 県民向けの防災情報提供、 公開指針の策定
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度	C	B	B
	実績値	—	—	—
実工程	① 防災情報システム改修仕様決定、改修委託契約（H24年度末履行期限） ② 情報伝達手段の多様化に対する活用方法の検討	① 防災情報システム改修完了 ② ・ 公共情報コモンズ導入によりマスメディア等を経由した情報提供準備 ・ 公開指針の策定について公共情報コモンズの実際の運用状況を参考に進めることを決定	① 「XML電文形式」の防災情報システム運用 ② 公共情報コモンズに加入し情報発信環境を整備 市町村と発表項目について調整	
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成23年度	評価	D
	成果	要因分析
	課題	要因分析
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
平成24年度	評価	B
	成果	要因分析
	課題	要因分析
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	

成果

- ・ 防災情報システム構想を検討しました。
- ・ 生活安全情報の公開指針を検討しました。

要因分析

課題

- ・ 現在の防災情報システムを気象庁「XML電文形式」が受信できるよう改修を行う必要があります。
- ・ 改修にあたっては、併せて情報配信をよりきめ細かなものとして、利便性の向上を図るとともに配信登録設定、変更等を容易かつ柔軟なものとする必要があります。
- ・ 県民への情報伝達手段の多様化への対応及び市町村が発表する情報と重複し情報の氾濫とならないような調整が必要となります。

要因分析

- ・ 平成23年度において防災情報システム改修仕様を決定、委託契約を行い平成24年度末までに運用ができるよう改修を進めています。
- ・ 県民への情報伝達については、新たにマスメディアへの情報発信の統合を図る「公共情報コモンズ」が発表され、今後、携帯電話会社との連携計画も含まれていることから、動向を注視すると共に活用について検討が必要となりました。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定

—

① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。

② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。

① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。

② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。

①

- ・ 国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。
- ・ 特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。

②

- ・ 「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。
- ・ 「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。

①

- ・ 平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。
- ・ 気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。

② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。

課題

要因分析

成果・課題を踏まえた今後の取組予定

①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。

② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<p>① 県、市町村、消防等間の情報伝達の迅速化、安定化が図れました。 国と県（県を介して市町村、消防等）についてシステム連携方法の提示待ちとなっています。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」加入を行い、全国の発信情報閲覧が可能となりました。また、情報発信（手動）が可能となりました。</p>	<p>① 市町村、消防等への通知システムの高度化により、必須受信情報のほか、任意に受信情報を増減することが可能となりました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」への地方自治体加入が増加しており、災害情報にとどまらず、防犯情報、PR等の情報伝達が行われています。</p>
	平成25年度の課題	要因分析
	<p>① 市町村、消防に設置の端末について、現在専用端末となっているが操作性、同時に複数の端末による情報共有が行えるよう事務用端末から接続できるようにネットワークの見直し改修を行います。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」への情報発信について、発信情報が県に設置の端末による手入力となっていますが、「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携を図り発信の迅速化を図ります。</p>	<p>① 現在、ネットワーク構成が専用の回線となっており、閉じられたネットワーク内であるため、他のネットワークとの接続を行うためには、さらにセキュリティを高める必要があります。</p> <p>② 「防災情報システム」のソフト改修が必要ですが、機器の経年劣化等による更新時期との関係から、総合的な計画により段階的な移行が必要となっています。</p>
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携による情報伝達のさらなる迅速化		
総括評価	理由	
B	情報伝達が可能となりましたが、迅速な情報伝達において、県民への情報伝達システムが一部手入力となっており、総合防災情報システムとして、「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携による自動発信を可能とすることが、課題となっています。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報に関する仕組みづくりであり、前倒しで迅速に運用開始に向け取り組むべき。 ・ 東日本大震災以来、防災意識が高まる中、進捗状況が芳しくないのは遺憾である。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共情報コモンズ」の利用によりマスメディアや携帯電話を経由して県民に情報伝達を行えるように早期に実現してもらいたい。他県とも相互互換性を保てるようなシステム化が必要。 ・ システム的には主要情報システムとの互換性の向上を図ること、最終的に県民1人にとりまして市町村、自治体レベルまでのネットワークを構築することであるが、本県では主たる交通手段が車であること、山間部の道路・集落が多いことなど、他県と異なる特徴的な環境条件を踏まえた安心・安全情報のあり方について検討する必要がある。 	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共情報コモンズ」への情報発信について、県設置端末による手入力から「防災情報システム」とのシステム連携による自動発信への切り替えを早期に実現し、防災情報ネットワークが確立されることを期待する。 ・ 防災情報伝達システムが構築されつつあるが、国との情報連携、市町村との連携・システム整備に時間を要しているように受け止めた。 ・ ネットワークの見直し・改修の中では災害・障害を想定した専用回線の2ルート化や非常用電源の確保、及び僻地や避難困難地域に対する情報提供などの対策が必要であるが着々と進められており評価される。現ネットワークシステムにおける安心・安全情報(災害情報等)は専用の固定端末機間の伝達と思われるが、例えば移動する住民側にいかにして伝達し、また住民側からはどのような手段(システムにアクセス)で情報を得るかの検討も必要と考えられる。 ・ 何のための情報伝達か。それを発信するだけでなく、県や市町村がその情報を有効に活用してこそ意味がある。また、その情報は国、県、市町村など行政区分に分断されることなく、有意義な活用をお願いしたい。 ・ 土砂災害・洪水災害などが発生するおそれが高いと予め想定される地域の住民に対して、例えば台風接近の際に具体的にどう行動するべきかがわかりやすい情報を迅速に発信する仕組みを構築して欲しい。
担当所属	危機管理室

(2) 行政情報の積極的な公開

繰り返し開示請求が行われる県の保有する情報で、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められるものについては、ホームページなどでの公表を進めていきます。

また、非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについて、新たに簡略化した手続を設け、迅速に提供できるようにします。

現状・課題（平成22年度末現在）

群馬県情報公開条例は、公文書の開示制度と並んで情報の公表及び情報の提供の拡充を図ることとしており、情報の公表や情報の提供について、県民の利便性向上・行政運営の効率化につながる新たな手法を実施するなど、一層の推進を行う必要があります。

達成すべき成果1

① 繰り返し公文書開示請求が行われている公文書について、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められ、支障がないものはホームページなどで随時「情報の公表」を行います。

② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにします。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 情報公開条例第4条第2項を受け、県民生活課から随時、所管所属へ「情報の公表」を提案 ② 手法なし	目標値	—	—	—
	工程	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 新たな手法の検討	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 新たな手法の実施	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 実施・見直し
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度	B	B	B
	実績値	—	—	—
	実工程	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 新たな手法として「公文書提供制度」を検討 関連する取組 ・ ホームページによる情報公開の充実 ○ 群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」開設（環境政策課） ○ 福島第一原子力発電所事故後の空間放射線量等の公表 （環境保全課） ○ 病害虫・雑草防除指針公開、病害虫図鑑の充実（技術支援課） ○ 工事発注見通し、工事入札等情報の公開（農村整備課） ○ 給与勧告掲載方法見直し（人事委員会事務局） ○ イベント情報の適宜更新（ぐんま天文台） ○ 古物市場主一覧表の公表（（警）生活安全企画課） ・ 開示請求対象文	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 「公文書提供制度」の導入（平成24年5月～） 関連する取組 ・ ホームページによる情報公開の充実 ○ 国際戦略ポータルサイトの新設（国際戦略課） ○ 群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」による環境情報発信（環境政策課） ○ PM2.5情報及び放射線関連情報の公表（環境保全課） ○ 廃棄物処理施設からの排ガス及び放流水等の放射性物質濃度、災害廃棄物に係る放射能濃度等の公表（廃棄物・リサイクル課） ○ ぐんま緑の県民税、群馬県水源地域保全条例等に関する情報発信（林政課） ○ きのか等放射性物質	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 「公文書提供制度」の運用 関連する取組 ・ ホームページによる情報公開の充実 ○ 統計情報提供システムによる統計情報公表（統計課） ○ PM2.5及び放射線関連情報の公表（環境保全課） ○ ぐんま緑の県民基金事業に関する質疑応答公表及び県民意見交換会情報の発信（林政課） ○ きのか等放射性物質検査結果の積極的な公開（林業振興課） ○ 緑化に関する質疑応答公表（緑化推進課） ○ 農薬情報システムを通じた病害虫・雑草防除等指針及び病害虫図鑑の公開（技術支援課） ○ 工事発注見通し、工事入札情報の公開（農村整備課）

		書の期限枠撤廃 (警)広報広聴課	開(林業振興課) ○ 農薬情報システムを通じた迅速・正確な情報提供とシステムの改善(技術支援課) ○ 工事発注見通し、工事等入札情報の公開(農村整備課) ○ 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)のホームページリニューアル(労働政策課) ○ 職種別民間給与実態調査掲載内容の充実、職員採用情報のホームページ窓口の整理(人事委員会事務局) ○ イベント情報の適宜更新(ぐんま天文台) ・ 開示請求対象文書の期限枠撤廃((警)広報広聴課) ・ 施策を示す訓令・通達等の公表((警)広報広聴課)	○ 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)のホームページの見やすさ及び操作性改善(労働政策課) ○ 「給与勧告制度の仕組みと本年のポイント」の掲載内容を見やすく改善(人事委員会事務局) ○ 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の公表(健康体育課) ○ 事務所ホームページでの情報公表迅速化(東部教育事務所) ○ 事務事業の自己評価・外部評価結果の公表(図書館) ・ 施策を示す訓令 ・ 通達等の公表((警)広報広聴課)
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成 23 年度	評価 B		要因分析	
	成果			
	① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。 ② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるよう「公文書提供制度」を検討しました。			
	課題		要因分析	
① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。 ② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に検討することが必要です。		① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。 ② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
—				
平成 24 年度	評価 B		要因分析	
	成果			
	① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。 ② 平成24年5月から、「公文書提供制度」を導入し、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにしました。		①②県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度の導入」を進めたことで、公文書開示請求件数は減少し、県民の利便性が高まりました。	
	課題		要因分析	
① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。 ② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に点検することが必要です。		① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。 ② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
—				

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。 ② 「公文書提供制度」の安定した運用により、県民等が迅速に情報を得られるようになりました。	①②県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度」の安定した運用により、県民の利便性が高まりました。
	平成25年度の課題	要因分析
	① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。 ② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に点検することが必要です。	① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。 ② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
—		
総括評価	理由	
B	県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度の導入」を進めたことで、県民の利便性が高まりました。引き続き「情報の公表」の促進及び「公文書提供制度」の対象となる公文書の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めていく必要があります。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求と整合性を持つ制度運用が重要である。 非開示情報もあり公文書開示請求の状況点検が必要なので進捗状況がB評価となったのも理解できるが、計画達成に向けさらに取り組んでもらいたい。 点検においてホームページ開示対象可能文書数を明らかにし、それに対する開示率を数値目標として掲げてはどうか。 県ホームページ自体のトップページをよりわかりやすくする必要がある。 県の様々な情報を提供したり、県民の意見を入手する手段としてスマートフォンの活用を考えてはどうか。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報の積極的な公開拡大には、情報管理が重要となる。具体的には、情報の公開承認、新規登録、追加・変更、削除等を管理する情報台帳システムの整備が必要である。 成果の要因分析が不十分である。県民にとっては、公開・非公開も含めて、そもそもどのような公文書があるのかを一覧できないのは問題である。 県が今後新たに始める事業については、上毛新聞を購読していなくても全国紙の群馬版及びぐんま広報を読んでいるだけでもわかるように、積極的に情報公開してほしい。ホームページだけでの公開ではなかなか浸透しないと思う。 情報提供について、誰に向けてどのような手段で提供し、それをどの程度の県民が見ているのかわかりにくい。少なくとも、自らアクセスしないと得られないインターネットに片寄るのではなく、ペーパーによる情報提供の手段も確保しておく必要がある。 県政情報について、まずどうしたら県民に関心を持ってもらい、見てもらえるかを考えていく必要がある。そうでなければ、県民の意見を取り入れるというのは部分的な取組になってしまう。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ホームページで情報の公表を行うにあたり、公表された情報をより検索しやすいホームページにして欲しい。 可能な情報の公開に努力されていると思うが、B評価とした不足な部分の拡充を期待したい。 情報公開手段はホームページに寄らざるを得ないが、情報を鳥瞰することが難しい。“ぐんま広報”がその手段の一つである。情報の鳥瞰手段、新情報源として更に拡充してほしい。 情報量の増大と情報発受信機能の多様化が進む中で情報管理のあり方などが問題となっている。開示情報と非開示情報の総合的な管理が重要であり、必要以上に開示しシステム的に利便性を高めるものでもない。具体的には開示すべき情報と、県民が求める情報でありシステムによらない手段も考慮すべきである。 3年間課題・要因分析が変わらないままであり、進展していないように受け取れる。公開実績は増加しているが、課題に対して、具体的にどのような対応をしているのかわからない。特定秘密保護法との関係など考慮すべき点はなかったのか。 (群馬県で開示請求があったのかどうかかわからないが)他県に先駆けて、自主的な県議会議員の政務調査費・政務活動費の使途の公表を期待したい。 	
担当所属 県民生活課、各所属		

(MEMO)

(3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

現状・課題（平成22年度末現在）

県が出資している公社・事業団などについては、財務状況の議会報告などを、法定の報告対象である1/2以上出資法人から1/4以上出資法人まで拡げ、県の公社・事業団などに対する関与に係る公開を行ってきましたが、随意契約の状況の公開など更なる透明性の向上が求められています。

達成すべき成果 1

新行政改革大綱策定後、すみやかに情報公開に係るガイドラインを策定し、ガイドラインに従い随意契約や指定管理状況などの情報の公開を平成23年度中に開始します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
<ul style="list-style-type: none"> 県は、県の公社・事業団などに対する、人的・財政的関与について、毎年公開 各公社・事業団などは、財務諸表など独自に公開 	目標値	—	—	—
	工程	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン策定 随意契約などの情報公開開始 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約などの情報公開 経営状況等の概要（個表）のホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約などの情報公開（10月） 経営状況等の概要（個表）のホームページ掲載（10月）
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度実績値	A	A	A
実工程	<ul style="list-style-type: none"> 「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」の改正により対応 公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載 公社・事業団等の経営状況等に関する個表を新たにホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載 公社・事業団等への補助金や委託料の内訳金額を個表に追加しホームページに掲載 	
事務量削減及び財政的効果（見込） <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価	B
平成23年度	成果 <ul style="list-style-type: none"> 県の情報公開制度の中に位置づけるため、独自のガイドライン策定ではなく、「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」を一部改正し、公社・事業団等とのすべての随意契約の内容について、9月議会において所管の常任委員会へ報告した後に、ホームページへの掲載を行いました。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表に係る事務を、地方自治法第243条の3により行っている議会への経営状況報告の事務と併せて行うことで、業務量の増加を最少限にしました。

	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表については概ね達成しましたが、情報公開審議会において、公表の対象を公社・事業団に限らずさらに拡大すべきとの議論がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の公表範囲を公社・事業団等に限らずすべての随意契約に拡大することは、業務量が大幅に増加することから、費用対効果の観点も踏まえた慎重な検討が必要です。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
平成24年度	評価	A
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 県からの各公社・事業団等への補助金や委託費等の種類などの情報が整理され、確認しやすくなりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況報告に関する各公社・事業団等の個表を新たにホームページへ掲載しました。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等への補助金について、名称や総額だけでなく、その金額の内訳についても公表し、透明性を高める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の個表では、各公社・事業団への補助金や委託費等の金額の総額を記載していますが、内訳までは記載していません。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約及び経営状況等の概要（個表）の情報公開の実施時期を25年度の工程に明記しました。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。） 個表（県出資法人等の経営状況等の概要）に、補助金や委託費等の財政的関与の金額の内訳までの公表を行います。 	
平成25年度 ・ 総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団等への補助金や委託費について、名称や総額だけでなく、その金額の内訳についても公表し、透明性を高めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各公社・事業団等の経営状況等の概要（個表）に補助金や委託費ごとの金額を記載し、ホームページに掲載しました。
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の公社・事業団等の経営状況の一覧表は、項目ごとに比較する上では使いやすですが、情報量が多く見にくいいため、重要と思われる項目を抜き出した見やすい様式も掲載する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての公社・事業団等の経営状況を比較しやすいよう、一覧表にして掲載していますが、項目が多く、A3様式で5ページに及ぶため見にくい状況にあります。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 県と公社・事業団等との関係を多くの県民にチェックしてもらえるように、適宜、公開する様式や項目を見直し、見やすくわかりやすい情報にしていきます。 	
総括評価	理由	
A	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき成果については3年間の取組で達成されたことから、今後は適宜、公開情報の見直しを行い、明瞭性や明確性の向上に努めていきます。 	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組実績が目標値を達成しており評価できる。 情報公開自体が県民に知られていない。また、公社・事業団への補助金は多額であり、情報公開するだけでなく、改革5(5)の公社・事業団改革を進めるべき。 随意契約の状況の公開については、社会的ニーズであり、金額の大きな随意契約については公開するなど、前向きに対応してもらいたい。 この取組によって勤労者の労働条件の低下を招かないよう指導を徹底する必要がある。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の随意契約などの情報公開(10月)や個表のホームページ掲載(10月)を期待したい。 公社・事業団の経営状況等の公開は納税者である県民の目線でチェックされる効果があり、また補助金や委託費の公開は公社・事業団と県民側双方に補助金や委託費について関心を高めることになる。見直し意識の向上に繋がるよう期待したい。 引き続き情報公開、県職員(の受け皿として)でなく県民のために有益な団体となるよう改革を進めて行って欲しい。 情報については、県民にわかりやすい形になっているか、吟味した上で公開する必要がある。 	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の事業の代行や補完を目的に設立された公社・事業団に対しては、県の人的・財政的な関与がある。経営状況の公開は当然であり、特に補助金や委託費の内訳など様式の問題もあるが資金面の繋がりについて、その是非を問うためにも公開すべきであり現取組みを評価する。 ・ 公社・事業団等への補助金について名称や総額だけでなく金額の内訳についても公表して透明性を高めたことは評価できる。 ・ 開示できる多数の情報はホームページで見ることができた。財務情報は残念ながら素人には理解しにくい情報である。素人により理解できるように加工した情報を併記（併載）してもらいたい。（素人は“赤字か黒字か”、“無駄はないのか”等の切り口で理解しようとする。また、県の補助金が公社公団の財務情報にどのように取り入れられているのかが理解できなかった。） ・ （昨年度も言及したが）情報については、県民にわかりやすい形になっているか、よく吟味した上で公開する必要がある。
担当所属	(総)総務課、各所管所属

(MEMO)

(1) 国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進

県民に身近な業務は県民に最も身近な自治体である市町村が担い、県は市町村を補完する広域的な業務などを担うことを原則として、県から市町村へ権限の移譲を進めます。

また、政府の「地域主権戦略大綱」により進められる事務・権限の移譲などの改革が、真に県民にとってプラスに働くよう、庁内の体制を整備するなど着実に準備を進めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

新ぐんま権限移譲推進プラン（平成20年3月～）に基づき権限移譲を推進しています。
平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲していますが、市町村のまちづくりなどに資し、住民が利便性向上などを実感できる、包括的な権限移譲は進んでおらず、新たな権限移譲手法の実施により推進することが求められています。

また、平成22年6月に、政府は今後2～3年間の改革の方針を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」を策定し、i 義務付け・枠付けの見直し、ii 基礎自治体への権限移譲、iii 国の出先機関の原則廃止、iv ひも付き補助金の一括交付金化などの工程を示し、平成22年12月には国の出先機関の原則廃止に向けて、「アクション・プラン」を閣議決定しました。

政府の「地域主権戦略大綱」による改革は、県民や県・市町村にも大きな影響があることから、その動向を注視し、県としても積極的に県民等に情報発信を行うとともに、庁内の体制を整備する必要があります。

達成すべき成果1

① 平成22年度中に策定する推進計画に基づき、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会などにおいて市町村と協議・調整を行い、理解と連携を図りながら権限移譲を推進します。
新たな権限移譲手法により、複数の事務権限を包括的に移譲することで、市町村の行政権限を拡大し、住民が実感できる地域完結型行政の実現を推進します。
また、円滑な権限移譲に資するよう現行の交付金制度を見直します。

②ア 国の出先機関の事務・権限の受入を検討します。
イ 義務付け・枠付けの見直しに関し、条例委任された事務について、県の実情に合った基準を制定します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲 ②ア 国の出先機関で実施 イ 国が法令等で定めた基準に従い、事務を実施	目標値	—	—	—
	工程	① 新たな手法の導入 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	① 新たな手法による権限移譲の実施 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	① 新たな手法による 権限移譲の実現 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
達成度		B	B	B
実績値		—	—	—
実工程		① 権限移譲推進プランを改訂。H24. 4. 1現在、50法令等684事項を移譲	① 庁内所管課会議を開催し移譲の具体的な進め方に関するノウハウを共有。対象事務全ての市町村に対する一斉説明会を実施。出席率49.2%（出席市町村数計/対象市町村数計）。H25. 4. 1現在、49法令等654事項を移譲	① 新ぐんま権限移譲推進プラン（第2次改訂）の策定。H26. 4. 1現在、49法令等657事項を移譲

		② ア 関東地方知事会において国の出先機関廃止に関し、広域での受け皿について検討 イ 8本を制定	② ア 政府の動向等について情報収集 イ 30条例を制定し、うち21条例において独自基準を設定	② ア 平成25年12月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」が示されたことから、庁内への影響調査を実施
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価 C			
	成果		要因分析	
	<ul style="list-style-type: none"> 「新ぐんま権限移譲推進プラン」を改訂し、3つの達成すべき目標と手法を導入しました。 新規移譲：重点移譲事務95事務市町村のうち13、包括移譲事務514事務市町村のうち57。 第1次・第2次一括法への各所管課の対応のよりどころとなる対応方針を策定しました。 県における新たな基準の制定：制定が必要な33本のうち8本。 関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、関東地方における広域での受け皿について検討を行い、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。 		<ul style="list-style-type: none"> 関東地方に関連する出先機関について、事務の仕分けを行い、地方移管に当たっての課題を整理し、広域的实施体制の検討を行いました。 	
課題		要因分析		
<ul style="list-style-type: none"> 「重点移譲事務」及び「包括移譲事務」の移譲に向けた更なる積極的な取組が必要です。 「義務付け・枠付けの見直し」について、国の政省令基準と違う独自基準を制定したものはなかったことから、県の実情にあった基準を積極的に検討する必要があります。 政府の地域主権戦略会議「アクションプラン推進委員会」(H24. 3. 16開催)において、国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度が示されましたが、出先機関の受け皿を地方自治法に定める広域連合に限定しているなど、関東地方知事会の提言と異なる内容となっています。 		<ul style="list-style-type: none"> 「権限移譲」や「義務付け・枠付けの見直し」について、それぞれプランや対応方針を策定しましたが、その趣旨が関係所属に十分に浸透していませんでした。 		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
—				

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ パスポートの申請、受取が市町村でできるようになり、利便性が飛躍的に向上した。県民の利便性向上や経費削減できる案件であるなら、今後も推進を期待する。 ・ 市町村からの移譲対象事務の募集には限界がある。主だった事務は議論を終えていると思われるので、これまでの議論と実践の中で得たノウハウをもとにマニュアル化しPDCAサイクルの中に位置づけて認識を高めながら、最終的に全事務を目標に実施するのの一策と考えられる。 ・ 基礎自治体への権限移譲、すなわちサービス主体の移行は、地方自治制度の根幹であり、着実に推進してもらいたい。権限、サービス実施を移行しても、それらを担うヒト・モノ・カネの移行も伴わないと機能しないことは論をまたない。特に、ヒトの問題については、たとえば、移譲後もそれを担っていた県の職員は減らないで、基礎自治体の職員は増加したなどという事がないように、民間で言う、県から基礎自治体への出向、転籍をより大胆に実施すべきである。 ・ 24年度実工程①一斉説明会への市町村出席率は、100%義務出席が当然の説明会と外部からは思える。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月1日からの権限移譲がスムーズにできるように「戦略」が必要ではないか。このままでは難しい。 ・ 短期委譲を目標とすると、受け手となる移譲先自治体のキャパシティーに限界がある。引き続きの努力を期待したい。 ・ サービス主体である基礎自治体への権限移譲を、それに伴うヒト・モノ・カネのバランスよく、引き続き進めてもらいたい。 ・ パスポートの発給事務移譲のように、利便性の向上につながるなどの事業拡大に引き続き、取り組んでももらいたい。一方で、市町村へ業務ばかり移住され、業務量が増加することは本末転倒である。要因と業務量のバランスも見極めながら取り組む必要がある。 ・ 重点移譲事務をはじめ包括移譲事務の移譲実績が低調となった原因が何であるかが重要である。県民に身近な業務は身近な自治体である市町村へ移譲することになるが、重点移譲など疎らな移譲では業務と業務の繋がりなどで、極端ではあるが不便になるケースも考えられる。移譲の前提条件には、ネットワーク活用の可否や県民のニーズと受入れ側である市町村の体制整備等があると考えられる。 ・ 県と市町村の二重の届け出が必要な案件を、市町村の窓口で対応できるように対処して欲しい。(例として法人関係税の届出)
担当所属 (総)総務課、総合政策室	

(2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実

県と市町村とのパートナーシップを強化し県民サービスを充実するため、人事交流、市町村職員研修や行財政診断などにより市町村の支援をさらに充実させます。

現状・課題（平成22年度末現在）

地方分権改革が進む中、住民に身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割は、ますます大きくなります。市町村が、地方分権改革の担い手として、継続して安定した住民サービスを提供するためには、職員の資質向上や行財政体制の強化をすることが不可欠です。

市町村の行財政体制強化の取組は、自主・自律的に進めることが基本ですが、市町村の取組が円滑かつ効果的に行われるよう広域的な自治体である県が支援することが求められています。

達成すべき成果1

全市町村が、安定した行財政運営を継続し、充実した住民サービスの提供がなし得るよう、以下の取組を実施します。

① 市町村職員の資質向上

ア 県と市町村との人事交流の実施（中核市移行支援など）

イ 市町村職員を対象とした職員研修の充実

② 行財政体制の強化のための支援

市町村の実情に応じて、市町村の行財政運営の現状を実地に診断し助言する行財政診断の実施により、各市町村の健全な行財政運営継続の一助とします。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 19人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 66人 (うち中核市関係 37人) (H22年度) イ 自治研修センター研修の市町村職員修了者 922人 (定員の65.0%) (H21年度)	目標値	①イ 1,000人 (定員の70%)	①イ 定員の75%	①イ 定員の85.8%
	工程	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
② 市町村行財政診断 ・ 総合診断 2件 ・ 個別診断 8件 (H22年度)	達成度実績値	①イ 1,134人 (定員の74.3%)	①イ 1,115人 (定員の83.3%) 定員の83.3% (1,115人)	①イ 定員の80.4% (947人)
	実工程	① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 21人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 34人 (うち中核市関係2人) ② 個別診断 9件	① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 10人 ・ 中核市移行支援 19人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 34人 ② 総合診断 1件 個別診断 9件	① ア 人事交流の実績 ・ 業務支援 11人 ・ 中核市移行支援 14人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 38人 ② 個別診断 9件
事務量削減及び財政的效果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人)	—	—	—
	金額(円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成23年度	評価 B 成果 ① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施しました。高崎市の中核市移行終了により総数は減少しましたが、それ以外の受入れ人数は増加しました。(人事課、市町村課) イ 新たに4つの科目を創設するとともに、類似研修の整理、実態に即した研修名への変更を行い、効果的で分かり易い研修体系としました。また、遠方からの参加者に配慮し、サテライト会場での研修を実施しました。(自治研修センター) ② 税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	要因分析 ① ア 市町村との人事交流の窓口を市町村課へ一元化するなど、簡素でわかりやすい人事交流制度に見直しました。 ・ 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。 イ 平成22年度に実施したニーズ調査に基づいて研修体系を見直しました。 ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	課題 ① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、市町村から県への派遣に消極的な団体もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。 イ 研修参加者の増加を図る必要があります。 ② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。	要因分析 ① イ 研修への参加のしやすさ、ニーズについて引き続き検討する必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 -	
	評価 B 成果	
平成24年度	① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施しました。県から市への派遣人数は中核市支援業務の逡減等により若干減少しましたが、市町村からの受入れ人数は昨年度と同数でした。(人事課、市町村課) イ 市町村職員のニーズの高い「段取り力向上研修」など新たに3つの科目を創設するとともに、研修対象者の明確化及び講義レベルの細分化を図りました。また、遠方からの参加者に配慮し、サテライト会場での研修を実施しました。(自治研修センター) ② 総合診断の他、税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	要因分析 ① ア 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。 イ 研修実施後アンケート等に基づいて研修科目を設定しました。 ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	課題 ① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、県への派遣に消極的な市町村もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。 イ 研修参加者の増加を図る必要があります。	要因分析 ① ア 人員に余裕のない市町村とは相互交流を図るなど、市町村が職員を派遣しやすい運用について検討する必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) イ 研修への参加のしやすさ、ニーズについて引き続き検討する必要があります。

	② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。	② 市町村担当者等が日常的に情報提供や相談しやすい環境づくりを、一層心がける必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
・ 自治研修センターが実施する研修の市町村職員修了者(定員充足率)が順調に増加しているため、目標をさらに高く設定し、一層の増加を図ります。(自治研修センター)		
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施した。県から市への派遣人数は中核市支援業務の逡減等により若干減少しましたが、市町村からの受入れ人数は増加しました。(人事課、市町村課) イ 市町村職員ニーズの高い「業務改善」や「クレーム対応」などの研修を創設するとともに、参加実績の少ない市町村に出向いて研修の案内や説明を実施しました。(自治研修センター) ② 税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	① ア 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。 イ 平成24年度に実施したニーズ調査に基づいて研修体系を見直しました。 ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	平成25年度の課題	要因分析
	① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、県への派遣に消極的な市町村もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。(人事課、市町村課) イ 研修参加者を増加させるとともに、業務への活用性をさらに高める研修を実施する必要があります。(自治研修センター) ② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。(市町村課)	① ア 人員に余裕のない市町村とは相互交流を図るなど、市町村が職員を派遣しやすい運用について検討する必要があります。 イ 参加しやすい研修やニーズに応じた研修の実施について引き続き検討する必要があります。 ② 市町村担当者等が日常的に情報提供や相談しやすい環境づくりを、一層心がける必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
① イ 市町村のニーズ調査を毎年度実施し、業務活用性の高い研修を目指します。(自治研修センター)		
総括評価 B	理由	
	① 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、理解を求めると共に、市町村からの派遣要望・県職員受入要望をきめ細やかに調査し、限られた人的資源を最大限に活用して市町村のニーズに即した人事交流を実施しました。 県からの派遣については、市町村が抱える個別課題や専門知識を要する業務に対する人的支援を実施し、個別課題の解決と中核市移行支援が円滑に進むなど一定の成果がありました。 また、市町村職員研修については、定員充足率が65%(H21)から80%以上(H24、H25)に増加し、上方修正後の目標には及ばなかったものの当初の目標は達成できました。 ② 市町村の行財政運営の現状を現地に赴きヒアリング等行った上、診断・助言したことにより一定程度の改善が図られ、市町村の健全な行財政運営継続の一助になったと考えます。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成からも積極的な人事交流を増やすべきである。 ・ 目標以上の実績もあり評価できる。 ・ 「成果があり」、「達成」と評価しているが、具体的に何をもって判断したのかが不明確である。 	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25年度は人事交流の更なる活性化を期待したい。市町村職員研修は定員の85%を目標に進めていただきたい。 ・ 県内市町村に対する支援は評価したい。問題意識の高さにもよるが研修と業務支援を通じて実務現場における手続や住民サービスの問題点を捉えることができる。また住民ニーズを捉える機会にもなるので積極的な取組みを期待したい。 ・ 人材の質の確保のための研修支援、人事交流にとどまらず、県及び県内市町村全体での人的資源の最適化を図るための派遣などを進めるべきではないか。 ・ 他の市町村と比べて電子申請等が遅れている市町村があるようだ。研修を通して、もっと職員の資質向上を図るべきだ。 ・ 課題の要因分析が十分でない。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との人事交流は評価できる。相互のレベルアップを期待する。市町村行財政診断が9件実施されたことで健全な行財政運営の助けになれば有意義である。県から市町村へノウハウの伝達を期待したい。 ・ 技能やノウハウの伝承は時間がかかるが、市町村職員の希望を取り入れたり積極的に工夫・努力をされている。一方、目標値を研修定員数・充足率とするのは一つの方法であるが、全体の技能・能力の向上度合（評価しにくい）を期待するので違和感を感じた。 ・ 市町村に出向く場合は、個別課題の解決や専門知識を要する業務の指導など、現場の実情に合わせた内容のものが効果的であり現取組みを評価する。また、業務別に県庁に集合する場合は、グループ編成による事例研究が効果的であるが、前者、後者いずれの場合もインストラクターの養成が前提となる。
担当所属 市町村課、人事課、自治研修センター	

(3) 近隣都県との広域連携

防災、観光など、広域的に取り組むことにより県民サービスの充実が図れる事業については、積極的に都県の境を越えて連携した取組を実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

防災、観光をはじめとした県境を越えた広域的な課題については、近隣都県との連携により取り組むことが、行政改革や地方分権改革における戦略的な取組として有効であり、北関東磐越5県（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）、群馬・埼玉・新潟3県、関東地方知事会（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡・長野）などの枠組により、近県との連携を強化して対応していく必要があります。

達成すべき成果1

次のような都県の枠組により、以下の行政課題を検討していきます。

- ① 北関東磐越5県
広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携、人事交流面での連携、子育て家庭への支援サービス、戸別所得補償制度、野生鳥獣による農作物などへの被害対策など
- ② 群馬・埼玉・新潟3県
観光、産業振興、防災協力体制、次世代自動車に関する事など
- ③ 関東地方知事会
国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲の促進

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 子育て家庭優待カード事業や車いす利用者用駐車施設利用証の相互利用など ② 連携についての共同宣言（H22.7） ③ 広域連携のための協議会を設置（H22.12）	目標値	—	—	—
	工程	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ③ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ④ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ③ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。

実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）

達成度 実績値	B	B	B
実工程	① 各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意 ③ 広域連携のための協議会における検討及び国への提言	① 海外からの観光客誘致のための「中国旅行エージェント・メディア招聘事業」など、各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意	① 海外からの観光客誘致のための「中国旅行エージェント・メディア招聘事業」など、各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意
	関連する取組 ・ 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課） ・ 北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施（蚕糸園芸課）	関連する取組 ・ 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課） ・ 野生鳥獣対策に関する近隣都県との連携（自然環境課）	関連する取組 ・ ぐんまちよい得キッズパスポートの近隣6県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟）との相互連携促進、希望者に各県のパスポート配付（少子化対策・青少年課）

			<ul style="list-style-type: none"> 北関東磐越5県で「野生鳥獣による農産物被害対策連携会議」を設置し、連携活動を実施(技術支援課) 北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施(蚕糸園芸課) 	<ul style="list-style-type: none"> 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画(環境保全課) 3県(群馬、新潟、埼玉)で農業関係公設試験研究機関連携活動実施(農政課) 北関東磐越5県で「野生鳥獣による農産物被害対策連携会議」を設置し、連携活動実施(技術支援課) 北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施(蚕糸園芸課)
事務量削減及び財政的効果(見込) <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価 C		要因分析	
	成果		要因分析	
	<p>① 北関東磐越五県知事会議での協議事項である農産物の販路拡大に向けた取組などの連携事業を実施しました。(総合政策室)</p> <p>② 第3回三県(群馬県、埼玉県、新潟県)知事会議を開催し、第2回会議までの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。引き続き、分野別に検討・研究を行っていきます。(総合政策室)</p> <p>③ 関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、国の出先機関廃止に関し、関東地方における広域での受け皿について検討を行いました。また、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。(総)総務課、総合政策室</p>		<ul style="list-style-type: none"> 各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。 	
課題		要因分析		
<p>①、② 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。</p> <p>③ 国の出先機関廃止に係る広域的な事務の実施体制については、国において検討が進められており、動向を注視する必要があります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していく必要があります。 		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
<ul style="list-style-type: none"> 「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」が、23年10月をもって廃止されたため、以後の工程から削除しました。 				

平成24年度	評価 B 成果 ① 第8回北関東磐越五県知事会議を開催し、連携事業の継続について合意しました。また、共通する喫緊の課題である東日本大震災からの復興について、国に要請を行っていくことも合意しました。(総合政策室) ② 第4回及び第5回三県(群馬県、埼玉県、新潟県)知事会議を開催し、これまでの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。なお、第4回会議では、工業系公設試の連携を進めるため、機器の相互利用のための機器検索サイトの開設や、利用料金の見直しを行いました。また、第5回会議では、これまでの防災面における研究の成果として、「三県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結し、災害時の相互応援のほか、平時における連携も一層深めていくこととしました。(総合政策室)	要因分析 ①、② 原発事故の影響や東日本大震災からの復興、海外を見据えた観光や産業振興、大規模災害に備えた防災など、各県単独の対応では限りがある課題に対しては、近隣都県が連携することが必要です。このことから、各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。)
	課題 ①、② 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。	要因分析 ①、② 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していくことが必要です。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ・ 従来からの連携を一層進めていくほか、喫緊の課題である東日本大震災からの復興についても、国への要請などを通じて、近隣都県と力を合わせて対応していく必要があります。	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 ① 第9回北関東磐越五県知事会議を開催し、連携事業を継続していくことや、東日本大震災からの復興について国に要請することなどを合意しました。諸外国の食品輸入規制が続いていることについては、政府間交渉による早期解除を求めることに加えて、解除に向けた国の取組状況の情報提供を求めることとしました。(総合政策室) ② 第6回三県(群馬県、埼玉県、新潟県)知事会議を本県で開催し、これまでの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。新たな取組として、医療体制の整備について広域連携を行うこととしました。また、防災における連携では、首都直下地震等を想定した広域避難体制や物資調達などについて、共同研究を進めることとしました。更に、諸外国の食品輸入規制の早期解除に向け、本県が中心となり、三県のみならず、共通の課題を有する16都県の連名で、菅官房長官に要望を行いました。(総合政策室) ③ 関東地方知事会では、地方分権改革の推進などについて国に要請するとともに、地方分権改革に関して共同で調査を行い、今後の国への要請に活用することとしました。(総合政策室)	要因分析 ①、②、③ 原発事故の影響や東日本大震災からの復興、海外を見据えた観光や産業振興、大規模災害に備えた防災など、各都県単独の対応では限りがある課題、各都県が共通して抱える課題に対しては、近隣都県が連携することが必要です。このことから、各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。
	平成25年度の課題 ①、②、③ 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。	要因分析 ①、②、③ 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していくことが必要です。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ・ 国内外を見据えた観光振興や東日本大震災からの復興など、広域的な課題や各都県で共通する課題の解決のため、今後も連携を継続していきます。	

総括 評価 A	理由 <ul style="list-style-type: none"> 北関東磐越五県知事会議や三県（群馬・埼玉・新潟）知事会議を通じた県境を越えた連携の推進により、観光振興や防災協定の締結、野生鳥獣による農作物等への被害対策、人事交流面での連携などで成果を上げました。 また、関東地方知事会に参画し、共通する課題について意見交換や国への要望等を行いました。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県との連携を強化し、無駄な設備の削減に努めるとともに、東日本大震災を教訓とした人材交流を進めることが重要である。 広域連携について、観光面はもとより防災協力体制の強化など具体的な連携の推進に積極的に取り組んで計画達成を目指してもらいたい。 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対応に関する連携をより深めていくべき。 プロジェクト別での推進だけでなく、道州制も見据えて、包括的な連携の枠組みがあってもいいのではないか。 連携した取り組みの内容をもっと具体的に示すべき。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災面の協力体制、観光や地域産業振興の共同研究の推進など知事会を中心とした取り組みは評価できるが、国の出先機関と地方の役割分担のあり方などの問題が解決していないことから地方分権改革に関連する議論の活性化に期待したい。 単なる交流にとどまらない具体的な連携施策の一層の推進が望まれる。道州制の組み合わせのBEST・MIXもこのような実績を踏まえて、決まってゆくことが望ましいと思われる。 要因分析が不十分である。
平成 25 年度 ・ 総括	<ul style="list-style-type: none"> 近隣都県との連携が継続している点はわかった。採択案件の進捗については県事業の中で課題解決が進められていると推察するが、公表されているホームページ上で進捗が解かるようなPRが欲しいと感じた。 災害問題や観光開発・推進は主として自然を対象に広範囲に存在する課題であるから、近隣都県における県境を越えた広域的なこれらの課題について連携・共有化して取り組むことは重要であり、行政改革や地方分権の将来的な取り組みとしても評価する。ただ、国の出先機関の廃止に向けた協議会の廃止は残念である。 野生鳥獣被害は群馬県単独では解決できない。近接各県と連携して対応する必要がある。大規模災害もボーダーレスな対策が必要でさらなる連携が必要である。 防災における連携については、会議のための連携ではなく、実際の災害時に連携がはかれて初めて成果となると考える。平成26年2月の大雪被害では近隣県も含め被害に遭ったが、とりわけ群馬・埼玉は大きな被害となった。残念ながら、近隣県から支援を受けたという感じではなく、自助・共助により難を逃れたというのが実態ではなかったか。「絵に描いた餅」とならないよう、しっかりとした連携に向けた取り組みをお願いしたい。 もっと、大局的国家的な観点から群馬県が提携することで貢献できる連携を洗い出して新たな連携を作ってゆくということも考えてもよいのではないか。例えば、北関東磐越五県知事会議や三県（群馬・埼玉・新潟）知事会議で防災の連携が大きなテーマになっているが、関東地方知事会では防災連携はどの程度の扱いなのか。国家的な影響等を考えると、まず、そちらを優先して比較的安全度の高い群馬県が防災面でより積極的にリードしてゆくような取り組み方があっていいのではないかと思う。
担当所属 総合政策室、(総)総務課、各所属	

(1) 公の施設のあり方検討

公の施設について、社会や時代の変化を踏まえ、施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度の導入の可否などについて原則3年ごとに見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

これまでも、指定管理者制度の適用（平成18年度～）や民間委員からなる「公共施設のあり方検討委員会」での検討（平成20年3月～21年11月。管理費が多額であるなどの15施設対象）などにより見直しを行い、管理運営を効率化しつつサービス向上に努めてきました。

平成22年度から、すべての施設について、定期的に、情勢の変化を踏まえて施設のあり方から検討を行うこととしたところであり、引き続き効率的、効果的な管理運営を図ります。

達成すべき成果1

すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行います。県の施設としての必要性が薄れた施設は廃止又は移管し、指定管理者制度適用や地方独立行政法人化により管理運営の効率化、効果的なサービス提供が期待できる施設は管理運営方法を見直します。

① 指定管理者制度を適用している施設 各指定期間満了の前年度

② その他の施設 3年ごと

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 指定期間満了前年度検討（H21年度～） ② その他全施設検討（H22）	目標値	① 2施設	① 2019 施設	① 2066 11施設
	工程	① 指定期間満了施設の検討 ② 指定管理者制度非適用の全施設の検討	① 指定期間満了施設の検討	① 指定期間満了施設のあり方検討（6月～10月） ② 指定管理者制度非適用の全施設の検討
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度	B		B A
実績値	① 指定管理者制度適用施設 2施設 ② 直営52施設（H22年度からの継続検討）	① 指定管理者制度適用施設 19施設 ② 直営のうち具体的な検討を進めるとした4施設（群馬会館、憩いの森、おうら創造の森、多々良沼公園）	① 指定管理者制度適用施設 10施設	
実工程	① 指定期間満了施設のあり方検討の実施 ② 指定管理者制度非適用の全施設の検討の実施	① 指定期間満了施設のあり方検討の実施 ② 直営4施設について、施設の現況の再確認、他県の指定管理者制度を導入している類似施設の調査や立地市町村の意向の確認等を行った。	① 指定期間満了施設のあり方検討の実施	
	関連する取組		関連する取組	
	<ul style="list-style-type: none"> 県立都市公園における利用料金制度導入（都市計画課） 公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（11施設） 行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（6施設） 行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証（5施設答申） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（7施設） 行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証（3施設答申） 	

事務削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成 23 年度	評価 B		
	成果	① 指定管理者制度を適用している施設のうち平成24年度に指定期間が満了する群馬県精神障害者援護寮及び群馬の森について、引き続き指定管理者制度を適用していくこととしました。 ② 直営52施設について「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、(1) 指定管理者制度適用等の可否について具体的な検討を進める施設(4施設)、(2) 現在の管理体制を継続するが、指定管理者制度適用に関する調査・検証を実施する施設(16施設)、(3) 現在の管理体制を継続する施設(32施設)としました。	要因分析 ② 群馬県において直営施設から指定管理者制度が導入されたのは、群馬県精神障害者援護寮の1施設に留まっていることから、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにし、直営と指定管理者制度適用のどちらが優位か費用対効果を含め比較することとしました。
	課題	① 複数応募による競争の確保 ② 現在の管理体制を維持する施設とされた以外の20施設についてのフォローアップ	要因分析 ① 応募団体が全般的に少なくなってきました。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
平成 24 年度	② 直営施設に係る検討について、平成22年度に行っていた検討が結論に至らず平成23年度も引き続き検討を行ったことから、平成25年度に予定していた次期のあり方検討を平成26年度に行うこととしました。		
	評価 B		
	成果	① 群馬県総合スポーツセンター、赤城ふれあいの森、群馬県青少年会館の3施設について、新たに利用料金制度を導入することとし、指定管理者が創意と工夫を發揮した効率的・効果的な施設運営に取り組める体制を整えました。 ② ・ 群馬会館については、指定管理者制度適用等の可否について具体的な検討(類似施設調査・事業者の参入アンケート等)を行いました。現時点では制度導入を見送り、引き続き最小限の経費で直営施設として運営することとしました。(管財課) ・ 憩の森については、指定管理者制度の導入及び渋川市への移管を検討しましたが、引き続き県の直営とすることとしました。(緑化推進課) ・ おうら創造の森については、森林公園としての用途を廃止し、隣接する緑化センターの附属見本園として、同センターと一体で管理運営を行うこととしました。(緑化推進課) ・ 多々良沼公園の整備及び管理の在り方について、自然再生協議会を開催し、検討を行いました。(都市計画課)	要因分析 ① 指定管理者制度を適用している施設のうち平成25年度に指定期間が満了する19施設について、県の施設としての必要性や最適な管理運営方法等の検討を行いました。 ② ・ 指定管理者制度適用等の可否について検討を行った結果、群馬会館は施設が老朽化しており、制度を適用する場合には、大規模改修が前提となるなどの課題が明らかになったことから、制度の導入は見送りました。 ・ 土地を所有する渋川市の土地利用計画が流動的で、必要なときに返還を求められる可能性があります。また、当施設は、森林環境教育の拠点として独自のノウハウに基づいて運営されていることから、渋川市への移管も困難です。 ・ 緑化センターに隣接し、従来から同センターの見本園や活動フィールドとしての性格が強いことから、森林公園としてよりも、緑化の拠点としての機能強化を図ることとしました。 ・ 全ての整備終了は平成28年度であり、今後の整備及び管理の在り方について検討を行ったものです。整備終了までは直営で行います。
	課題	① 指定管理者制度導入による効果の更なる向上を図っていくことが必要です。 ② 直営施設における指定管理者制度導入を進めていくことが必要です。	要因分析 ① 県が施設の一部分しか保有していない施設については、民間等のノウハウを十分に發揮できていません。 ② 他県などでは同種施設について、指定管理者制度を導入し、効果を發揮している例もあります。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料を徴収している施設については、引き続き利用料金制の導入を進めます。 ・ 県が施設の一部しか保有していない施設については、施設の大半を所有する所有者(市町村等)への移管を検討します。 ・ 平成26年度に指定期間が満了する施設のあり方検討を25年6月～10月に行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) <p>② 経費削減だけに片寄ることなく、運営の質の向上も図っていきます。</p>		
平成25年度・総括評価	<p>平成25年度の成果</p> <p>指定管理者制度を適用している施設のうち平成26年度に指定期間が満了する10施設について、引き続き指定管理者制度を適用していくこととしました。</p>	<p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11施設のうち、つつじが岡公園については、平成25年度末をもって館林市に移管されました。 ・ 残りの10施設については、施設の必要性及び管理運営手法等を検討した結果、サービス向上及び運営効率化を図るため、引き続き指定管理者制度の適用が必要と判断しました。
	<p>平成25年度の課題</p> <p>指定管理者制度導入による効果の更なる向上を図っていくことが必要です。</p>	<p>要因分析</p> <p>施設によっては、民間等のノウハウの活用を通じた成果が明確になっていません。</p>
	<p>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</p> <p>民間等のノウハウの活用による施設運営の成果を庁内で共有できる仕組みを整備していきます。</p>	
	<p>総括評価 A</p>	<p>理由</p> <p>すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行うことができました。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果などを含め難しい面があるが、一定の効果があり制度が適用されている施設があるのだから、具体的な検討を進める4施設も今後何らかの進展を期待したい。 ・ 赤字でも必要な県施設は残す等、メリハリある施策の展開が必要である。 ・ 指定期間満了の前年度に検討することは良いと思うが、年度によって検討する施設数が異なる。検討施設数が多いときの効率的な検討方法が求められる。 ・ 実施が後ろ倒しになってしまった。24年度からはしっかり実施してもらいたい。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「成果・課題を踏まえた今後の取組予定」記載の方向で、積極推進すべき。 ・ 指定管理者制度を拡充していくべき。 ・ 施設の利用状況と必要性に加え費用対効果の面からも見直しが進められている一方で、改革6(7)「県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進」でも検討されている。また建物の所在する土地や近隣又は関連施設の整備計画の動向などの影響も考えられることから、諸条件を勘案したトータル的な検討が必要ではないか。 ・ 指定管理者制度の導入についての主たる検討を当該施設や所管課にゆだねると、その考えや利益が重視され、後ろ向きの議論になりがちである。したがって改革が進まない。ボトムアップ型の意思決定では限界が見られる。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績評価が表れたことを評価する。課題を踏まえ、引き続き取り組むことを期待したい。 ・ 公共施設のあり方についての検討は、計画期間に限らず定期的に行う必要がある。この3年間で基本事項等を検査的観点から整理した点検表及びあり方検討結果個表等により、必要な運営体制のあり方も含め詳細に検討されていること等を高く評価する。 ・ A評価は全施設について適正に評価した点であるが、それぞれの施設の評価ランキングとその向上が目的の一つと考える。各施設間の比較も今後の改革目標になると考える。 ・ (昨年度も言及したが)指定管理者制度の導入についての主たる検討を当該施設や所管課に委ねると、当該施設や所管課の考えや利益が重視され、後ろ向きの議論になりがちである。したがって改革が進まない。ボトムアップ型の意思決定では限界が見られる。 ・ ファシリティマネジメントという視点が不足しているので、今後取り組みを強化してもらいたい。 ・ 指定管理者の導入から数年経ち、その功罪、ノウハウ、効果等について、検討分析できるだけの材料が蓄積されていると思われる。今後の参考資料として分析しておくことが必要と思われる。 ・ それぞれの施設の予算等ではなく、群馬県全体の公共施設を俯瞰して考えていく必要性がある。コンベンション施設の建設等を考えると、他の県の公共施設の廃止等を含めた英断も選択肢の一つではないか。 	
担当所属 (総)総務課、各所属		

(MEMO)

(2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進

民間の資金や経営手法、技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備して事業コストの削減を図るPFI事業などに関するガイドラインを策定し、一定の大規模施設整備については、通常手法とPFI事業などによる場合との比較検討を行い、効果が認められた場合には導入を検討します。
また、公共施設の設備の更新などにおいて、民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用し、維持管理コストの削減や温室効果ガス排出削減を図る手法についても検討・実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定（平成11年7月）されてから平成22年10月までに、全国で実施されているPFI事業は375事業（うち地方公共団体が事業主体のものは278事業、内閣府ホームページ）となっており、課題が指摘されながらも、その有効性について広く認められているところではある。

一定の大規模施設の整備・改修が行われる場合に備え、ガイドラインを策定するとともに、可能性調査の実施などにより効果が認められるものについては事業化していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① ガイドラインの策定
PFI事業に限らず、民間の資金、経営手法などを活用した手法について掲載します。
- ② PFI事業（定期借地権活用などの公民連携事業を含む。）の事業化

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 検討 ② PFI事業 0件	目標値	—	—	—
	工程	① ガイドライン策定 ② 可能性調査	① ガイドライン策定 ② 対象施設などがあつた場合の事業化（定期借地権活用などの公民連携事業を含む。）	② 対象施設などがあつた場合の事業化 i 自然史博物館、ESCO事業（契約7月～） ii コンベンション、事業手法検討（年度内）
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度実績値	B	A	B
	実工程	① 策定まで至らなかった。 ② 学生寮上毛学舎再整備事業について、可能性調査を実施し、民間活力導入の効果が認められた。	① ガイドライン策定（1月） ② 学生寮上毛学舎について、定期借地権設定型等価交換手法により民間のノウハウを活用して整備することとした。	② 自然史博物館におけるESCO事業のための施設整備事業を開始。 コンベンションについては、引き続き事業手法の検討を進める。
		関連する取組 ・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課）	関連する取組 ・ 民間のノウハウを活用した省エネ改修工事・維持管理の一体的実施（ESCO事業）（環境政策課） ・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課） ・ 民間ノウハウなどを活用した県産材の新たな需要創出（林業振興課）	関連する取組 ・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課） ・ 民間ノウハウなどを活用した県産材の新たな需要創出（林業振興課） ・ 民間企業等の資金とマンパワーを活用した県有林の整備（緑化推進課）

			・ 民間企業等の資金とマンパワーを活用した県有林の整備(緑化推進課)	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	▲1,475,114千円	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	② 定期借地権設定に伴う収入額により相殺される経費	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価 C			
	成果		要因分析	
	② 学生寮上毛学舎再整備事業について、民間活力導入により県や(財)群馬県育成会の追加的な負担なく実現できることが可能性調査により認められたため、代替地における公民連携事業手法による建替再整備を目指すこととしました。			
	課題		要因分析	
① ・ ガイドラインは策定が遅れ、平成24年度に持ち越しになりました。 ・ ガイドライン策定に留まらず、具体的な施設への適用可能性についての検討が必要です。 ② 事業化に係る前提条件の確保(財団、県の追加負担なし、定員200名以上、月額寮費20~30千円以下等)が必要です。		① ・ 平成23年5月のPFI法の改正内容を反映させることとしました。 ・ 個別事業の調査や検討等は、震災の影響等により実施できませんでした。 ② 現有地における建替再整備の場合は、前提条件の確保(定員200名以上、月額寮費20~30千円以下)が困難であること、土地の資産価値の著しい低下が不可避であることから、代替地における建替整備を優先して検討する必要があります。		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
① 平成23年5月にPFI法が改正されたことから関係政令等の施行を待って、その内容を本県のガイドラインにも反映させることとし、工程を見直しました。				
平成24年度	評価 A			
	成果		要因分析	
	① 本県がPFIを進めていくための体制整備が進みました。 ② 学生寮上毛学舎について、財団及び県の追加負担なく現有地で再整備することが可能となりました。		① 平成25年1月に「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」を策定しました。また、内閣府からアドバイザーの派遣を受け、関係所属等を対象に制度説明・事例紹介等を行いました。 ② 定期借地権設定型等価交換手法(一部敷地に事業者の定期借地権を設定し、学舎の建替建設費と相殺することとしました。)を活用して整備することとしました。	
	課題		要因分析	
①、② 大規模建設事業等を実施する際に、PFI等の導入可能性の検討について実効性を確保することが必要です。また、県内事業者が応募しやすい環境整備をすることが必要です。		①、② 従来の計画の立案方法では、PFIの採否を検討する機会が設けられていません。また、提案能力や資金調達面から、大手事業者がPFI事業者になることが多くなっています。		
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
①、② ・ 制度に関する理解を進めるため、事業化の検討を支援する庁内組織の設置や県内企業向けのセミナーの開催を検討します。 ・ 事業を実施する際は、関連例規等の整備を行います。 ・ 自然史博物館のESCO事業については、26年4月からの本格運用に向けて、25年7月に契約手続きを、25年度末までに改修を行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)				

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	② 自然史博物館におけるE S C O事業において施設整備を行いました。	
	平成25年度の課題	要因分析
	② 大規模建設事業等を実施する際のP F I等の導入可能性の検討等、P F Iのガイドラインをさらに庁内に周知していくことが必要です。	② P F Iを検討するには、事業実施検討段階から行うことが望ましいものの、まだガイドラインの概要を承知している職員が多くはいません。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
・事業化の検討を支援する庁内組織（P F I部会）を定期的を開催するなど、庁内へのガイドラインの浸透に取り組んでいきます。		
総括評価 B	理由	
	P F I事業に関するガイドラインを策定し、P F I事業実施に当たっての運用方針を示すことができました。 P F Iを含むP P P事業について、自然史博物館においてE S C O事業を実施するとともに、上毛学舎の整備の事業を実施し、県の負担軽減を果たすことができました。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に進める姿勢を県民にもっと見せるべきである。 課題の指摘もあるが有効性が認められているP F I事業の検討に入ったことはよいことである。上毛学舎再整備事業の可能性調査実施は、今後の事業化につながって行けばよい。 ガイドライン有りきにならないように、可能性調査や実施の事例を増やしてから、また他県の事例を多く研究してから、ガイドラインを策定する方が良いと考える。 実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでほしい。 引き続き新たな事業の実施可能性について検討をしてほしい。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの整備及び上毛学舎の事業化といった進展のあった年度として、24年度のA評価は納得できる。25年度目標の自然史博物館のE S C O事業にも期待したい。 上毛学舎については早急な着工及び竣工を期待する。また、高崎の競馬場跡地の利用についてもP F Iがつかえないか。 改善・改革の対象探しをするのではなく、更なる改善改革を進める事業があって導入を検討することで良いのではないか。他県の実施事例や成功事例からノウハウを得て実施する方が有効で効果的である。 P F I事業については、事業開始後有用性に疑問の持たれる事例も他の都道府県で発生しており、本事例の今後の運用について、十分な配慮が必要であるとともに、メリット・デメリットの認識とノウハウの習得の場として、今後の取り組みに活かすことを望む。 P F Iの導入判断について、県としての判断を行う全庁的な検討委員会の設置など、実効性を担保する必要がある。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金や経営手法を活用したビジネスモデルの導入にあたっては、専門的な知識とノウハウの習得の他、分析・企画・提案力等の養成も必要である。県民にとって有益で継続して事業運営を行っている公共施設において、更なる事業コスト削減の追求は、厳しい財政環境にあっては当然に取り組むべき課題であり評価する。引き続き推進されたい。 ガイドラインに沿った対象事業の点検を済ませることが当面の目標だと考える。 V F M (Value For Money：県民が支払うお金(税金など)に対して最も価値の高いサービスを提供する考え方)の観点から、積極的に推進されたい。そのためには、P P P (Public Private Partnership) について、職員への啓蒙が重要。また、最近、P F Iの失敗事例も散見されるので、採用時の審査、枠組みづくり等、慎重に願いたい。 (昨年度も言及したが) P F Iの導入判断についても、担当課長による判断のみならず、県としての判断を行う全庁的な検討委員会の設置など、実効性を担保する必要がある。 	
担当所属 (総)総務課、各所属		

(MEMO)

(3) 市場化テストの活用

公の施設の管理などについて、県と民間とが運営方法や経費をそれぞれ提案し、どちらが効率的にできるかを競う市場化テストをモデル的に実施し、効果が認められた場合には導入を検討します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が平成18年に施行され、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務次官通知）に「市場化テストの積極的な活用」について明記されていますが、現在のところ群馬県での市場化テストの実績はありません。

達成すべき成果1

- ① 推進期間中にモデル事業の実施・検証を行うべく対象の選定を進めます。
- ② 県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、民間市場の成熟度や民間による管理運営の的確性を確認する必要があると判断した場合に、市場化テストの手法を用いて、県民サービスの一層の向上につながる管理運営方法を選択します。
- ③ 上記の取組によっても適当なモデル事業が選定できない場合は、民間からの提案に基づき対象を選定する方法などについて検討をしていきます。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
市場化テスト実施件数 0件	目標値	推進期間中にモデル事業1件		
	工程	① 対象事業選定、実施要領の作成 ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施	① モデル事業の実施・検証の上、今後の行政改革に資する取組か否かを検証 対象事業選定、実施要領の作成 ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施 ③ 民間提案型手法の検討	① モデル事業の実施・検証の上、今後の行政改革に資する取組か否かを検証 対象事業選定、実施要領の作成 ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施（～2月、他県等の類似施設調査）
実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
	達成度	C		
	実績値	0件		
	実工程	② 一部の直営施設について、直営と指定管理者制度導入した場合の比較を実施する方針を策定	① 対象事業選定なし ② 新規導入なし	① 対象事業選定なし ② 直営で運営している公の施設うち、16施設について、他県等の指定管理者制度導入施設の調査を開始。
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A.大きな成果あり B.成果あり C.具体的取組あり D.具体的取組なし）

評価	D	要因分析
平成23年度	② ・平成23年度に「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、群馬会館について、以下の調査等を行い、指定管理者制度を導入した場合と県直営の場合のどちらが効率的・効果的な運営ができるか、平成24年度に比較検討をすることとしました。 (1) 県内事業者の参入意向等調査 (2) 他県等の指定管理者を導入している類似施設についての調査	② 現時点で、費用対効果が見込めるような事業がないことから、「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」に基づき、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設との間でサービス面、費用等に係る簡易な公民比較を進めることとしました。

	<ul style="list-style-type: none"> ぐんま男女共同参画センターほか15施設については、平成26年度までに、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにすることとしました。 	
	課題	要因分析
	① 手続きが煩雑であり、その手続きを実施する費用対効果が不明であることが課題です。	
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	①・② 23年度の検討では対象として適するものがなく、当面はいくつかの直営の公の施設について簡易的な官民比較を進めるとともに、対象事業の選定に引き続き取り組むこととしたため、工程を見直しました。	
	③ 民間提案型手法については、今後の取組の結果を踏まえて改めて検討することとしたため、工程から削除しました。	
平成24年度	評価	D
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストの実施に向けた検討は進みませんでした。 債権回収業務をテーマに官民連携やアウトソーシングに関する理解を深めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストは、効率的・効果的な公共サービスを提供するための有効な手段ですが、現時点では対象となり得る業務について見いだせていません。 内閣府公共サービス改革推進室と協力して、公金の債権回収業務に関する官民連携フォーラムを開催しました。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストの実施環境が整っていません。 市場化テストは、手続きが煩雑であるとともに、一定規模の事業でないと効果が乏しい傾向があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの従来の業務委託等で対応することも可能となっています。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き県内外の情報収集を行うとともに、仕事の見直しにおいて、改革手段の1つとして検討を行います。 平成26年2月を目途に、直営施設の指定管理者制度導入に係る検討（指定管理者制度導入している他の自治体の類似施設との比較）を実施します。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。） 	
平成25年度・総括評価	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストの実施に向けた検討は進みませんでした。 ぐんま男女共同参画センターほか15施設について、平成26年4月までに、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにするよう検討を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストは、効率的・効果的な公共サービスを提供するための有効な手段ですが、現時点では市場化テストの運用に要するコストと比べ、効果が見込める業務が見いだせていません。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト法に基づく場合、手続きが煩雑であるとともに、一定規模の事業でないと効果が乏しい傾向があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの従来の業務委託等で対応することも可能となっています。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> ぐんま男女共同参画センターほか15施設について、類似施設についての調査結果を基に、市場化テストの手法を参考にできないか、検討を進めます。 		
総括評価	理由	
D	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき成果1に掲げた、モデル事業が実施できていません。 県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、市場化テストの手法を用いた検討が行われていません。 	

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理想的だが現実が伴っておらず、手続きも煩雑で実績もない。制度導入の可否の検討にとどまっており、後向きの姿勢を感じる。 ・ 23年度の取組は、公の施設のあり方検討で行っていることと同じではないか。 ・ 「課題」に記載されている事項は現時点での課題には当たらない。モデル実施後に課題が設定されるはず。実績値の評価は「D」が適当である。工程の修正等、取組がかなり後退している。 ・ 実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでもらいたい。 ・ 民間提案型手法は①、②の実施が前提となっているが、①、②の取組に関係なく実施してはどうか。 ・ 県職員が直接行うべきかを整理した上でメリハリのある市場化テストを検討すべき。 ・ 市場化テストに係る委員会を設置し権限を持たせて進めていくことも必要ではないか。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サービスに更なる改善・改革を検討する過程で有効で妥当な手法として導入を検討すべきであり、導入したい手法に適する事業探しをすべきでない。他県での実施事例や成功事例からノウハウを得て実施する方が有効で効率的である。 ・ 23年度の「成果」として、「他県等の類似施設の状況調査」、「要因分析」として、「他県の類似施設との間で簡易な公民比較を進めることとしました」とあるにも拘わらず、24年度「今後の取組予定」で、同様の記載（他県の類似施設との比較）がある。本件に対する取組意識の低さを感じられる。やらないなら、やらないで、ズルズル先延ばしせず、きちんと合理的に整理してもらいたい。 ・ 市場化テストについて、ボトムアップ的な手法ではなく、一定の権限を与えられた監理委員会等の外部機関を設置し推進しなければ活用されない。
平成 25 年度 ・ 総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来からの業務委託で対応可能ではないか。「市場化テスト」は煩雑ではないか。 ・ 市場化テストが実施できない理由は、対象とする事業がテストを実施する前に、民間に任せの方がよい（たとえば指定管理者）とか、官が直営でやった方がよいとかの結果がわかかってしまうということか。他県での類似事業での採用事例もあるにもかかわらず、実施を目標に掲げていてなぜ実施できなかったのか理解できない。 ・ 「調査・検討」から「活用・実施」へと進めてもらいたい。 ・ 参加の期待される事業者はテスト対象の事業によると思われる。事業者側にメリットがなければ参加は期待されない。実績なしの現状は、先行して行うべき市場調査のないままに実験的に掲げられた政策のように思われる。 ・ （昨年度も言及したように）市場化テストについて、ボトムアップ的な手法では前進せず、一定の権限を与えられた監理委員会等の外部機関を設置し推進しなければ、活用されない。推進の方法を根本から転換する必要がある。
担当所属 (総)総務課、各所属	

(MEMO)

(4) 協働事業の推進

様々な行政分野において、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働事業を推進し、より効果的な事業の執行を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

時代の変化とともに社会的ニーズが多様化し、公共サービスの提供は、行政だけでなく多様な主体が担うことで、より効果的な提供が可能となっており、また、県民の社会貢献意識が高まり、多様な主体による活動も活発化しています。

そこで、よりよい公共サービスを提供するため、「新たな公」（行政機関だけでなく、NPOや市民、企業など多様な主体が支える公共的な役割や仕組み）の担い手として期待されるNPOなどとの協働や連携の推進が求められています。

達成すべき成果1

「協働」は、今後の地域社会を考える上での重要な概念・手段であり、以下のとおりNPOと行政との協働に関する指針（平成20年2月）における「協働推進のための環境整備」に沿った環境整備を図ります。

① NPO協働提案パイロット事業の拡充、協働事業報告会など事後検証のための仕組み（ふりかえり）の充実、パートナー育成に向けた取組の充実

② 協働の理解促進のための県・市町村職員研修の実施、県・市町村間の連携強化

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① NPO・ボランティアとの協働の取組（県事業） 92事業（H22年度） ② NPOと行政との協働推進会議 2回開催 県・市町村職員向け研修 1回開催（H21年度）	目標値	① 100事業	① 105 事業 115事業	① 110 事業 120事業
	工程	① NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の継続実施	① NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の継続実施	① NPO協働提案パイロット事業の実施 ＝NPO・ボランティアとの協働の 拡大 継続 ② 県・市町村職員研修の実施 ＝協働プラットフォーム意見交換会の継続実施
	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
	達成度	A	B	B
実績値	① 111事業 ② 協働推進会議 2回開催 職員向け研修 1回開催	① 101事業 ② 協働推進会議 1回開催 職員向け研修 1回開催 協働プラットフォーム意見交換会 1回開催	① 95事業 ② 協働推進会議（地域づくり協働モデル事業事例発表会） 1回開催 協働プラットフォーム意見交換会 5回開催	
実工程	① NPO協働提案パイロット事業の実施 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の実施	① NPO協働提案パイロット事業の実施（7～2月） ② 県・市町村職員研修の実施（10月）、協働プラットフォーム意見交換会の実施（3月）	① 地域づくり協働モデル事業成果報告会（8月）・事例発表会（10月） ② 協働プラットフォーム意見交換会の実施（9～11月）	
事務量削減及び財政的效果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成 23 年度	評価 B	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO協働提案パイロット事業により、「安全・安心な地域づくり」や「環境保護」といった社会問題の解決に向けて、効果的な協働事業を実施することができました。 ・ 協働事業報告会では、行政、NPOがそれぞれの立場で協働・連携・相乗効果などの事業検証を行うことができました。 ・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金を活用したNPO等活動支援事業」、「市民力養成講座」、「地域連携セミナー」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成に努めました。 ・ 「協働に関する県・市町村職員研修」を実施し、協働理解を促進しました。 ・ 「市民活動支援スタッフ情報交換会」、「中間支援組織提案型支援力強化事業」、「地域連携セミナー」を実施し、県・市町村間の連携強化を図ることができました。 ・ 県全体としては、様々な分野において行政（県・市町村）とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の社会貢献等についての関心が非常に高く、協働事業を効果的に実施することができました。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等への県・市町村職員の参加が少ないため、参加促進を図る効果的な取組を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町村の職員の協働や連携についての関心が比較的低いため、研修等への参加者も少ない状況があります。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度の実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。 		
平成 24 年度	評価 B	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO協働提案パイロット事業により、「安全・安心な地域づくり」や「環境保護」といった社会問題の解決に向けて、効果的な協働事業を実施することができました。 ・ 協働事業報告会では、行政、NPOがそれぞれの立場で協働・連携・相乗効果などの事業検証を行うことができました。 ・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金を活用したNPO等活動支援事業」、「市民力養成講座」、「地域連携セミナー」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成に努めました。 ・ 「協働に関する県・市町村職員研修」を実施し、協働理解を促進しました。 ・ 「市民活動支援スタッフ情報交換会」、「中間支援組織提案型支援力強化事業」、「地域連携セミナー」を実施し、県・市町村間の連携強化を図ることができました。 ・ 県全体としては、目標値には達しませんが、様々な分野において行政（県・市町村）とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等を対象としたセミナー等の支援事業の開催により、NPO等の人材育成や活動基盤の強化を図ることができました。 ・ 厳しい財政状況や東日本大震災の影響により、取組件数がやや減少傾向にあります。協働の取り組みは着実に定着しつつあると考えられます。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金」を活用した「NPO等活動支援事業」の終了(25年3月末)後のNPO等支援の方策を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等の運営基盤を強化し協働を促進するため、支援の継続が必要です。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 協働のパートナーであるNPO等を育成し、地域での協働を促進するため、地域に根ざした中間支援組織の支援力の強化を図ります。 協働の実践事例や成果の共有により、自治体職員における協働の考え方の定着を図ります。 NPO協働提案パイロット事業の実施及び県・市町村職員研修の実施については、一定の成果をあげ、その役割を果たしたと判断されることから、24年度を持って廃止としました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 地域づくり協働モデル事業について、市町村市民活動支援担当者や庁内職員を対象とした事例発表会や事例集の発行・配布を行い、協働の事例の周知を行いました。 「市民活動支援スタッフ研修会」、「地域連携セミナー」、「NPO個別相談」、「市民活動支援担当者会議」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成および市町村センターの支援力強化、県・市町村間の連携強化を図ることができました。 県全体としては、目標値には達しませんが、様々な分野において行政(県・市町村)とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 平成23～24年度に実施した事業の成果を事例発表会の実施や事例集の作成により具体的な協働の事例を共有することで、協働に対する考え方について周知を図ることができました。 特に事例集では、地域課題の解決に向け協働した事例を紹介しており、各地域での課題解決に向けての提案を行うことができました。 基金事業終了により、24年度で終了した事業があったため、取組件数はやや減少傾向にありますが、形を変えて継続する事業があるなど、協働の取り組みは着実に定着しつつあると考えられます。
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> 厳しい県財政の中で、NPO等との「協働」によるメリット・効果の理解を進める必要があります。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 行政において、NPO等との協働の方法について改めて考えることが必要となっています。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした協働を進めるため、市民活動支援センターの機能強化に努めます。 協働の実践事例や成果の共有をさらに進め、自治体職員における協働の考え方の柔軟性と定着を図ります。
総括評価 B	理由 <ul style="list-style-type: none"> 県事業におけるNPO・ボランティアとの協働の取り組み数については、目標値を達成することができませんでしたが、事例を共有することにより行政職員に協働への理解促進を図ったり、NPO・市民活動支援センターの機能強化を図ることができ、一定の成果を上げることができました。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業の実績は目標値以上となったが、県民の社会貢献等の意識の高さに比べ県市町村の職員の関心の低さが指摘されている。積極的な取組を継続してもらいたい。 NPO等との協働事業がこんなにも多くあることが県民に知られておらず、効果の報告が不足している。県ホームページの「NPOと県との協働」のカテゴリにも「NPO協働提案パイロット事業」で実施したいくつかの事業しか掲載されていない。 特に防災時等には地域のNPOやボランティア団体との連携が必要であり、他県の事例等を分析し進めることが重要である。 「成果あり」と評価しているが、具体的なアウトカムを測定した上での判断なのかが不明確である。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の目標は125でも良いのではないかと。継続してNPO支援が必要。 NPO活動分野毎にNPOの数・力量に濃淡がないか確認し、全分野において力強い協働ができるようにNPO設立を促す努力が必要。 協働事業においては、NPOの特徴、課題、可能性をよく理解しておく必要がある。行政サービスで手の届かないところを代行する役割だけを求めるのではなく、NPOとしての長所は伸ばし、短所は正す姿勢が必要である。NPO側は、政策に取り込まれたり、政策を陳情するだけではなく市民として、政策の矛盾を指摘し、問題提起する主体でなければならない。 協働事業の過去の実例とその効果検証結果を積極的に公表していくことが求められる。

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働事業の過去の実例をとりまとめ公表したことは大いに評価できる。 ・ ホームページには成功事例の紹介があるが、成功に至らなかった事例の掲載があっても良いのではないか。 ・ 協働事業は離陸を始めた段階なので、プラットフォーム意見交換の充実等の事業拡大の仕掛けの拡充（県のリーダーシップ）を期待する。 ・ 3年間の協働事業の実績としては妥当なものと思われる。協働事業は件数も大切であるが事業の内容及び事業の継続と充実が重要である。協働対象事業が市町村の事業に関連しているようなケースでは、市町村と連携し市町村職員の教育を兼ねた取組みも考えられる。 ・ 意義のあるNPOとの協働を進めるとともに、社会的存在意義のない幽霊NPOの整理も進めて欲しい。 ・ 本来、官のやるべきことを、やらされていると考えるNPOもあるようであり、協働すべき事業、仕事の範囲について、きちっと、NPOと話し合いを進めていって欲しい。 ・ 行政職員に対し、NPO・ボランティア団体との協働のための意識改革を進めてもらいたい。 ・ 目標数値に捉われず、必要なノウハウが吸収できるよう、検討をすることも必要である。
担当所属	NPO・多文化共生推進課

(5) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

現状・課題（平成22年度末現在）

公社・事業団などは、県の出資比率が25%以上で、県行政と密接に関連している団体であり、公益的な事業を県に代わって実施するなど、県行政を補完する役割を果たしています。

このうち、社会情勢の変化などにより設立当初の目的を達成したと思われる団体や、経営状況が悪化し、持続的な経営ができない状況に陥っている団体については、解散を含め、そのあり方を見直すとともに、その他の団体についても、自立的な運営を促し、県の関与をできるだけ縮小していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① 平成22年度に策定した「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、各団体のあり方の見直し及び県の人的・財政的関与の縮小を行います。
- ② 各団体の財務状況などについて定期的に調査を実施し、安定した経営ができるよう、事務・事業の見直しや財政基盤の強化などについて指導・助言を行います。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度	
① ア 公社・事業団数 30団体 (H23年3月31日現在) 28団体 (H23年4月1日現在) イ 人的・財政的関与縮小に取り組んでいる。 ② 毎年度、全団体に定期調査を実施している。	目標値	①ア H25年度末までに26団体			
	工程	① ア あり方の見直し イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	① ア あり方の見直し イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	① ア あり方の見直し、「見直し方針」の見直し（26年1月までに） イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	
	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
	達成度	A		A	
	実績値	①ア 27 26 団体 (H24年4月1日現在)		①ア 27 26 団体 (H25年4月1日現在)	
実工程	① ア 1団体を解散、 1団体が出資比率の変化から公社・事業団等の対象外 イ 職員派遣数(H23) △15人 (28人→13人) 当初予算額 △4,729千円 ② ・ 調査実施	① イ 職員派遣数(H24) △ 7 7 人 (13人→ 6 6) 当初予算額 △ 328,578 476,985 千円 ② ・ 調査実施 ・ 「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定	① ア ・ 2団体が解散 ・ 「見直し方針」の見直し延期 イ 職員派遣数(H25) △0人 (6人→6人) 当初予算額 △147,446千円 ② ・ 調査実施		

		関連する取組 ・ 尾瀬保護財団への人的・財政的関与のあり方の検討(尾瀬保全推進室) ・ 群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課) ・ 所管出資法人(群馬県馬事公苑)に対する定期的調査(畜産課)	関連する取組 ・ 尾瀬保護財団への寄附金増加への取組(自然環境課) ・ (社)群馬県林業公社に係る民事再生手続き(林政課) ・ (財)群馬県森林・緑整備基金への関与縮小及び一般財団法人移行(林政課) ・ (公財)群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課) ・ (公財)群馬県馬事公苑に対する定期的検査(畜産課) ・ (財)群馬県労働福祉センターの公益認定(労働政策課)	関連する取組 ・ (社)群馬県林業公社に係る民事再生手続き(林政課) ・ (公財)群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課) ・ 所管出資法人((公財)群馬県馬事公苑)に対する定期的調査(畜産課)
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	▲15人	▲ 7 7人	±0人
	金額(千円)	▲406,519	▲ 386,931 535,338	▲147,446
	内容	・ 県派遣縮小に係る人件費 124,500千円 ・ (財)前橋勤労者総合福祉振興協会解散に伴う寄付 35,000千円 ・ (財)群馬県企業公社解散に伴う寄付金 247,019千円	・ (財)群馬県公園緑地協会解散に伴う補助金及び委託料の減額 328,578 476,985千円 ・ (財)群馬県公園緑地協会解散に伴う寄付 58,353千円	・ 見直しに伴う補助金及び委託費の減額 147,446千円
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価	B		
	成果	要因分析 ・ 「公社・事業団等の見直し方針」に基づく、人的関与の見直しを進めた結果、大幅な減少となりました。 ・ 団体数の減は、(財)群馬県公園緑地協会の解散によるものです。及び(公財)群馬県建設技術センターが公社・事業団等ではなくなったためです。		

<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。 引き続き県の財政的関与の縮小を図っていく必要があります。 財務状況等の正確な把握が課題です。 	<p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団の中には、県の財政的関与を前提として経営している団体があることから、引き続き予算査定において、各団体の財務状況・活動状況を十分に検討し、県の財政的関与について見直しを行うことが必要です。 平成23年度包括外部監査で損失補償を行っている場合は、「多額の県民負担が発生しないよう常に業績等の管理を行い、適時に対応措置をとることが望まれる。」との意見が出されました。 		
<p>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</p> <p>—</p>			
<p>平成24年度</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 607 817 1527"> <p>評価 B</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の人的関与の状況(△312人) <ul style="list-style-type: none"> ○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB2222人 ○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣136人、県OB1813人 ※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課) 県の財政的関与の状況 (△328,578476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> ※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円 ※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円 ○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額4,051,4263,903,019千円 ※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課) 団体数：H24当初 2726団体 →H25当初 2726団体 指導・助言の対象と根拠が明確化されました。 </td> <td data-bbox="817 607 1428 1527"> <p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。 「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。 </td> </tr> </table>	<p>評価 B</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の人的関与の状況(△312人) <ul style="list-style-type: none"> ○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB2222人 ○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣136人、県OB1813人 ※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課) 県の財政的関与の状況 (△328,578476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> ※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円 ※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円 ○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額4,051,4263,903,019千円 ※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課) 団体数：H24当初 2726団体 →H25当初 2726団体 指導・助言の対象と根拠が明確化されました。 	<p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。 「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。
<p>評価 B</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の人的関与の状況(△312人) <ul style="list-style-type: none"> ○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB2222人 ○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣136人、県OB1813人 ※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課) 県の財政的関与の状況 (△328,578476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> ※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円 ※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円 ○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額4,051,4263,903,019千円 ※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課) 団体数：H24当初 2726団体 →H25当初 2726団体 指導・助言の対象と根拠が明確化されました。 	<p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。 「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。 		
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。 引き続き県の財政的関与の縮小を図っていく必要があります。 これまでの人的・財政的関与の見直しに加え、公社・事業団の運営に対する指導にも重点を置いた取り組みを進めていく必要があります。 	<p>要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社・事業団の中には、県の財政的関与を前提として経営している団体があることから、引き続き予算査定において、各団体の財務状況・活動状況を十分に検討し、県の財政的関与について見直しを行うことが必要です。 公益法人制度改革に伴い、公社・事業団等に対する監督体制は、従来の主務官庁(県の所管課)による監督から、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人とで異なることとなるなどの変更がありましたが、出資等の行政目的に沿った効率的・効果的な運営がなされているか、出資金等を基本財産として設定し、処分制限が定款に定められているかなど、引き続き指導等を行っていく必要があります。 		

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月までに、「公社・事業団等の見直し方針」について、調査等の具体的な指導の内容を定めるなど、指導にも重点を置いた方針となるよう見直しを行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。) 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 県の人的関与の状況(+1人) <ul style="list-style-type: none"> ○常勤役員：H24 県派遣0人、県OB22人 →H25 県派遣0人、県OB20人 ○常勤職員：H24 県派遣6人、県OB13人 →H25 県派遣6人、県OB16人 県の財政的関与の状況(△147,446千円) <ul style="list-style-type: none"> ○H24当初予算額3,903,019千円 →H25当初予算額3,755,573千円 ※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課) 団体数：H25当初 26団体 →H26当初 24団体
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めましたが、県派遣職員の減少には至りませんでした。県OBの増加は、これまでも常勤でしたが時短勤務であったため、非常勤としていた職員を常勤として扱ったためです。 団体数の減は、(財)群馬県保健文化賞基金のみなし解散及び(社)群馬県林業公社の解散によるものです。
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> 各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。 総務省において、第三セクター等の改革に関する新指針が、平成26年度初めに策定されることから、本県の「公社・事業団等の見直し方針」についてもそれに対応した方針とする必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <p>公社・事業団等の多くは、第三者機関である群馬県公益認定等審議会において、実施事業の公益性が認められ公益法人となったことから、これまでどおり安定した経営ができるよう指導・助言を行っていくとともに、団体をこれまで以上に活用していくことを検討する必要があります。</p>	
総括評価	理由 <p>公社・事業団等の団体数が目標値まで到達するとともに、県の財政的関与も毎年度減少しています。一方で、平成26年1月までに策定することとしていた「見直し方針」は国の動向を踏まえ、策定を延期しました。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 人的関与の見直しについて大きな実績が得られた。 財政的関与額の削減は進んでいない。 公社・事業団の働き方(必要性、効率化)こそ厳格にチェックすべき。 各団体に自立を促すとともに、必要な公社・事業団は必要性を明確にし残すことも重要である。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 今後も情報公開し、経営状態の透明性を確保していただきたい。 27団体のアウトプットが県の財政的関与に相応するものか確認が必要。 運営のパフォーマンスを上げることは必要なるも、今一度、公社・事業団の全業務を対象に設立目的・所管事項・組織人員等の詳細、社会情勢の変化と現活動とのギャップ等を一覽的に調査チェックし、維持・新規・統合・廃止・民間協働・委託等による新たな業務体系と組織体系を構築する必要がある。民間人の役員登用も考えられる。 公社・事業団から県に引き上げた職員の人数が、そのまま県本体の職員数の増加になっているのでは意味がない。

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の事業の代行や補完を目的に設立されている公社・事業団の改革・計画は業務の種類や組織・人員などによって内容は異なる。自主・自律的な運営に至る期間も異なることから、それぞれ県の人的・財政的関与の度合いも異なる。3年間の実績としては妥当なところと思われる。今後、総務省の新指針が予定されているが、業務処理の効率化、経費削減の方向は変わらないので、人材（プロパー等）の育成と業務の改善・定着化により県が関与する常勤役員・職員の弾力的な削減を期待したい。 ・ 公社・事業団等のアウトプット（成果）が、期待に沿うものか否か、チェックして欲しい。 ・ 公益認定を受けられなかった団体については、理念上は、公が関与する必要はないとも考えられるが、今後、廃止をするのか否か等、方向性を定める必要があるのではないか。
	担当所属 （総）総務課、人事課、財政課、各所管所属

(MEMO)

(1) 事務・事業の仕分け

事業のあり方や予算の執行方法、仕事の仕方について、職員と学識経験者などが部局横断的に議論し点検する、事務・事業の仕分けを活用することにより、継続的に見直し、業務の効率化を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

行財政改革を着実に推進し、限られた資源を県民サービスの向上のために最も効果的に配分することを目的として、職員及び学識経験者が、自己の属する部局に限らず、事務・事業のあり方について提案・検討し、改善などの判定を行う「事務・事業仕分け検討会」を平成22年度に実施しました。

通常予算編成作業に加えて、部局横断的に限られた数の事務・事業を対象として取り組むことは効果的であることが判明した一方、対象事業の選定、判定者、公開の可否など改善すべき課題もあり、見直した上でより効果的な手法で実施していく必要があります。

達成すべき成果1

次の事項などについて見直しを行い、平成23年度は、30程度の事務・事業について継続して実施します。（ ）内は平成22年度の手法です。

- ア 対象事業の選定方法（職員から提出）
- イ 実施時期（10・11月）
- ウ 判定者（学識経験者6名、職員15名）
- エ 公開の可否（非公開）
- オ 検討と判定の実施時期（別の日時に実施）
- など

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
・仕分け件数 27事務・事業	目標値	・ 対象 30事務・事業	—	—
	工程	・ 手法の見直し (5月末まで)	・ 手法の見直し	・ 手法の見直し(見直しは5月、実施は9月～10月)
実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
	達成度	B	B	A
	実績値	・ 対象 21事務・事業	・ 対象 14事務・事業	・ 対象 13事業
	実工程	・ 選定及び公開等の手法見直し（9月）	・ 外部委員の増員、1項目当たり審議時間の増（9月）	・ 事前ヒアリングを公開 ・ 若手職員がオブザーバーとして参画
			関連する取組	関連する取組
		・ 対象となった「山と森のコンサート補助金」の抜本見直し（緑化推進課） ・ 対象となった「群馬県産業支援機構運営費補助事業」の一層の見直し（産業政策課）	・ 対象となった「競技力向上対策」のうち「ジュニアの育成」事業の重点化（スポーツ振興課） ・ 対象となった「中心市街地・商業活性化推進」の補助制度見直し（商政課） ・ 対象となった「宝台樹スキー場・キャンプ場、武尊牧場スキー場」の管理運営方法抜本見直し（観光物産課） ・ 対象となった「県立図書館運営」における見直し計画立案のための内部組織として「図書館運営検討会」設置（図書館）	

事務量削減及び 財政的効果(見込)		人工(人年)	—	—	—
		金額(千円)	▲16,884	▲197,841	▲227,318
※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載		内容	・判定結果を踏まえた事業の 見直し額	・判定結果を踏まえた事業の 見直し額	・判定結果を踏まえた事業の 見直し額
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)					
平成 23 年度	評価	B			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業を全職員から募集し、課題の掘り起こしに努めました。 判定会を公開で行い、透明性を高めました。 委員会の名称を「事務・事業見直し委員会」と改め、多角的な視点から事務事業を見直していくために実施するものであり、平成21年度に国で行われた事業仕分けとは目的が異なることを明確にしました。 		要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 庁内委員と外部委員との議論、公開の場での担当職員による事業の必要性などの説明、外部委員との質疑を通じて、県民目線で考えることについて職員の意識改革が図られました。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業の選定について、外部委員の意見をより反映させる仕組みを検討する必要があります。 		要因分析	
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 —				
平成 24 年度	評価	B			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 庁内委員と外部委員との議論、公開の場での担当職員による事業の必要性などの説明、外部委員との質疑を通じて、県民目線で考えることについて職員の意識改革が図られました。 新年度予算において、各対象事業の見直しが図られました。 		要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業を全職員及び全委員から募集するとともに、平成23年度の広聴案件からも抽出しました。 審議において外部委員が過半数となるよう増員し、客観性を高めました。 対象事業数を減らし、1項目当たりの審議時間を増やしました。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 職員や委員からの提案数が減少しており、対象事業の掘り起こし方法を見直す必要があります。 審議においてより深い議論が行われるような工夫が必要です。 		要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 単発イベント的な実施ではなく、事務事業のPDCAサイクルの中に位置づけていく必要があります。 施策全体の中での対象事業の位置づけを明確にした上で、事業の有効性について議論されるようにしていくことが必要です。 	
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直しに資する多角的な議論が行われるように、25年度の委員会に向けて対象事業の選定方法や審議方法等を改善します。 25年度の委員会は、9月～10月の実施を目的に準備を進めます。(※平成24年度評価における委員会意見を踏まえ追記したものです。) 				
平成 25 年度 ・ 総括 評価	平成25年度の成果		要因分析		
	<ul style="list-style-type: none"> 庁内委員と外部委員との議論、公開の場での担当職員による事業の必要性などの説明、外部委員との質疑を通じて、県民目線で考えることについて職員の意識改革が図られました。 新年度予算において、各対象事業の見直しが図られました。 		<ul style="list-style-type: none"> 内部委員を次長級にするとともに、事業所管課の説明者も補佐・係長級にするなど、若手職員の参画を図りました。 事前ヒアリングも公開し、事務所管所属が説明に使用した資料をすべて公表するなど、透明性を高めました。 		
	平成25年度の課題		要因分析		
	対象事業の選定過程が不透明ではないか、現場や地域に根ざした有識者がおらず、現場の声を反映できていないのではないかなどの意見があります。		<ul style="list-style-type: none"> 議事録(概要)がホームページ上に掲載されていないことから、さらなる透明性の向上を図る必要があります。 対象の選定方法や有識者の選定などの運営を改善する必要があります。 		
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 多角的な議論が行われるように、26年度の実施に向けて総合的な検討を行います。					

総括 評価 A	理由 3年間で48事務・事業を対象に議論を行い、442,043千円の予算削減に結びつきました。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕分け対象事業を職員公募で応募した点等は評価できる。対象事業の選定は、外部有識者の意見等を反映させることも必要である。 ・ 多角的視点から見直し、外部委員の県民目線と職員の意識改革で更に一步前進した考えで取り組んでもらいたい。 ・ 公開実施は評価できるが、特に外部委員の事前準備時間の確保や開催日程の余裕が十分でなかった。 ・ 対象となった事務・事業の中には、外部委員に聞くまでもないもの（中期的な視点でトータルなムダを最小限にするのは当然であるもの、経費規模が小さいもの）もあり、実績評価は「C」が適当である。意義のある検討会にしてもらいたい。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の明確化のために25年度目標に「2億円の削減」を掲げるべき。 ・ 継続して進めて欲しい。対象となった事業の成果を積極的に評価してもらいたい。 ・ 対象事業の募集には限界があること、またいつまでも委員会を続けるものでもない。予算額・職員数・事務量などの多い(少ない)事業を任意に総数20事業程度を選定し、ムリ・ムラ・ムダを排除した効果的な予算配分のノウハウをマニュアル化し、各部局のPDCAの主要な実施項目に位置づけ、意識を高め改革に繋げていく方法も考えられる。 ・ 要因分析は不十分である。
平成25年度 ・ 総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員が参画するなど、幅広い年齢層の職員が加わる取り組みとなったことについて、評価したい。また、これらに関わった者たちで組織し、自分たちで改善し、その取り組み状況を公表するなど、「事務・事業仕分け」の在り方についても検討して欲しい。 ・ 「予算削減」の成果について、評価できる。「事務事業仕分け後」の各事業の見直し状況について、県民に情報公開すべきである。何がどうなったのか、伝わっていないのではないか。 ・ 試行的な期間でもあったが結果は良好であったと思われる。対象事業の選定基準と選定方法（プロセス等）を明確にする必要があること、委員会用資料の事前配付による説明時間の短縮・審議時間の拡張による審議の活発化など、他の委員会にも言えることであり検討されたい。 ・ 事前の知識の少ない委員（特に外部委員）に対する当該事務・事業についての説明、調査、下見の機会が少ない点を改善すべきである。
担当所属 (総)総務課、各所管所属	

(MEMO)

(2) 内部管理経費の節減

公用車管理、清掃・警備などの庁舎管理、資源ゴミの処理、物品の調達などの内部管理や経常的な業務について、仕事の仕方を根本から見直し、外部委託の導入や処理方法の改善などにより、コストの節減や業務の効率化を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

- 内部管理のための事務費や施設の運営費など経常的な経費については、継続的に見直さなくてはなりません。厳しい財政状況が続く中、様々な方策により経費削減や事務の効率化を図っていく必要があります。
- ① 公用車管理は、県庁の部局の集中管理に留まっていることや国庫補助の対象などの問題があり十分に共同利用が進んでいません。地域機関を含め集中管理・共同利用を拡大していく必要があります。
 - ② 清掃業務は、県では単年度契約にて行っているところですが、他の地方自治体では長期継続契約を実施し事務の改善が図られている事例もあります。また、警備契約は、長期継続契約を実施しているところですが、近隣にある庁舎を一括して契約するなどの事務の改善も考えられます。その他の庁舎管理に関連する業務を含めて、長期継続契約や一括契約を検討していく必要があります。
 - ③ 資源ゴミの売払いの実施は、一部の庁舎で実施されて効果が認められることから、費用対効果や地域事情の観点を含め売払いの検討をし、対象庁舎を拡大していく必要があります。
 - ④ 単価契約・一括契約は、達成すべき成果2の現状④のとおり実施しているところですが、国においては、「単価契約による一括調達の運用ルール」(H21.16各府省申合せ、426の対象品目)に基づき、平成21年度から一括調達を実施し効果も認められているので、県においても対象物品の拡大や地域機関での実施を検討する必要があります。

達成すべき成果1

- 以下の取組により経費の一層の削減と事務の効率化を図っていきます。
- ① 公用車管理の改善
 - 県庁及び各県民局において、集中管理・共同利用の実施・拡大を進めるとともに、次の手法により経費の削減及び事務の効率化を目指します。
 - ・稼働率の低い古い公用車の廃車による効率的運用
 - ・車検、タイヤ交換などの一括発注
 集中管理実施後に、運用の実態を踏まえて、委託、リースの導入など市場化テストの実施を含めた検討を行い、最も適切な方法での管理手法を採用します。
 - ② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施
 - ・庁舎清掃委託における統一的な仕様（マニュアル）の作成
 - ・清掃業務などに長期継続契約の導入を検討し、導入する利点が認められる場合は、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に清掃業務などを含めることの検討を行い、効果が見込まれる庁舎から導入
 - ・清掃業務及び警備業務の近隣の庁舎間の一括契約の可能性について検討を行い、実施可能かつ効果が見込まれる場合に実施
 - ③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施
 - ・ガイドライン策定
 - ・各合同庁舎毎にゴミの減量化に取り組むと共に、売払の検討を行い、費用対効果が見込まれる場合に実施
 - ④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施
 - ア 県庁
 - ・単価契約及び一括購入を行うのにふさわしい物品の洗い出し、実施
 - イ 県民局など
 - ・県民局については、地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施、対象品目の拡大

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 公用車の状況 ア 台数 (H22.10現在) ・本庁全体 281台 (特殊車両を含む) 運転手付車 14台 各所属直接管理車 140台 集中管理車 127台 イ 部局別1台当たり利用時間 (H21年度) 最大の部局 1,517時間	目標値	—	—	—
	工程	① 集中管理開始、共同利用の拡大、運用の実態を踏まえ、委託やリース対応を含めた管理手法の検討、管理計画策定（県庁全体、県民局ごと） ② 長期継続契約の効果などを検証し、条例に清掃業務などを加えることを検討	① 集中管理開始、共同利用の拡大、台数削減、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理手法の検討 （県庁全体、県民局ごと） ②（効果が認められた場合）長期継続契約を締結	① 共同利用の拡大、 台数削減、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理手法の検討 （県庁全体、県民局ごと） ② 対象庁舎の拡大

<p>最小の部局 513時間</p> <p>② 清掃業務などは、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の対象となっていない。</p> <p>③ 県庁及び11合同庁舎のうち2合同庁舎において、資源ゴミの売払を実施 県庁 1,747,160円 2合同庁舎 114,829円 の売払 (H21年度)</p> <p>④ ア 県庁において、県表彰等物品、県発送用封筒、燃料、ファイリング用品、コピー用品、プリンタートナーカートリッジ及びネームプレートを対象として実施 (H22.11.1現在)</p> <p>イ 2合同庁舎で、ガソリンの合同庁舎単位の単価契約を実施</p>	<p>③ 合同庁舎単位の検討・実施</p> <p>④ ア 対象物品の洗い出し (単価契約、一括購入)</p> <p>イ 地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施</p>	<p>③ 合同庁舎単位の検討・実施</p> <p>④ ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大</p>	<p>③ 合同庁舎単位の検討・実施</p> <p>④ ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大 地域単位の共通単価契約制度の構築 (26年3月までに)</p>	
	実施結果 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
	達成度	B	B	B
	実績値	—	—	—
実工程	<p>①公用車管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁における共同利用を拡大。集中管理の方針を決定 委託、リースを含む管理手法の検討 県民局での共同利用拡大の検討 <p>②長期継続契約拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃業務を対象に加える条例改正を実施 <p>③資源ゴミ売払実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H23年度中に5合同庁舎で実施 (3合同庁舎で新規実施) <p>④単価契約・一括購入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料単価契約の合同庁舎単位での一括契約化 	<p>①公用車管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁における一元管理を開始し、共同利用の拡大を実施 車両の計画的減車を実施 <p>②長期継続契約拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁の警備、駐車場誘導業務は債務負担行為による長期契約実施済み。清掃業務については検討中。 長期継続契約を6件締結 (H24.4.1から) <p>③資源ゴミ売払実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H24年度中に8合同庁舎で実施 (3合同庁舎で新規実施) <p>④単価契約・一括購入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括購入として、「置き薬方式」による事務用品の購入の可能性について調査 拡大なし 	<p>①公用車管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁舎における一元管理の共同利用の拡大を実施 車両の計画的減車を実施 <p>②長期継続契約拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁の警備、駐車場誘導業務は債務負担行為による長期契約実施済み。清掃業務についても長期契約の効果について引き続き検討中。 清掃業務に係る長期継続契約を3件締結 (H25.4.1から) <p>③資源ゴミ売払実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H25年度中に8合同庁舎で実施 (新規実施なし) <p>④単価契約・一括購入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁内フロア単位での一括購入を一部のフロアで行 拡大なし 	
	関連する取組	関連する取組	関連する取組	
	<ul style="list-style-type: none"> 各部局、県民局行政改革実施委員会において、それぞれの状況に応じた業務改善の取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局、県民局行政改革実施委員会において、それぞれの状況に応じた業務改善の取組を実施 県有施設の電力の競争的手続による翌年度分調達 ((総)総務課など) 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局、県民局行政改革実施委員会において、それぞれの状況に応じた業務改善の取組を実施 県有施設の電力の競争的手続による翌年度分調達 ((総)総務課など) 	
事務量削減及び財政的効果(見込)	人工(人年)	—	① ▲0.29	—
	金額(千円)	③ ▲17	① ▲3,798 ③ ▲183	① ▲2,890 ③ +63
※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	内容	<p>③ 資源ごみ売払の増加額 (287千円→304千円)</p>	<p>① 効率化による事務量の減</p> <p>① 稼働率向上による13台減車に伴う維持管理費の不要額</p> <p>③ 資源ごみ売払の増加額 (304千円→487千円)</p>	<p>① 稼働率向上による12台減車に伴う維持管理費の不要額</p> <p>③ 資源ごみ売払の減少額 (487千円→424千円)</p>

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成23年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 県庁における公用車管理の一元化の決定、長期継続契約の積極的活用、資源ごみの積極的な売払に係るマニュアル作成、合同庁舎単位での燃料単価契約の一括化を行いました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県行政改革実施委員会の23年度の重点的な取組項目として検討することで具体的な検討が進みました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 長期継続契約、単価契約の品目拡大、事務用品の一括購入等、契約に係る項目について、検討を継続する必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 契約に係る検討については、実質的な検討開始が第4四半期となってしまいました。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 県庁における公用車の一元管理は24年9月から行うこととし、一元管理の状況を踏まえ計画的減車やより効率的な管理手法について引き続き検討することとしたため、工程を見直しました。 	
	(個別項目ごとの内容) ① 公用車管理の改善	
	成果 <ul style="list-style-type: none"> 県庁での各部局共用車両の予約共通化を実施するとともに24年度中の管理の一元化を決定しました。また、委託、リースの導入などの検討を行いました。 各県民局での共同利用拡大を検討しました。 	要因分析
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後の運用において、共同利用の拡大、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理等、より効率的な管理手法を検討する必要があります。 各県民局での共同利用拡大に向けた検討を継続する必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県庁での管理の一元化は予算や組織を整える必要があり、24年度中に運用を開始することとしました。また、更新基準を超える車両が多いことへの対応や一元管理に係る業務量の正確な把握について考える必要があります。 一元化の方針決定が第4四半期となり、県民局での検討の参考となる情報が提供できませんでした。
	② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施	
	成果 <ul style="list-style-type: none"> 「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に清掃業務を含める条例改正を行いました。(平成24年4月1日施行) 現在の法令でも長期継続契約が可能な契約(新たに追加した清掃業務を含む。)について、積極的な制度の活用を検討しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 各所属に対する調査を実施し、所属の意向等を踏まえた検討を行いました。 現状調査の結果、現法令でも長期継続契約が可能な契約における制度活用が低調だったことから、まず、それらの契約について積極的な制度活用を進めました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 経費削減、良好な業務履行などについて定期的に契約を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があります。 競争性の高い市場環境にある契約は、単年度契約と比較衡量をする必要があります。 庁舎清掃委託における統一的な仕様、長期継続契約の対象の拡大、近隣庁舎での庁舎管理業務委託の一括契約について、引き続き検討する必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 長期継続契約とすることにより効果が認められる契約内容かどうかを個別契約ごとに確認する必要があります。
	③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施	
成果 <ul style="list-style-type: none"> 「行政庁舎から排出される資源ごみの売払等」の検討指針を策定し、地域や庁舎ごとに積極的な検討を進め、新たに売払や無償回収を実施する庁舎や品目が増加しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組を行っていた地域の状況を参考に、指針で具体的な検討手順を示しました。 県民局が中心となって地域ごとに具体的な検討を行いました。 	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後も継続的に地域等の実情に応じた検討を行っていく必要があります。 専門機関等の庁舎についても取組を進める必要があります。 	要因分析	

平成24年度	④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎の燃料単価契約について、原則として庁舎単位で一括化することとしました。 	<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎の燃料単価契約の一括化について、先進的な取組を行っていた合庁の状況を参考に具体的な検討を進めました。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 県庁における取組項目の検討を進める必要があります。 県民局などにおける他品目の一括単価契約について検討を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な検討開始が第4四半期となったため、他の課題の検討ができませんでした。
	評価 B	
	(個別項目ごとの内容)	
	① 公用車管理の改善	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 24年9月から県庁における公用車の一元管理を実施し、共同利用の拡大を行いました。 車両の計画的減車を行い、経費の節減に努めました。(以上、管財課) 	
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 今後の運用において、県庁公用車のより効率的な管理を行うため、委託やリース等を活用した管理手法を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 一元管理の実施が24年9月となり、委託やリース等を活用した管理手法の検討を24年度に行うことができませんでした。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 県庁公用車の計画的減車やより効率的な管理手法について引き続き検討することとし、県民局ごとの検討については、県庁公用車の検討状況を踏まえ対応したいと考え、工程を一部見直しました。 	
② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施		
成果	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 県庁の警備業務・駐車場等整理誘導業務については、債務負担行為による長期契約を実施していますが、清掃業務については選定方法を含めて検討中です。(管財課) 清掃業務の長期継続契約について、前橋、利根沼田、伊勢崎、桐生、太田の各合同庁舎で3年契約を、県民健康科学大学で2年契約を締結しました。(会)会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場等整理誘導業務について、引き続きH27年度末までの債務負担行為による長期契約を締結しました。 契約改革推進検討作業部会において、検討と活用推進を進めたため、具体的な成果がありました。 	
課題	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 庁舎清掃委託における統一的な仕様、長期継続契約の対象の拡大、近隣庁舎での庁舎管理業務委託の一括契約について、引き続き検討する必要があります。(総)総務課) 県内清掃業者の企業規模及び技術力の確保の面から選定方法を含めて引き続き検討する必要があります。(管財課) 清掃業務の長期継続契約について、今後も積極的な制度活用を進める必要があります。(会)会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模及び技術力の確保を考慮すると事業者が限定されてしまいます。 条例改正の初年度であったため、長期継続契約に切り替えるための準備期間が不足していたことが考えられます。 	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務の長期継続契約による効果等を導入前後の契約額等から検証し、未導入の所属に対しては長期継続契約を導入した所属の効果を示し導入を推進していきます。 		
③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施		
成果	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 地域や庁舎ごとに積極的な検討を進め、新たに売払や無償回収を実施する庁舎や品目が増加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民局が中心となって地域ごとに具体的な検討を行いました。 	
課題	要因分析	
—	—	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各合同庁舎において積極的な売払を実施します。 		

平成25年度・総括評価	④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品の置き薬方式の導入について、調査しましたが、試行や導入に至りませんでした。 	
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 置き薬方式では事業者の負担が大きいことから、他の方法による事務用品の購入の効率化を検討する必要があります。 県民局などにおける他品目の共通単価契約について検討を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 置き薬方式による事務用品の購入の可能性について調査しましたが、実施は困難であることが判明しました。 地域単位での共通単価契約に関する具体的な検討が進みませんでした。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品の購入を効率化する方法を引き続き検討します。 地域単位での共通単価契約について、具体的な検討に入ります。 	
	(個別項目ごとの内容)	
	① 公用車管理の改善	
	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 県庁における公用車の一元管理による共同利用の効率的運用を行いました。 車両の計画的減車を行い、経費の節減に努めました。 	
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 一元管理の運用実態を踏まえた効率的な管理を行うため、委託やリース等を活用した管理手法を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 一元管理の効率的な運用への改善を行っていたことから、委託やリース等を活用した管理手法については総トータルコスト等のさらなる検討を要します。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 県庁公用車のより効率的な管理手法について引き続き検討することとし、県民局ごとの検討については、県庁公用車の検討状況を踏まえ対応することとします。 		
② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施		
平成25年度の成果	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 県庁の警備業務・駐車場等整理誘導業務については、債務負担行為による長期継続契約を実施しています。また、清掃業務については、業者の選定方法や長期継続契約の導入の効果について検討中です。(管財課) 清掃業務の長期継続契約について、自動車税事務所、女子大学、図書館の3つの所属で締結しました。((会)会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務について、引き続きH28年度末までの債務負担行為による長期継続契約を締結しました。(管財課) 全所属に対する調査を毎年実施し、制度の周知を行うとともに、各所属において清掃業務の長期継続契約実施可能性を検討しました。((会)会計課) 	
平成25年度の課題	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 県内清掃業者の企業規模及び技術力の確保の面から選定方法を検討するとともに、長期継続契約の導入効果についても引き続き検討する必要があります。(管財課) 清掃業務で長期継続契約も可能と思われる契約でまだ長期継続契約を行っていない所属もあることから、実施可能な所属に対しては制度活用を進めていきます。((会)会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内業者の企業規模及び技術力の確保を考慮すると事業者が限定されてしまいます。また、長期継続契約の具体的な導入事例について、さらなる調査が必要であると考えられます。(管財課) 毎年度、予算、業務内容によって、清掃場所、清掃方法等を見直している所属もあり、長期継続契約になじまない、と考えている所属もあります。((会)会計課) 	
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き長期継続契約による効果等について検討していきます。(管財課) 清掃業務に係る長期継続契約の調査を定期的実施し、実施可能な所属に対して積極的な実施を呼びかけていきます。((会)会計課) 		
③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施		
平成25年度の成果	要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 地域や庁舎ごとに積極的な検討を進め、2合同庁舎で新たに売払を実施する品目が増加しました。 	2品目増加：2合同庁舎 (缶・ペットボトル：2合同庁舎)	

平成25年度の課題		要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 新たに売払を実施した地域・合同庁舎がなく、3合同庁舎で売払いができませんでした（無償引取りを実施）。 売払総額が減少しました。 		<ul style="list-style-type: none"> 資源ゴミの発生量が少ない：2合庁資源ゴミを買い取る業者が地域内又は地域近接地に不在：1合庁 資源ゴミ分別回収量 H24 79,117kg→H25 82,088kg 資源ゴミ売払総額 H24 487,137円→H25 424,340円 紙類の売払単価が下落したためです。 	
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎単位から地域単位への取組の拡大を検討します。 			
④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施			
平成25年度の成果		要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 事務用品の一括購入・管理について、フロア単位での試行を一部のフロアにおいて進めました。 		<ul style="list-style-type: none"> 試行フロアでは、職員の不便さや抵抗感はほとんどなく、スムーズに実施できました。 	
平成25年度の課題		要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> 地域単位での共通単価契約事務の簡素化や他品目への拡大について、実施できませんでした。 		<ul style="list-style-type: none"> 行政改革に係る別の業務を優先させました。 	
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
<ul style="list-style-type: none"> 事務用品の一括購入・管理に係る試行の本格実施への検討、地域単位での共通単価契約について、取組を進めます。 			
総括評価	理由		
	<p>① 県庁において、公用車の集中管理・共同利用を実施するとともに、稼働率の低い古い公用車の廃車等（25台）により、効率的運用を進めることができた。管理手法については、集中管理の運用の実態を踏まえ、委託やリース等引き続き検討を進めていきます。</p> <p>② 平成24年4月から長期継続契約を締結できる契約に清掃業務を追加する改正条例を施行し、清掃業務における長期継続契約をH25年度末現在9施設で行っていますが、清掃業務の統一的な仕様については、その効果を含めて検討する必要があります。</p> <p>③ 資源ごみの売払いについて、全ての合同庁舎で売払い又は無償引き取りが実施でき、収入の増加にもつながりました。</p> <p>④ 地域単位での共通単価契約事務の簡素化や他品目への拡大、事務用品の一括購入については、着手が遅れたため、検討や試行止まりとなり、具体的な取組には至りませんでした。</p>		
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 実施できるものから迅速に取組み、目標を達成するよう努力してもらいたい。 外部委託の導入により経費削減に繋げることは良いが、受託者側の勤労者の労働条件が低下しないような配慮が必要である。 		
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 節減を継続することが大切と考える。 一般的に内部管理は内部事務や内部業務全般を対象とした管理である。この取組みは、庶務事務や業務の一部で委託可能と考えられる業務を対象としたもので、内部管理経費の削減対象とする範囲が狭い。内部業務として管理される全業務の経費を対象としない限り経費の削減効果は小さく限定的である。 要因分析は不十分である。 		
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 内部における費用削減への取組として、今後も継続してもらいたい。 今後も目標設定をして、鋭意推進して欲しい。 効率化・合理化の第一歩はムリ・ムラ・ムダの排除である。取組みの事案にはムダの排除と効率化の混在した取組みも見られるが、第一歩の取組としては評価される。ムダの排除の先にある効率化・合理化に向けた改善策を検討されたい。具体的な事例としては、所有車管理の場合は運転手付車（運転手含む）の要否と車種・排気量並びに走行（運行）メーター管理などがある。また、内部管理経費の削減対象には、短期的にまた中長期的に取組むものもあると思われるので調査検討されたい。 		
担当所属 (総)総務課、管財課、(会)会計課、各所属			

(3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化

内部管理業務のより一層の効率化・コスト削減を図るため、総務事務システムと関係システムとの統合などを検討し、必要な見直しを実施します。
また、財務会計システムを改修し、専用端末を廃止することにより、コスト削減と事務の効率化を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

- ① 平成17年度から総務事務の集中処理により、総務事務に係る手間やコストを削減していますが、対象機関の拡大や関係システムとの統合などにより一層の効率化・コストの縮減を図る必要があります。
- ② 現行の財務会計システムは専用端末によるクライアントサーバシステム（複数のコンピューターにそれぞれサーバとクライアントという役割を与え、ネットワークでつないだ構造のこと）で構築していますが、新システム導入に当たっては、最新の技術を活用し、コストを縮減することが求められています。

達成すべき成果1

- ① 総務事務システムに関して、費用対効果や利用者利便性向上の観点から次の事項を検討し、その結果に基づき、次期総務事務システム（平成26年運用開始予定）などで実現を目指します。
 - ア 給与入力システムとの機能統合
 - イ 総務事務システム対象者の拡大
 - ウ 総務事務システムハード構成見直し
 - エ 給与計算処理のサーバ化
- ② 行政事務用端末などで動作可能となるよう財務会計システムを改修し、財務専用端末を廃止することにより、運用経費の縮減、会計事務に係る作業能率の向上及び利用者の利便性の向上を図ります。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 現行総務事務システム運営（H22年度：74,882千円）、ほかに給与計算処理委託費など（H22年度：20,370千円）を支出 ※知事部局のみ ② 財務会計システム改修の次期プロトタイプ（基本型）を作成、評価するとともに基本計画を策定中（現行システム運営 H22年度：271,822千円、うち専用端末に係るリース代70,787千円）	目標値	—	—	—
	工程	① 平成26年からの運用開始に向けて、平成23年度から次期総務事務システムの検討・設計・改修を開始する（関係システムの統合などによるコスト削減を図る）。 ・ コスト削減や費用対効果を検討 次期総務事務システムの検討	・ 関係システムの構築など計画 次期総務事務システムの設計	・ 関係システムの構築など実施 次期総務事務システムの改修等（第4四半期）
実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
	達成度実績値	B	A	A
	実工程	① 総務事務システムに財務会計システム・旅費機能を統合することを検討 ② 行政端末で財務会計システムを動作可とする23年度改修分実施	① 財務会計システム・旅費機能の統合仕様を含んだ総務事務システム詳細設計書の作成 ② 行政端末で財務会計システムを動作可とする24年度改修分実施	① 総務事務システムのリプレースを行い、総務事務システムへの財務会計システム・旅費機能の統合完了 ② 行政端末で財務会計システムを動作可とする25年度改修分実施
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	①▲ 1,713千円 ①②▲84,495千円
	内容	—	—	① 財務会計システム旅費機能廃止によるランニングコスト削減 ①② 312,585千円(H21:財務会計システム改修着手前)→228,090千円(H26:財務会計専用端末廃止)

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成23年度	評価 C 成果 ① 総務事務システムに関しては、給与入力システムを含む関係システムとの機能統合や対象者の拡大について検討を行いました。 ② 財務会計システムに関しては、行政事務用端末で動作可能とする改修のうち、23年度改修分(予算編成、マスタ管理、予算執行管理、歳計外現金管理)を実施しました。	要因分析 ① 内部検討組織において、関係システムとの機能統合について具体的な検討が進みました。 ② 必要に応じて改修に係る協議・調整、動作検証等を随時行い、改修計画に遅れや遺漏のないよう、進行管理を行いました。
	課題 ① 今後も、次期総務事務システムにおける委託料の削減を図るため、詳細設計の際にハード構成の見直しなどを検討します。 ② 今後も、行政事務用端末での財務会計システム運用を可能とするシステム改修が計画どおり進捗するよう必要な協議・調整、動作検証等の進行管理を適切に行います。	要因分析
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ① 23年度に情報システム改修方針を固め、より具体的な工程を作成したため、本実施計画の工程も見直しました。	
平成24年度	評価 B 成果 ① ハードウェア構成の見直しや、財務会計システム・旅費機能の統合仕様を盛り込んだ総務事務システム詳細設計書を作成しました。 ② 財務会計システムに関しては、行政事務用端末で動作可能とする改修のうち、24年度改修分(歳入管理、歳出管理、資金管理、基金管理、決算管理、物品管理)を実施しました。	要因分析 ① 財務会計システム旅費機能を総務事務システムに統合するために仕様を固め、詳細設計書に反映させました。 ② 必要に応じて改修に係る協議・調整、動作検証等を随時行い、改修計画に遅れや遺漏のないよう、進行管理を行いました。
	課題 ① 今後も、次期総務事務システムの導入が計画どおり進捗するよう、新機能を含む全機能の動作検証を行う必要があります。 ② 今後は、システム改修の適切な進行管理に加え、25年度からの運用に備えて円滑に移行するための準備を行う必要があります。	要因分析 ① 全機能の動作検証を行うことにより、次期総務事務システムの安定稼働を図ります。 ② 改修に必要な協議・調整、改修工程の進捗確認に加え、運用に当たっての関係部署との総合的な協議・調整、庁内周知、十分な動作検証を行う必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ① 第4四半期を目途に次期総務事務システムの改修を行います。新システムの安定稼働を図るとともに新機能の操作研修を行い、速やかな統合効果の発現を図ります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。) ② 改修に必要な協議・調整、改修工程の進捗確認を行うとともに、運用に当たっての関係部署との各課題の協議・調整、庁内周知、改修済み機能の十分な動作検証を遅れや漏れなく行い、改修の適切な進行管理と円滑に移行するための準備に努めます。	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 ① 24年度に作成した総務事務システム詳細設計書に基づき、総務事務システムのリプレースを行い、財務会計システム・旅費機能を総務事務システムに統合しました。 ② 財務会計システムに関しては、行政事務用端末で動作可能とする改修のうち、25年度改修分(公有財産管理、執行系システム総合テスト)を実施し、予算編成システムを稼働しました。	要因分析 ① 新機能を含む全機能の動作検証を行うとともに、新機能の操作研修を行い、26年度当初からの運用開始に支障がないよう準備しました。 ② 必要に応じて改修に係る協議・調整、動作検証等を随時行い、改修計画に遅れや遺漏のないよう、進行管理を行いました。
	平成25年度の課題 ① 引き続き、システムの安定稼働を図るとともに、新機能の操作方法を利用者に周知する必要があります。 ② 今後は、26年7月からの執行系システム運用、10月の専用端末・プリンタ撤去、行政端末・プリンタへの移行を円滑に実施する必要があります。	要因分析 ① システムの安定稼働と利用者の操作スキル向上を図る必要があります。 ② 執行系システム運用開始、行政端末・プリンタへの入替・移行を円滑に実施するための対応が必要となります。

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 引き続き、関係機関との協議・調整、動作検証等を行うとともに、利用者への利用方法の周知を行い、システム統合効果の速やかな発現に努めます。</p> <p>② 26年7月からの執行系システム運用開始、10月の専用端末・プリンタ撤去、行政端末・プリンタへの入替に当たり、円滑に実施するための関係部署との調整、庁内周知、運用開始後の利用支援に努めます。</p>	
総括評価	理由
A	<p>① 達成すべき成果1に掲げた項目を全て詳細に検討し、そのうち費用対効果が見込める取り組みを、達成すべき成果2の工程どおりに完了させ、システム統合による運用経費削減が図れました。</p> <p>② 達成すべき成果2の工程どおり遅れや遺漏なく改修が完了し、達成すべき成果1の専用端末廃止等による運用経費削減、会計事務の作業能率向上、利用者の利便性向上が図れました。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム改修による効果を期待する。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 26年度の新システムがトラブル無く導入できることを期待する。 システムが当県だけの仕様になることはないと思うが、同質の行政を行う他県との情報交換は適宜実施する必要がある。 内部管理業務の対象部門において、情報システム、総務事務システム、財務会計システムなど多数のシステムに関係する部門が明確でない。それぞれの効果的な機能を整理統合する施策と考えられるがシステム改修による人員削減や事務時間短縮等コスト削減に繋げる施策指標の設定もなされていないことから、達成状況などに基づく実績評価は不可能である。 財務会計システムについて、複式簿記システム、管理会計及び意思決定会計システムへのさらなるレベルアップを望む。現状の財務会計システムでは、まだまだ会計を十分に活用できていない。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 新システムが改修完了して予定通りの成果が得られることを期待する。 高額となるシステム改修の契約も締結にあたっては、くれぐれも適正な価格、内容の契約が採用されるよう慎重を期すようお願いしたい。 効率化を目標とした計画と取組成果は評価されるが、政策に掲げる費用対効果が一面的な効果だけで評価されているように思われる。厳しい財政事情とシステム化(電子自治化)が進む一方で、日々システムの陳腐化が進み耐用年数も短期化傾向にあることから、民間公共を問わず運用経費の削減に加え、人員削減による人件費の削減、ハード・ソフトの投資回収など総合的で厳しい取組みと評価が求められている。
担当所属 総務事務センター、(会)会計課	

(MEMO)

(4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減

各所属が業務に利用している情報システムを、情報処理技術の進展に合わせて随時見直し、業務処理方法の改善や経費の節減を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

県では約300の業務について、情報システムによる処理を行っています。それぞれの業務処理において、その業務の特性に応じた最適の情報システムが、最小の経費で運用できるようにする必要があります。

情報システムの開発、運用、機器導入など、情報システム全般に係る予算について、担当課と情報政策課による協議を実施し、システムの必要性、処理方法、経費の妥当性などを検討しています。

達成すべき成果1

- ① 情報システムに係る予算協議について、仕様書、見積書の様式の統一や基準の明確化など、実施方法の改善を図るとともに、クラウドコンピューティング（インターネットを通じた情報システムの共同利用やデータ処理）などの活用により、情報システムの最適化・効率化を進めます。
- ② 総務事務システム（改革6(3)）、財務会計システム（改革6(3)）、電子納品システムなどの改修や見直しなどを行います。電子納品システムは、工事関係書類のデータベースなどを受注業者とインターネット上で共同利用するクラウドコンピューティングの活用により、運営経費の節減と事務の省略を図ります。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 予算協議による情報システム最適化、調達の効率化の実現 ※ 約300の情報システム各所管課H22年度要求額5,028,644千円 → 当初予算額 4,465,455千円 差額のうち490,747千円は、情報政策課予算協議により削減されたものです。	目標値	—	—	—
	工程	① 予算協議の実施方法改善、情報システムの最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用） ② システム導入、一定規模以上の事業で試行	① 調達の最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用） ② 本格運用（事務の省略）	① 調達の最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用） ② 本格運用（事務の省略）
実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
② 電子納品システム検討中	達成度	B		
	実績値	—	—	A
実工程	① H24年度当初予算に係る協議実績 ・件数 306 ・要求額 4,812,640千円 →当初予算額4,175,306千円 ※ 差額のうち558,645千円が情報政策課予算協議による削減額 ② 電子納品システム登録件数 618 553 件 （目標値1,000件）	① 情報システムに係る予算協議について、積算様式の統一や基準の明確化など実施方法を改善した。 また、システムの新規導入や改修の協議においては、クラウドコンピューティングなどの最新技術の活用の観点で整理を行った。 H25年度当初予算に係る協議実績 ・件数 335 ・要求額 4,313,043千円 →当初予算額4,073,813千円 ※ 差額のうち120,951千円が情報政策課予算協議による削減額 ② 電子納品システム登録件数 1,157 1,190 件 （目標値1,500件）	① 情報システムに係る予算協議について、複数年契約による2年度目以降の分に係る予算要求は、契約済みで額が確定していることから、予算協議に必要な書類を簡素化した。 また、情報システムの最適化指針となる「情報システム最適化計画」を年度末に策定した。 H26年度当初予算に係る協議実績 ・件数 364 ・要求額 4,325,979千円 →当初予算額4,157,178千円 ※ 差額のうち168,801千円が情報政策課予算協議による削減額 ② 電子納品システム登録件数 1,710 1,710 件 （目標値1,500件）	

		関連する取組 ・ GP-WAN端末等の再リース ((警)情報管理課)	関連する取組 ・ 情報提供書類等の電子化による経費節減 (畜産課) ・ 議員への情報伝達の電子化 ((議)総務課) ・ 生徒情報管理システムのサーバ統合 ((教)管理課) ・ GP-WAN用プリンタの省電力型への更新 ((警)情報管理課)	関連する取組 ・ 情報提供書類等の電子化による経費節減 (畜産課) ・ 若者就職支援に係る情報システムの相談支援効率化のための再開発 (労働政策課) ・ 議員への情報伝達の電子化 ((議)総務課) ・ 職員向け総合ポータルサイトの構築による業務効率化 ((警)情報管理課)
--	--	---------------------------------------	---	--

事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	▲24 27	▲51 50	▲74
	金額(千円)	▲198,527 221,862	▲427,210 415,363	▲613,890
内容	② ・ 発注機関と現場間の移動時間の縮減等354千円/案件 ・ 打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管等5千円/案件	② ・ 発注機関と現場間の移動時間の縮減等354千円/案件 ・ 打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管等5千円/案件	② ・ 発注機関と現場間の移動時間の縮減等354千円/案件 ・ 打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管等5千円/案件	② ・ 発注機関と現場間の移動時間の縮減等354千円/案件 ・ 打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管等5千円/案件

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成23年度	評価 B	
	成果	要因分析
	① ・ 情報システム予算に係る情報政策課協議を実施し、情報システムの最適化や効率化について一定の成果を上げることができました。 ・ 実施スケジュールや提出資料の内容等に関して実施方法の改善を行い、協議の効率化を図りました。(以上、情報政策課) ② 発注機関と現場間の移動時間の縮減、印刷費の縮減、電子成果品チェックの省略を行いました。(建設企画課)	② クラウドコンピューティングを活用して書類の提出及び納品を行いました。
	課題	要因分析
① 引き続き、情報システムの最適化・効率化や協議実施方法の改善を図る必要があります。 ② 操作方法の周知及び操作性の向上、電子データファイルの閲覧性が課題です。	① 情報システムの最適化・効率化や協議実施方法の改善に関しては、情報通信技術の進歩の動向や、県の組織や人員の体制などを考慮し、継続した検討を進めていきます。 ② 運用開始間もないことによる周知不足及び操作未習熟と考えられます。	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		

平成24年度	評価 B	
	成果	要因分析
	① ・ 情報システム予算に係る情報政策課協議を実施し、情報システムに係る経費の削減を図りました。 ・ 平成20年度当初予算要求時から情報システムに係る予算協議を実施してきたため、予算額の縮減が進んできており、平成25年度当初の協議後の予算額は平成20年度以降で最低となりました。(以上、情報政策課) ② 電子納品システム使用の対象金額を20,000千円以上から10,000千円以上として利用の拡大を図り、今まで以上に発注機関と現場間の移動時間の縮減、印刷費の縮減、電子成果品チェックの省略を行いました。(建設企画課)	① 予算協議を継続的に実施してきたことにより各所属に情報システムの最適化・効率化の考え方が浸透してきました。 ② 昨年度から利用されており、システムの利便性は認識されてきました。

	課題 ① 引き続き、情報システムの最適化・効率化を図っていく必要があります。 ② 引き続き電子納品システムの利用を促進するためには年齢の高い層の利用を拡大していく必要があります。	要因分析 ① 情報システムの最適化・効率化をさらに推進するために、情報通信技術の進歩の動向を踏まえ、全庁的視点で、業務処理方法の改善や経費の節減を図る必要があります。 ② システムの操作説明会等を実施し、周知等を図っていますが、特に高齢の利用者の理解度が低いように感じます。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	① 情報システムのガバナンスを強化するため「全庁の情報システム最適化計画」を策定します。 ② 多くの方に利用して貰えるよう、システムの操作性を向上させ、使用によるストレスの軽減を行って行く予定です。	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 ① ・ 平成26年度情報システム予算に係る情報政策課協議を実施した結果、消費税率の引上げにもかかわらず、前年度並みの予算額となり、経費の削減につながりました。 ・ 全庁的な情報システム最適化の指針となる「情報システム最適化計画」を年度末に策定しました。(以上、情報政策課) ② 発注機関と現場間の移動時間の縮減、印刷費の縮減、電子成果品チェックの省略化を行いました。(建設企画課)	要因分析 ① ・ 情報政策課協議の実施により情報システム予算の縮減に一定の成果がありました。 ・ 更なる縮減にはもう一步踏み込んだ新たな取り組みが必要であることから、「情報システム最適化計画」を策定しました。 ② 電子納品システムに関する説明会を継続的に開催すること、登録方法を容易にしたこと及び発注件数が増加したことにより目標を達成できました。
	平成25年度の課題	要因分析
	① 「情報システム最適化計画」の策定を受け、同計画を元に着実に情報システムの最適化・効率化を図っていく必要があります。(情報政策課)	① 個々の情報システムのみに着目した「部分最適」から、全庁的な取組を必要とする「全体最適」に、情報システムのあり方を見直す(転換する)必要があります。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	① 個々の情報システムごとに、情報通信技術の成果を活用し、最も適切な最適化手法を検討した上で年度ごとに実施計画を定めていくこととします。(情報政策課) ② 電子納品システムの稼働から3年が経ち、システムの利便性及び操作に対して理解が深まってきました。次年度からは、対象金額を10,000千円以上から8,000千円以上に引き下げ利用の拡大及び経費の節減を図ることとしています。また、利用者を対象としたアンケート調査を実施して、更に使い易いシステムを目指します。(建設企画課)	
	総括評価	
	理由	
B	情報政策課協議の実施により情報システム予算について一定程度の縮減の成果がありました。また、平成25年度末に「情報システム最適化計画」を策定したことで、もう一步踏み込んだ予算縮減に向けた下地づくりができました。 一方、電子納品システムについて、稼働当初はシステムに対する周知不足や操作の未習熟の影響により登録件数が伸び悩みましたが、操作説明会の開催による周知や実際に使ってみた結果、便利さを実感できたため計画を上回る件数の登録がされました。	
	群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	・ 情報システムを技術の発展に合わせ見直し経費削減を図ることは必要である。特にクラウドコンピューティングの本格活用に取り組みたい。 ・ 情報システムの最適化や効率についての「一定の成果」とは、予算要求内容の精査による見積額の圧縮を指すと思われるが、最適化・効率化した具体的な内容が不明確である。	
平成24年度	・ 情報システムに係る当初予算額40億円に対して電子納品システムに係る財政的効果年間4～5億円の記載のみでは充分とは言えないのではないかと。 ・ システム技術のレベルアップへの対応や業務処理の改善、範囲の拡大などへの対応など、いずれもシステム運営上重要な対応である。システムの見直しは評価されるが、複合処理による手順等の合理化、処理時間の短縮化など、システム化の評価ではなく用具化や道具化の評価であってはならない。	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「部分最適」から「全体最適」への転換を期待する。 ・ 引き続き、事務システムのレベルから、ディスクローズや意思決定のためのデータも提供が可能となるシステムレベルへのステップアップを費用対効果を見ながら進めて欲しい。 ・ 経費削減の成果はテクニカルな面で実現しているように思われる。本来は手続や体制の改革の後にシステム化があるところ、逆のケースが多いようである。利用の低調さはその為であり、古い手続と体制のうえに新しいシステムが乗っている状況にある。遅れた手続と体制の整備を早めるとともに歳入の減少による予算の削減などの財政事情の他公共サービスと利便性の向上の要請などシステム化の目的・意義について理解を深める活動が必要と思われる。
担当所属 情報政策課、建設企画課監理課、各所属	

(5) エネルギー使用量の削減

民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用した施設改修の実施などにより、温室効果ガス排出削減を図るとともに経費節減につなげます。

現状・課題（平成22年度末現在）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」）の改正により、地方公共団体全体のエネルギー管理や温室効果ガス削減の率先実行が義務付けられました。

「群馬県地球温暖化防止条例」（以下「条例」）が平成22年4月1日から施行され、オフィス部門における温室効果ガス排出量が県内最大である県は、一層の省エネ対策や温室効果ガス削減の取組が求められています。

達成すべき成果1

- ① 「省エネ法」に基づき策定した、省エネ対策の実施内容などを定めた「中長期計画」や施設ごとに設備の運用基準などを定めた「管理標準」に基づき、計画的な省エネルギー対策を推進します。
- ② 「温対法」及び「条例」に基づく「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画」)に従い、県の事務事業により発生する温室効果ガスの排出削減対策を推進します。
- ③ 省エネ行動の徹底を図るとともに、中長期的視野に立った省エネ改修などにより経費節減を図ります。
- ④ ①から③の取組などにより、事業主体としての県のエネルギー使用量を削減します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度	
① 各施設においてエネルギー使用合理化のための管理標準を策定中 ② 実行計画策定(H23.3) ③ 省エネ改修、E S C O事業導入1施設 ④ 省エネ法に基づく県有施設のエネルギー使用量 (原油換算) H21 54,080キロリットル H22 55,319キロリットル (内訳) 電気174,828千kWh、 重油3,470kl、 灯油2,097kl、 都市ガス4,125千m ³ など	目標値	② 「実行計画」を着実に実施し、温室効果ガス排出量をH32年度までにH19年度比で26%削減 ③ 2施設 ④ 前年度比年間1%削減	④ 前年度比年間1%削減	④ 前年度比年間1%削減	
	工程	① 管理標準に基づく確かな庁舎管理・運用の実施 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と評価 ③ E S C O事業などの計画的導入による施設の省エネ改修の実施、省エネ機器の導入、公用車管理・使用の合理化(エコカーの導入を含む。)	① 管理標準に基づく確かな庁舎管理・運用の実施 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と評価 ③ E S C O事業などの計画的導入による施設の省エネ改修の実施、省エネ機器の導入、公用車管理・使用の合理化(エコカーの導入を含む。)	① 管理標準に基づく確かな庁舎管理・運用の実施 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と評価 ③ E S C O事業などの計画的導入による施設の省エネ改修の実施、省エネ機器の導入、公用車管理・使用の合理化(エコカーの導入を含む。)	
	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）				
		達成度	A	A	A
	実績値	③ 省エネ改修24施設、E S C O事業1施設 (生涯学習センター) ④ 50,640キロリットル (前年度比8.5%削減)	③ 省エネ改修39施設 ④ 50,498キロリットル (前年度比0.3%削減)	③ 省エネ改修24施設、E S C O事業1施設 (自然史博物館) ④ 48,853キロリットル (前年度比3.3%削減)	
	実工程	① 管理標準を作成し、管理・運用 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態調査	① 管理標準に基づき管理・運用 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態調査	① 管理標準に基づき管理・運用 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態調査	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—	
	金額(千円)	—	—	—	
	内容	—	—	—	

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成23年度	評価 A 成果 <ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに定めた「管理標準」等に基づき、庁舎のエネルギーの適正管理を行いました。 事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のため、「省エネ法」「温対法」及び「条例」に基づく排出削減の計画書と状況報告書を提出し、進捗管理を行いました。 電力不足に対し、県有施設(234施設)では国の削減目標に上乗せした目標で節電・省エネ行動計画を策定、実施し、節電期間中の目標を達成しました。また、節電に併せた省エネ改修を実施しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 昨年夏は、電力需給が逼迫したことにより、節電対策を実施しました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 電力不足に対して、昨年夏は多少の無理を伴った節電を実施しましたが、今後は、職務能率の低下や来庁者の不便を生じないような節電対策を講じる必要があります。 省エネ改修では、中長期的な県有施設全体の改修計画を立て、計画的に改修を進める必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 今後はこの経験を踏まえ、節電・省エネ対策を継続・定着させ、ライフスタイルの見直しにつなげ、県庁のエネルギー使用量の削減を図ります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 —	
	評価 A 成果 <ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに定めた「管理標準」等に基づき、庁舎のエネルギーの適正管理を行いました。 事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のため、「省エネ法」「温対法」及び「条例」に基づく排出削減の計画書と状況報告書を提出し、取りまとめ公表するなど進捗管理を行いました。http://www.pref.gunma.jp/04/e0100369.html http://www.pref.gunma.jp/houdou/e0200065.html (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。) 県有施設(234施設)では、昨年に引き続き、節電・省エネ行動計画を策定、実施し、節電期間中の目標を達成しました。また、節電に併せた省エネ改修を実施しました。 	
平成24年度	課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後は、職務能率の低下や来庁者に不便が生じないような節電対策を講じる必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 一部、職員や来庁者から、照明が暗い等の声が寄せられました。無理を伴った節電は長続きしないので、今後は施設に応じた節電・省エネ対策を定着させ、ビジネススタイルの見直しにつなげ、県庁のエネルギー使用量の削減を図ります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	② 温室効果ガス排出量の削減目標(H32年度までにH19年度比で26%削減)については、原発事故の影響により大きな状況変化があったため「実行計画」の全体的な見直しを行う予定であること、また、大綱の推進期間中に評価ができないため、目標値から削除しました。	

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに定めた「管理標準」等に基づき、庁舎のエネルギーの適正管理を行いました。 事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のため、「省エネ法」「温対法」及び「条例」に基づく排出削減の計画書と状況報告書を提出し、取りまとめ公表（27年3月予定）するなど進捗管理を行いました。 県有施設（234施設）では、昨年に引き続き、節電・省エネ行動計画を策定、実施し、節電期間中の目標を達成しました。また、節電に併せた省エネ改修を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 節電対策については、3年目となり、これまでの取組経験に基づいて節電行動が実施されました。 H25年度県有施設の節電の実績は、電力使用量でH22年度比▲15,324kWh、率にして▲13.5%となりました。
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、職務能率の低下や来庁者に不便が生じないような節電対策を講じる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みも3年目となり、職員には浸透しているものの、来庁者の一部からは、照明が暗い等の声が寄せられました。しかしながら、電力の安定的な確保に判断を許さない状況においては、施設に応じた無理のない節電・省エネ対策を定着させ、県庁のエネルギー使用量の削減に引き続き取り組んでいく必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
② 温室効果ガス排出量の削減目標（H32年度までにH19年度比で26%削減）については、原発事故の影響により大きな状況変化があったため「実行計画」の全体的な見直しを平成26年度中に行う予定です。		
総括評価 A	理由	
	「管理標準」による適切な庁舎管理を行うとともに、省エネ改修やE S C O事業の実施等により、県有施設のエネルギー使用量の削減ができました。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容は評価できるが、県庁内でも外部からの来場者が多い所は早期に蛍光灯からLEDに切り替えるなど、県民に対するアピールも必要である。 省エネ行動の徹底等も努力すれば可能であることが証明できた。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 評価できる。 エコカーの導入は県が率先垂範して実施して欲しい。 節約努力による効果よりもシステマ的アプローチが確実な効果が出ると考える。先行例を見定めてもらいたい。 設備・用具・備品などの取替による環境改善も必要であるが、基本的には施策として掲げた以上、全県施設において職員や県民が目標に向かって取組むという意識改革を図ることも重要なことである。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設のエネルギー使用量（原油換算）の削減については、評価できる。 省エネ改修と県有施設全体に徹底した節電の成果は評価される。1案であるが時間外（夜間等）勤務の削減は使用電力の削減にも繋がると思われる。来庁者で暗いと言った声の主が弱視などの視覚に軽い障害を持つ人であることも考えられるので実情に合わせた臨機応変な対応など留意する必要がある。 中期の目標はE S C O事業を始めたこと等で、数値的には目標以上の成果といえるが、長期的には大きな目標（温対法対応）があり、現状の対策の延長だけでは厳しい。 エコカー・LED照明等はコストパフォーマンスは悪い面があるが、県は省エネ活動のリーダーとして積極的に導入してほしい。 エネルギー事情を踏まえた取り組みとして、県の取り組み姿勢を示すことは良い。また、県が管理する道路の照明をLED化するように、費用対効果を検証し、今後も取り組んでもらいたい。 照明・空調の節電対策は人が中心となる管理方式であり効果量も算定し難い。ITを駆使したスマートハウス的な方策が必要ではないだろうか。モデル的に特定の施設を使って検討すれば節電方策の効果が把握でき横展開できる。 	
担当所属 環境政策課、(総)総務課、管財課		

(MEMO)

(6) 公共工事の経費削減

公共工事において、専門技術を持つ技術者のチームが様々な視点から原設計の見直しを行う設計最適化の取組や発注者が受注者からの質問に対し適切かつ迅速に回答して工期を短縮する取組の拡充などにより、より早く、より安く、より品質の高い公共工事を推進します。

現状・課題（平成22年度末現在）

公共工事においては、コスト縮減などのため、以下のとおり、設計VEなどに取り組んでいるところですが、

設計VEは、特別に編成された専門技術を持つ技術者のチームが、県民（使用者）の立場を考慮しながら原設計の見直しを行うものであり、より安く、よりよい社会資本を提供するための取組です。平成18年度から実施しているこの取組は、コスト縮減、職員の技術力の向上や技術の伝承などにも有効な手法であり、対象事業の拡大などにより更なる効果が期待できます。

また、ぐんまワンデーレスポンスプロジェクトは、発注者と受注者が工事進捗情報を共有するとともに、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システマ的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対する迅速な対応の実現により工事の早期完成を図る取組であり、平成22年度は76件の試行を行い、効果が認められたため本格実施に移行する必要があります。

さらに、公共工事改革には、これを担う職員の資質・技術力向上は欠かせないものであり、これまで研修などに取り組んできましたが、更なる資質・技術力向上に向け、効果的な講習会を開催していく必要があります。

以上のような取組を盛り込んだ群馬県公共工事コスト構造改革プログラムにより、平成21年度は、約32億円のコスト縮減を実現しましたがさらに継続して取り組む必要があります。

達成すべき成果1

- ① 設計VE（バリューエンジニアリング）
設計VEワークショップを継続して開催し、公共事業のコスト縮減や職員の技術力の向上、技術の伝承などを図ります。
- ② ぐんまワンデーレスポンスプロジェクト
平成23年度に試行工事の検証を行います。検証結果を基に対象工事の範囲などを決定し（一部実施）、平成24年度から本格的に実施します。
- ③ 職員の資質向上

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 設計VEワークショップを開催 (H21年度10回) (H22年度23回) ② ワンデーレスポンスプロジェクトの試行工事を実施 平成22年度に2回のぐんま産学官連携キャンパスを試行的に開催 ④ 総合コストの削減4.5%(H21年度)	目標値	① 13回開催 ③ 2回開催 ④ 平成27年度までに総合コスト15%縮減を実現（途中年度においても、15%縮減の実現に努めるものとする。）	① 13回開催 ③ 4回開催	① 5 5回開催 ③ 4 4回開催
	工程	① 設計VEワークショップの開催 ② 試行工事の検証、範囲決定、一部実施 ③ 協議会設立、キャンパス開催、研修	① 設計VEワークショップの開催 ② 本格実施 ③ キャンパス開催、研修	① 設計VEワークショップの開催 ② 本格継続して実施 ③ キャンパス開催、研修
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度実績値	A	B	A
	① 16回実施 ③ 4回実施	① 7回実施 ③ 2回実施	① 5回開催 ③ 別事業（三者技術協議会）に発展	
実工程	② 試行工事の検証と一部実施（3箇所） ④ 継続実施中	② 16箇所実施 ④ 継続実施中	② 5箇所実施 ④ 継続実施中	
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
内容	※ 設計VEは工事実施時に算出予定 ※ 総合コストは平成27年度に算出予定	※ 設計VEは工事実施時に算出予定 ※ 総合コストは平成27年度に算出予定	※ 設計VEは工事実施時に算出予定 ※ 総合コストは平成27年度に算出予定	

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成23年度	評価 成果	B	要因分析
	<p>① 設計VEワークショップを16回実施しました。</p> <p>② 前年度の試行工事の検証を行い、検証結果を基に今後の取り組み方法を決定し、本格運用を開始しました。</p> <p>③ 県内大学などと連携し、「ぐんま産学官連携キャンパス」を4回実施しました。</p> <p>④ コスト縮減の継続的な取り組みに加え、「公共事業コスト構造改善プログラム」を新たに策定し、より一層のコスト縮減に取り組みました。</p>		
	課題		要因分析
	<p>① 設計VE活動に要する期間の短縮や更なる効率的な対象事業で取り組みが必要です。</p> <p>② 取り組みを実現させるための道具となる「グレス工程支援システム」の利用拡大のための広報活動等が必要です。</p> <p>③ 職員の更なる資質・技術力向上に向け、効果的な内容となる講習会を継続して開催していく必要があります。</p> <p>④ コスト縮減率の目標達成をするため、コスト縮減の取り組みを継続的かつ強力で推進することが必要です。</p>		<p>① 技術職員の過半数が知識を習得し実質的な効果を追求するため、実施効果の高い事業の絞り込みや設計業務と一体的に進める設計VEによる時間短縮等の改善を行います。</p> <p>② 受注者に対するプロジェクトの認知度を上げ、取り組むことにより受けるメリットをアピールし、普及を進めることが、受注者と発注者双方の利益につながります。</p> <p>③ 継続的な職員の技術力向上を図るためには、支援体制を強化していく必要があると考えられます。</p> <p>④ コスト縮減率の目標を達成するためには、職員のコスト意識を高め、コスト縮減効果が見込める新技術等を積極的に導入するなどの取り組みが必要となります。</p>
成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
平成24年度	評価 成果	B	要因分析
	<p>① 実施効果の高い事業を絞り込んだ結果、設計VEワークショップを7回実施しました。</p> <p>② 取り組みを実現させるための道具となる「グレス工程支援システム」の本格運用により16箇所実施しました。</p> <p>④ 「公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、コスト縮減の継続的な取り組みを実施しました。</p>		<p>① 設計VEは、既存の設計が社会情勢や設計基準の変化などにより、不経済あるいは工事の施工に不都合が生じる場合などにコスト縮減の観点から見直しを行い、設計の最適化を図るものです。</p> <p>また、設計VEの実施には外部からの専門技術者の調達などに一定の費用が必要となります。</p> <p>これらを踏まえ、各事業の実コスト縮減額の把握など、これまで実施した設計VE成果の分析結果から実施効果の高い事業の要件が明らかとなったため、平成24年度より事業の絞り込みを行い、設計VE経費の削減などより効率的効果的な取り組みを進めています。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p>
	課題		要因分析
	<p>① 設計VEの更なる効果的な事業での取り組みが必要です。</p> <p>④ コスト縮減率の目標達成をするため、取り組みを継続的かつ強力で推進することが必要です。</p>		<p>① 設計VEは、技術者のチームによるワークショップ活動を通じ成果を得るものです。</p> <p>しかしながら、このワークショップ活動が平均5日間を要しており、この時間短縮が課題となっています。</p> <p>新規に設計する場合、設計と一体的にVE活動を取り組む仕組みが必要と考えます。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p> <p>④ コスト縮減率の目標を達成するためには、職員のコスト意識を高め、コスト縮減効果が見込める新技術等を積極的に導入するなどの取り組みが必要となります。</p>

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 設計VEについて、これまでの成果を検証し、実施効果の高い事業の絞り込みを行った結果、来年度は5事業の実施見込みとなりました。 実施効果の高い事業の絞り込みや設計と一体的に取り組むVEを進め、その成果を検証しながら効率的効果的なVE活動を推進していきます。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。)</p> <p>③ 産学官連携キャンパスは、試行を開始した平成22年度を含め3カ年が経過したことから、実施内容の検証を行いアンケート調査等から有効性の高い講座を優先的に開催することとしたため、来年度は4回の実施見込みとなりました。</p> <p>④ コスト縮減率の目標達成をするため、コスト縮減の取り組みを継続的かつ強力に推進します。</p>	
平成25年度・総括評価	<p>成果</p> <p>① 設計VEワークショップを5回実施しました。 ワークショップ活動を平均4.5日間に短縮して実施できました。</p> <p>② 「グレス工程支援システム」を5箇所で実施しました。</p> <p>③ 過去2年間の成果を検証し、より職員の技術力向上を図るため、新たに「三者技術協議会」につなげ実施しました。</p> <p>④ コスト縮減の継続的な取り組みを実施しました。</p>
	<p>要因分析</p> <p>① 設計と一体的にVE活動を実施することにより効率的なワークショップ活動が可能となりました。</p> <p>② 発注者と受注者が工事進捗情報を共有することにより、工事現場において発生する諸問題に対して迅速な対応ができました。</p> <p>③ より職員の技術力向上を図るため、これまでの取り組みを発展させ、発注者、施工者、設計者の3者で問題を共有化し課題の解決策を協議する取り組みを開始しました。</p>
	<p>課題</p> <p>① 設計VEは、県技術職員と外部専門技術者のチームによるワークショップ活動を通じ、コスト縮減の観点から原設計の見直しを行い、設計の最適化を図るものです。 外部からの専門技術者の調達などに一定の費用が必要となることから、実施効果の高い事業を選定する必要があります。</p> <p>③ より多くの職員が参加し、継続する仕組みづくりが必要です。</p> <p>④ コスト縮減の取り組みを継続的かつ強力に推進することが必要です。</p>
	<p>要因分析</p> <p>① 設計VE成果を今後も蓄積、分析し、実施効果が高い事業に絞り込んでいく必要があります。 また、対象事業に適したワークショップ活動の期間を設定する必要があると考えます。</p> <p>③ 現在、試行的に実施しているが継続的に実施していく必要がある。</p> <p>④ 日々革新する新技術を注視し、効果が見込めるものを導入するなどの取り組みが必要です。</p>
成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 設計と一体に取り組める事業を選定するなど、効率的効果的な取り組みが実施できました。今後は、対象事業に適した期間を設定するなど、更なる効果が得られるよう継続的に取り組みます。</p> <p>③ 過去2年間の成果や、試行的に実施した今年度の取り組みを、継続的に実施するため、次年度以降は各事務所で継続してプログラムを実施する仕組みづくりを進めます。</p> <p>④ コスト縮減の取り組みを継続的かつ強力に推進します。</p>	
総括評価	理由
B	公共事業は投資規模が大きいことから、計画段階から事業実施までの各段階における創意工夫により、コスト縮減に取り組むことが重要であることから、継続的にさまざまな取り組みを実施することができました。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事コスト削減の専門技術を持つチームとこれを担う職員の資質、技術の向上にも今後しっかりした支援が必要である。目標以上の実績でありこの評価を持続してもらいたい。 総合コストは途中年度も算出し縮減率を示してもらいたい。

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 受注業者に丸投げするようなことがあるがそういうことではなく、設計段階から工事の工程や発生する諸問題についての対応に至るまで系統的に管理し、更にそれを支える担当部門の知識と技術水準の向上を図るなどの先進的な取組みの成果は大きく高く評価される。加えてこれらの工程管理が受注業者等への刺激となり技術水準の向上と工事費用全体の削減に繋がることを期待したい。 目標値として「総合コスト15%縮減（途中年度においても）」があるが、その途中年度実績値が記載されていない。この改革の最も重要な指標であるのに記載されていないのは、甚だ疑問。 設計VEは大変有効な手法である。効果金額は計算できているところだけでよいので公開して欲しい。 良い取組と思うも成果の価値をワークショップの開催回数で形式的に済ませている印象を受ける。ベンチマーク等の工夫で成果がわかる評価法が欲しい。 設計VEワークショップの開催回数の目標値について、効果の高い事業に絞るという理由だけで下方修正されている。コストや縮減幅から分析した結果を記載すべき。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> この3年間の成果は、設計VEの推進基盤として必要な知識・技術をはじめ効果的な事業選択のノウハウなどについて、実験的・試行的な取組みと体験を通じて着実に整えたことであり評価したい。更にレベルアップを図る必要はあるが、目標をコスト削減だけに集約するのではなくユーザーの安心・安全・満足度などについても勘案・検討し従来に比して効果の大きい削減実績を期待したい。 人件費や原材料費の高騰によって、公共事業自体のコストを抑えていくのは今後難しくなっていくかもしれない。だからこそ、この事業自体の重要性が増しているとも言えるのではないか。 「群馬県設計標準」を確立して多くの職員が技術ノウハウを共有できるようにしてもらいたい。 （昨年度も言及したが）目標値として「総合コスト15%縮減（途中年度においても）」とあるので、途中年度においても縮減率が目標に対してどうであるか進行中であっても示す必要があった。「目標に掲げる縮減コストは最終年である27年度の実績により算出されるので、途中年度で算出できない」とのことで、途中年度における縮減率が示されていないのは、残念である。推定値であっても示すべきであった。
担当所属 建設企画課監理課	

(7) 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進

県有施設を計画的かつ効率的に維持管理し、県有施設の長寿命化を図り、既存施設の有効活用を図ります。

現状・課題（平成23年度末現在）

県では、5,810棟という膨大な施設を有していますが、その約半数が建設後30年を経過しています。今後、老朽化が進行することにより、維持管理経費は年々増加することが見込まれ、また、施設の建て替え時期も集中することが予測されます。

厳しい財政状況下にあつては、施設を適正に維持管理・保全することで長寿命化を図り、維持管理経費の総額を抑制するとともに、大規模改修や施設整備を計画的に行うことにより、財政負担を平準化する必要があります。

達成すべき成果1

- ① 県有施設長寿命化指針を作成し、今後の施設維持管理における基本的な方向性を示し、長寿命化に向けた施設の適正な維持管理・保全に全庁的に取り組みます。
- ② 建物の高い安全性、機能性が求められ、利用ニーズも高い施設について、長期保全計画を作成し、計画的修繕を実施していきます。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成23年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 事後保全による維持管理 ② 各施設管理者が個別に施設修繕を計画	目標値		—	② 9施設（長期保全計画作成） （※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）
	工程		① ・ 長寿命化指針の作成 ・ 長寿命化対策について、各施設管理担当者向けの研修を実施 ② ・ 長期保全計画作成基準、長期保全計画作成マニュアルの作成 ・ 特定施設を選定し、長期保全計画作成を試行	① ・ 各施設の適正な維持管理の実施 ・ 各施設で長寿命化に向けた予防保全を実施 ・ 長寿命化対策について、各施設管理担当者向けの研修を実施 （※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。） ② ・ 長期保全計画作成基準、長期保全計画作成マニュアルの作成 ・ 合同庁舎等を対象に段階的に長期保全計画を作成 ・ 建物の安全性、機能性、利用ニーズを把握するための資産アセスメントを実施 ・ 合同庁舎等において長期保全計画を作成 （※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）

実施結果 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
	達成度		B
	実績値		—
	実工程		② 長期保全計画作成 2件
			① 施設管理担当者研修会を実施しました。(H25.5) ② 長期保全計画作成基準、長期保全計画作成マニュアルの作成に向けて、2つの合同庁舎において長期保全計画作成を試行しました。
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)		—
	金額(千円)		—
	内容		—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)			
平成23年度	<24年度新規追加のため23年度評価なし>		
平成24年度	評価 B 成果	要因分析	
	① 今後の施設維持管理の基本的な方向性を示した「県有施設長寿命化指針」を作成しました。 http://www.pref.gunma.jp/07/a2700032.html 併せてファシリティマネジメントの考え方を取り入れた上位計画となる「県有財産活用基本方針」も作成しました。 http://www.pref.gunma.jp/07/a2700029.html (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。) ② 試行的に長期保全計画を作成しました。	①、② ・ 長寿命化指針及び基本方針の作成にあたっては、関係各課で構成された「県有施設長寿命化対策検討会議」において、検討を行いました。	
平成25年度	課題	要因分析	
	① 全庁的な取り組みに向けて、職員が長寿命化指針及び基本方針の趣旨を理解することが必要になります。 ② 5,810棟のうち長期保全計画の対象となる施設を選定する必要があります。	① 長寿命化を図るためには、各施設における日常的な予防保全が必要となります。 ② 施設の重要度等により、優先的に長寿命化すべき施設を選定する必要があります。	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
・ 主に施設管理担当職員に対して説明会を実施するとともに、長期保全計画作成の対象となる施設を選定し、長期保全計画の作成を進めます。平成25年度は施設の規模を考慮しながら対象を選定し、長期保全計画の作成を進めるとともに、「県有財産活用基本方針」に基づき資産アセスメントを実施します。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。)			
平成25年度	平成25年度の成果	要因分析	
	① 施設の適正な維持管理・保全について全庁的な取り組みを開始しました。 ② 建物の高い安全性、機能性が求められ、利用ニーズが高い施設について計画的修繕への取り組みを開始しました。	① 長寿命化を含めたファシリティマネジメント全般に係る施設管理担当者研修を実施しました。 ② 長期保全計画の作成に着手するとともに、H26年度には早期に対応が必要な改修・更新工事を実施します。	

総括評価	平成25年度の課題	要因分析
	① 点検方法や頻度等を明らかにし、適正な保守点検を実施する必要があります。	① 保守点検は、点検方法や頻度等が明らかでないことから、適正に実施されていない場合があります。
	② 長期保全計画を効率的に作成する必要があります。	② 劣化診断の実施及び長期保全計画の作成には多大な時間を要します。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
① 施設の保守点検を行うためのマニュアルを作成するとともに、施設管理担当者に対して、研修会を実施します。		
② 長期保全計画の作成や施設評価を効率的に行うため、「公共施設マネジメントシステム」を導入します。		
総括評価	理由	
B	長期保全計画の作成については、劣化診断において多大な時間を要したため、予定施設数の完成には至りませんでした。また、施設の適正な維持管理・保全について全庁的に講習会を実施しました。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 目標や工程が具体性に欠け、このままでは来年度以降の評価が困難である。内容をより具体化し、達成水準及びそのために必要な行動計画を明確にする必要がある。 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進に係る取組としては、長寿命化に向けた修繕計画の検討だけでは範囲が狭すぎる。建物以外の県有施設、設備も対象にして、施設の更新や集約等も含めて検討し、全体計画及び財源見通しを立てることが必要ではないか。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の目標が不明確である。 長寿命化の技術的アプローチは必要な条件であるもその施設の存続意義を評価する（ファシリティマネジメント）ことが先行すると考える。 5,810棟を10年で整備するとしても年間581棟で実現性に乏しい。利用状況と必要性、耐用年数、耐火・耐震等の建築基準の問題もあるので早急に現状の調査分析が必要であり、この調査と見直しの過程で維持か、廃止かの判断が必要となるのではないかと考える。なお、財源については存廃・縮小・民間移行などによる財源の捻出など調整ができるのではないかと考える。 財源が十分考慮されて、優先順位等が決められ実施計画が作成されているかを検証しておく必要がある。 	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 「劣化診断」については至急実施完了させるべきと考える。廃止すべき施設の判断を早急に行うべきである。 施設の実地調査と長期（改廃）保全計画の策定を急ぐ必要がある。 コスト面や、安全面を見れば、維持管理・保全への取り組みが求められる。未達となっている長期保全計画の作成について引き続き取り組んでもらいたい。 県有施設は県民が設立に賛同し管理・運用を県に託した県民の大切な財産であり空家管理に類する事態は避けなければならない。県有施設長寿命化指針や計画実務マニュアルなどの作成の他、説明会や研修会が実施されている現状は事前準備的な対応段階のように思われる。建物は日々劣化していることから、例えば施設の種類にもよるが所在地の住民に意見・提案（協働事業として）を求める方法も一策であろうから、戦略と政策の早期策定により事案解消の速度アップを期待したい。 全ての県有施設をただ単に長寿命化すればいいわけではない。利用頻度、施設の必要性等を勘案し、廃止も含めて議論すべきである。コンベンション施設の建設等の費用も今後は膨らむと予想され、少なくともそれらの施設の運営費用と（他の県有施設の廃止により）同額程度の予算削減は必要ではないか。群馬県の人口が減少に転じた現在、今までの施設はそのままにして、新しい施設を作ることによってどれだけの県民が合意するのだろうか。 	
担当所属 管財課、各所管所属		

(MEMO)

(1) 県政を担う人材の育成

「新しい人事評価制度」を定着させ、人材育成に配慮した人事管理を推進するとともに、より効果的な職員研修（自治研修センター研修、職場研修、自己能力開発）を実施し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成します。

現状・課題（平成22年度末現在）

地方分権時代において、少数精鋭で質の高い行政を担っていくためには、職員一人一人が自己の能力を最大限に発揮し、組織全体の力を強化することが必要です。また、厳しい行財政状況の中、改革を推進する人材の育成が求められています。

達成すべき成果1

- ① 人材の育成などを主眼とした新しい人事評価制度を定着させ、人材育成に配慮した人事管理を推進するために、次の取組を実施します。
 - ア それぞれの職務に求められる知識や能力と職員の強みや適性ととのマッチングをより重視した人事配置
 - イ 各分野において直面する行政課題に即応できる基幹職員の計画的な育成という視点に立ったジョブローテーション
 - ウ 研修体系などを整備した新たな人材育成基本方針の策定
- ② より効果的な職員研修を実施し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成するために、現行の人材育成基本方針や新たな人材育成基本方針に基づき、次の取組を実施します。
 - ア 効率的・効果的な研修実施のため、研修業務の外部委託を継続（H24年度に次期委託業者を選定）
 - イ 階層別研修（主事技師、主任、新任係長）を充実し、組織力の強化に向けた研修を実施
 - ウ 県庁の次代を担うリーダーの育成をはじめ、改革意欲の向上を目指す研修を実施
 - エ 高度で専門性を有する職員を育成するため、外部研修機関（自治大学校など）へ計画的に派遣
 - オ OJTの実践や自己能力開発を支援するため、情報提供や研修を充実

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 平成18年4月人材育成基本方針策定 ② 研修の業務への活用性 77.8%（H21年度研修アンケートの実績）	目標値	② 80%	② 80%	② 80% 86%
	工程	① ア 知識や能力と職員の強みや適性ととのマッチングをより重視した人事配置 イ 基幹職員の計画的な育成という視点に立ったジョブローテーション ウ 研修体系整備 ② ア 外部委託 イ 階層別研修など見直し ウ リーダー育成研修などの実施 エ 外部研修機関(自治大学校など)へ計画的派遣 オ OJT・自己能力開発	① ア 知識や能力と職員の強みや適性ととのマッチングをより重視した人事配置 イ 基幹職員の計画的な育成という視点に立ったジョブローテーション ウ 新たな人材育成基本方針策定 ② ア 外部委託、次期委託業者選定 イ 研修計画実施、次期計画策定 ウ リーダー育成研修などの実施 エ 外部研修機関(自治大学校など)へ計画的派遣 オ OJT・自己能力開発	① ア 知識や能力と職員の強みや適性ととのマッチングをより重視した人事配置 イ 基幹職員の計画的な育成という視点に立ったジョブローテーション ② ア 外部委託（ 通年 ） イ 研修計画実施、次期計画策定 ウ リーダー育成研修などの実施（ 通年 ） エ 外部研修機関(自治大学校など)へ計画的派遣（ 8月～3月 ） オ OJT・自己能力開発のための研修を実施（ 通年 ）

実施結果 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)				
達成度	A		B	
実績値	② 81.6%		② 85.3%	② 85.1%
実工程	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり実施 特に①ウについて、人材育成基本方針改正検討ワーキンググループにおいて検討 		<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり実施 特に①ウについて、「群馬県における人材育成の考え方」を取りまとめ、施行 ② ア 公募型プロポーザルを実施し、次期委託業者を選定(3月) イ 研修計画どおり実施。25年度の研修計画を策定 ウ 次世代リーダー養成研修を実施(11月) エ 自治大学校などへ7人を派遣 オ OJT・自己能力開発に係る研修として「OJTの進め方」等を実施 	
			<ul style="list-style-type: none"> ② ア 次期外部委託開始(H25～H27) イ 研修計画どおり実施。26年度の研修計画を策定 ウ 次世代リーダー養成研修を実施(11月) エ 自治大学校へ3人を派遣 オ OJT推進研修を計18回実施 	
			関連する取組 ・「事業プレゼン」の実施(企画課)	
			関連する取組 ・「政策プレゼン」の実施(企画課)	
事務量削減及び財政的効果(見込) <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価 B 成果		要因分析	
	① <ul style="list-style-type: none"> 人材の育成などを主眼とした人事評価制度が定着してきたことで、今まで以上に職員の能力・適性の把握が可能となり、適材適所の人事配置を行うことができました。 人材育成基本方針改正検討ワーキンググループにおいて、組織風土に馴染む方針の具体的な検討が進みました。(以上、人事課) ② <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に引き続き、研修業務を高度で専門的ノウハウを有する業者に外部委託することにより、効率的・効果的に研修を実施しました。 階層別研修(主事技師、主任、新任係長)において、組織力の強化に向けた『スリーシップ研修』を導入するとともに、『次世代リーダー養成研修』を新たに実施しました。 		① <ul style="list-style-type: none"> それぞれの職務に求められる知識や能力と職員の強みや適性とのマッチングをより重視した人事配置を行うとともに、行政課題に即応できる基幹職員の育成という視点に立ったジョブローテーションを実施しました。 自治研修センター等関係機関との意見交換を実施するとともに、各部局からの推薦職員による人材育成基本方針改正検討ワーキンググループを設置し、改正方針の骨子について検討を行いました。 ② <ul style="list-style-type: none"> 外部委託業者と継続的に研修体系を検討することにより、『スリーシップ研修』を実施することができました。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 自治大学校をはじめ、6名の職員を外部研修機関に派遣しました。 「OJTハンドブック」による情報提供を行うとともに、研修科目においてもOJTを取り入れました。(以上、自治研修センター) 	
	課題	要因分析
	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後についても、組織全体の力を強化するため、人材育成に配慮した人事管理を推進していく必要があります。 人材育成基本方針の骨子に基づき、今年度中に新しい人材育成基本方針を策定します。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に活用できる研修を更に充実させる必要があります。 「OJTハンドブック」の活用を促進していく必要があります。 	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 「OJTハンドブック」の活用方法について、より具体的に情報提供する必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
平成24年度	評価 A	
	成果	要因分析
	<p>① 人材育成、組織マネジメントの向上などを主眼とした人事評価制度が定着してきたことによって、従来以上に所属内の対話が促され、職員の能力・適性の把握が可能となり、適材適所の人事配置を行うことができました。また、目指す職員像や人材育成の方向性、方策などを示す「群馬県における人材育成の考え方」を取りまとめました。(人事課)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に引き続き、研修業務を高度で専門的ノウハウを有する業者に外部委託することにより、効率的・効果的に研修を実施しました。 階層別研修(主事技師、主任、新任係長)において、組織力の強化に向けた『スリーシップ研修』を改善するとともに、科目の見直しも行いました。また、『次世代リーダー養成研修』についても引き続き実施しました。 自治大学校をはじめ、7名の職員を外部研修機関に派遣しました。 「OJTハンドブック」による情報提供を行うとともに、OJTに係る研修の拡充を行いました。(以上、自治研修センター) 	<p>① それぞれの職務に求められる知識や能力と職員の強みや適性とのマッチングをより重視した人事配置を行うとともに、行政課題に即応できる基幹職員の育成という視点に立ったジョブローテーションを実施しました。</p> <p>② 外部委託業者と研修評価に係る意見交換を継続的に実施することにより、効率的・効果的に研修を実施しました。</p>
課題	要因分析	
	<p>① 「群馬県における人材育成の考え方」を踏まえた人材育成に取り組んでいく必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に活用できる研修を更に充実させる必要があります。 OJT支援を充実させる必要があります。 	<p>① 人材育成に関しては、前回の人材育成基本方針策定時からの環境変化を踏まえたさらなる取り組みが必要であることから、平成25年3月に「群馬県における人材育成の考え方」を策定しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p> <p>② OJTの気運を醸成する必要があります。</p>

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 自治研修センター、各部局などと連携しながら、各種の人材育成施策を実行し、特に所属におけるOJTの強化を図っていきます。</p> <p>② 平成24年度の実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p>	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <p>① 人材育成、組織マネジメントの向上などを主眼とした人事評価制度が定着してきたことによって、従来以上に所属内の対話が促され、職員の能力・適性の把握が可能となり、適材適所の人事配置を行うことができました。(人事課)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修業務を高度で専門的ノウハウを有する業者に外部委託することにより、効率的・効果的に研修を実施しました。 「幹部職員研修」や「採用後3年目研修」を新規で実施するなど階層別研修を強化しました。また、『次世代リーダー養成研修』についても引き続き実施しました。 外部研修機関(自治大学校)に3名の職員を派遣しました。 OJT推進研修を県職員研修13回、市町村職員研修5回実施するなど重点的に行いました。(以上、自治研修センター)
	要因分析 <p>① それぞれの職務に求められる知識や能力と職員の強みや適性とのマッチングをより重視した人事配置を行うとともに、行政課題に即応できる基幹職員の育成という視点に立ったジョブローテーションを実施しました。</p> <p>② 外部委託業者とアンケート結果の分析や意見交換を行い、年度途中の研修から迅速に反映させることにより、効果的に研修を実施しました。</p>
	平成25年度の課題 <p>① 今後についても、「群馬県における人材育成の考え方」を踏まえ、組織全体の力を強化するため、人材育成に配慮した人事管理を推進していく必要があります。(人事課)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に活用できる研修を更に充実させる必要があります。 職場におけるOJTを定着させる必要があります。(以上、自治研修センター)
	要因分析 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受託業者や講師等と研修内容を調整し、さらに業務に活用できる研修を企画・実施する必要があります。(※平成25年度及び総括評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 職場におけるOJTの取組事例を収集し、庁内に情報提供する必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>今後は「群馬県における人材育成の考え方」に基づいた各種人材育成施策を推進することにより、県政の課題に的確に対応できる職員を育成していきます。</p>	
総括評価	理由
B	<p>人材育成、組織マネジメントの向上などを主眼とした人事評価制度が定着してきたことによって、従来以上に所属内の対話が促され、職員の能力・適性の把握が可能となり、適材適所の人事配置を行うことができました。また、目指す職員像や人材育成の方向性、方策を示す「群馬県における人材育成の考え方」を策定し、新たなジョブローテーションの考え方を取り入れるなど各種人材育成施策を開始しています。</p> <p>また、研修の業務への活用性は77.8%(H21)から85%以上(H24、H25)に増加し、上方修正後の目標には及ばなかったものの当初の目標は達成できました。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 目標値を達成しており、厳しい行財政状況の中、各分野において県政の課題に的確に対応できるよう日々努力している職員の努力を評価したい。 業務への活用性の目標値について、23年度で80%は達成しており、24年度、25年度の目標値を上方修正すべき。 部下と上司のコミュニケーション強化と、部下への評価のフィードバックの充実が重要である。 「成果があり」と評価しているが、具体的に何をもって判断したのかが不明確である。 具体的に何をもって「適材適所の人事配置ができた」と評価したのかが不明確である。 計画遂行のためのリーダーシップを持った人材の育成が課題と思われるので、必要とする人材像を明確にして育成していくことが必要である。 専門的な知識が必要な業務もあるので、スペシャリストの育成も必要である。

平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成の有無は別として、人材育成に対する取り組みを評価したい。引き続き、取り組まれない。 ・ 人材の育成が重要。24年度実績からA評価は妥当である。 ・ 基礎（知）力向上は基本である。一方、マネジメント力は経験と資質が必要であり、教育は容易でない。強い組織力が生まれることを期待する。 ・ 職務の遂行上必要となる標準的な知識や企画、指導、統括等に関する研修は外部委託が効率的で効果的であるが、業務処理のスキルアップや改善ノウハウの修得には職務の実践と経験を生かした内部スタッフによる研修が効果的である。目標水準の高い行政改革の達成に向けて問題意識の向上を図るためにも、また効率化推進のためにも職場研修は重要である。 ・ 今後、民間との研修派遣、交流も制度的に検討する必要がある。 ・ 専門性の高い業務が年々増えてくると思われるので、今後もますます人材育成に力を入れていく必要がある。 ・ 課題の要因分析が不十分である。
平成 25 年度 ・ 総 括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい人事制度のもと職員研修体系が整備され、所属内にまた個個人に研修効果が表れつつあり、3年間の取組を評価したい。全庁的には技術面に又法律面で専門性の高い業務が存在することや、業務のシステム化が進む一方で手続・手順に疎くなること、などから業務研修（システム障害を想定した研修など）の拡充・強化が必要である。 ・ どんな組織にとっても人材育成は最重要課題である。基本的な感覚部分で、民間の発想スピードにも触れてもらおうべく、民間との交流・出向等が重要と考える。民間企業への研修派遣などで専門知識を習得することなども考えて欲しい。 ・ 組織や企業はそこで働く者たちによって成り立っている。総括評価は別として、人を育てる仕組みや組織作りを継続してもらいたい。また、時代の流れとともに、育成体系も変わってくるものである。「群馬県における人材育成の考え方」について、定期的な評価と見直しを加え、更なる人材育成に努めて欲しい。 ・ なぜ研修を受けても業務に生かせないのか。その要因分析が欠けている。
担当所属 人事課、自治研修センター	

(MEMO)

(2) 目標管理による業務改善

「新しい人事評価制度」を全庁的に実施し、職員一人一人が業務目標を明確に定め、その確実な達成に努めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

平成21年度施行の「新しい人事評価」制度により、フィードバック面接など定期的な面接（P D C Aサイクルの反復継続）を重視した仕組みをつくったところです。

これまでは、主として「目標設定（P:Plan）」と「実行（D:Do）」に力点が置かれ、成果に対する厳格な「評価・検証（C:Check）」や、その結果を踏まえた上での「改善（A:Act）」については不十分な面もありました。

この制度を実効性あるものとするためには、職員一人一人が目標管理制度を適切に運用し、P D C Aサイクルを反復継続的に回しながら、業務の質的向上を図っていく必要があります。

達成すべき成果1

以下の取組により、すべての職員が、P D C Aサイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証（C）とその結果を踏まえた上での改善（A）をより重視する目標管理制度を運用し、業務の改善につなげます。

- ① 職員：自己評価、振返りの徹底
- ② 各所属：評価と検証を重視したフィードバック面接の実施
- ③ 各所属：前期の改善検討を踏まえた目標設定面接の実施

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
・ ①②③とも実施 ① 職員：自己評価、振返りの徹底 ② 各所属：評価と検証を重視したフィードバック面接の実施 ③ 各所属：前期の改善検討を踏まえた目標設定面接の実施	目標値	—	—	—
	工程	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底などにより制度の定着を図り、業務改善につなげる。	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底などにより制度の定着を図り、業務改善につなげる。	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底などにより制度の定着を図り、業務改善につなげる。
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度	A	A	A
	実績値	—	—	—
実工程	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価	B	
平成24年度	成果	・ 職員が、P D C Aサイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証とその結果を踏まえた上での改善をより重視する目標管理制度を運用し、業務の改善につなげました。
	課題	・ 今後についても、人事評価制度を通じて、目標管理制度の運用を徹底し、業務の改善につなげていく必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	—

平成24年度	評価 B	
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、PDCAサイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証とその結果を踏まえた上での改善をより重視する目標管理制度を運用し、業務の改善につなげました。 また、制度の運用を通じて上司と部下、所属内での対話が促されており、業務改善を行いやすい環境づくりの面でも効果が現れています。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の定着化を図るため、平成24年度においても、自治研修センターの各階層別研修において「人事評価制度」の項目を継続して盛り込むとともに、新任係長を対象とした「目標管理研修」を継続して実施し、目標管理制度の周知と適切な運用に努めました。
課題	要因分析	
	<ul style="list-style-type: none"> 今後についても、人事評価制度を通じて、目標管理制度の運用を徹底し、業務の改善につなげていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標管理制度を活用することで業務改善につなげた取組も一部見られますが、今後、一層改善の余地があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、目標管理制度が適切に運用されるよう、定着化の方策を進めていきます。 		
平成25年度 ・ 総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、PDCAサイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証とその結果を踏まえた上での改善をより重視する目標管理制度を運用し、業務の改善につなげました。 また、制度の運用を通じて上司と部下、所属内での対話が促されており、業務改善を行いやすい環境づくりが進みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の定着化を図るため、自治研修センターの各階層別研修において「人事評価制度」の項目を継続して盛り込むとともに、新任係長を対象とした「目標管理研修」を継続して実施し、目標管理制度の周知と適切な運用に努めました。さらに、平成25年度においては、所属長、管理職を対象に「OJTの推進」研修を実施し、各職場における上司と部下の対話を促し、信頼関係を構築することによって、PDCAサイクルによる業務改善を行いやすい環境づくりに努めました。
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 業務の改善につなげていくため、適切な目標設定の仕方などの制度運用について、庁内に周知徹底を図っていく必要があります。 	
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<p>今後もOJTや研修を通じて、目標管理制度による業務のPDCAサイクルを機能させ、業務の改善につなげていきます。</p>		
総括評価	理由	
B	<p>職員が、PDCAサイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証とその結果を踏まえた上での改善をより重視する目標管理制度を運用し効果が現れています。また、所属長、管理職を対象に「OJTの推進」研修を実施し、積極的なミーティングの励行など各職場における上司と部下の対話を促し、信頼関係を構築することによって、PDCAサイクルによる業務改善を行いやすい環境づくりが進んでいます。</p>	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員一人一人が業務目標を定め、その達成に努力し、評価・検証(C)と改善(A)を徹底していることは評価する。 フィードバック面談で足りないところを補うとともに、コミュニケーションツールに使うことが重要である。 「成果あり」、「達成」としているが、具体的に何を以て判断したのかが不明確である。 「業務の改善につなげた」とあるが、具体的にどんな改善が図られたか把握しているのか。 県として必要な人材を育成していくことと連動した人事評価が必要である。 	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成に対する対価（報酬）が必要ではないか。 ・ 一人一人の目標設定が業務改革に繋がるが、公務の目標設定がその先にあるべきで、更に評価が第三者にわかりやすいものであって欲しい。 ・ 一般企業の「目標管理制度」では「指導表」が制定されている。業務知識の向上、業務処理範囲の拡大、業務改善に繋がる企画力、人間関係改善など、取組み目標を設定し成果実績を自己評価し、上司の評価を受けるもので、特に上司の指導管理能力が期待される。 ・ P D C Aサイクルによる指導管理、取組状況と成果の評価など、効果的な活用を期待したい。 ・ 「達成・一部成果あり」と評価しているが、具体的に何を持って判断したのかが、24年度の記載においても不明確である。感覚的な相対評価か。 ・ 課題の要因分析が不十分である。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ （昨年度も言及したが）目標達成に対する何らかの対価が必要である。 ・ 課題については、前年度の内容とほとんど変わらない。なぜ平成25年度も課題とせざるを得ないのか。その要因が分析されていない。 ・ P D C Aサイクルを回すには、目標管理の実績と人事評価の結果とがリンクしていることが重要である。 ・ 目標管理制度導入により、「業務改善」が進んだのかどうか重要である。 ・ 実績評価における「総括評価」がBとなっているが、数値的な結果が無いため、自己評価しづらい項目であると理解している。A（大きな成果あり）とならない理由などもあると良い。 ・ 目標管理制度の運用にあたって、目標の設定が重要であるが、現状は本人が必要とする、又は欠けている知識・能力・執務態度などの向上による職場環境の改善が目標となっているように思われる。本人の資質・能力を高めることによって職場の総合力強化に寄与することになるが、最終的には担当業務の業績に貢献する内容のものでなければならない。
担当所属 人事課、(総)総務課	

(MEMO)

(3) 組織の見直し

県民から見て分かりやすく、質の高い県民サービスを提供できる、より機能的な組織を構築するために、県庁、地域機関などの組織のあり方を毎年度見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

これまで、県政運営の改革方針のもと、組織の見直しに当たっては、県民から見て分かりやすく、簡素で効率的な適正規模の組織とすることを基本として、グループ制廃止・係制導入や生活文化部の設置（平成20年度）、総合政策室の設置など企画機能の強化（平成22年度）などを行ってきました。

しかし、組織のあり方は、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地方分権の進展など社会経済環境の大きな変化や厳しい財政状況など、県政を取り巻く環境の変化に対応するため不断に見直していかなくてはならず、これらに的確・迅速に対応できる組織体制の構築が求められています。

また、地方独立行政法人制度については、平成18年度に「地方独立行政法人制度の活用に関する指針」を作成し、平成22年度に、制度対象業務を行っている機関（該当機関）について検討を行いました（大学を除く）が、現在のところ、制度を活用する施設はありません。

達成すべき成果1

- ① 以下の視点に基づいて、組織を構築します。
 - ア 行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応できる組織とします。
 - イ 効率的で機能的な組織を構築します。
 - ウ 迅速・適切な意思決定を図る、適正規模の組織とします。
 - エ 国や市町村などとの役割分担を踏まえた組織とします。
- ② 地方独立行政法人制度の該当機関について、定期的に制度導入による具体的なメリット・デメリットを精査し、制度活用の可否を検討します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 県庁：8部2部内局90課室等 県民局：5局 53事務所42課室等 地域機関：53機関 ② 地方独立行政法人制度活用の実績なし	目標値	—	—	—
	工程	① ア～エの視点による組織構築 ② 県立大学について、制度活用の可否を検討	① ア～エの視点による組織構築 ② 制度を活用する場合、移行作業の実施 県立大学について、制度活用の可否を検討	① ア～エの視点による組織構築 (25年4月) ② 大学以外の施設について、「公の施設のあり方検討」と合わせ、制度活用の可否を検討 制度を活用する場合、移行作業の実施公立大学法人化に関する研究会の設置及び検討（～8月）
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度実績値	B	B	B
	実工程	① 県庁 8部2部内局92課室等 県民局 5局54事務所41課等 地域機関 53機関 ② 県立大学以外の12施設について検討し、現行の維持管理を継続することとした。	① 県庁 8部2部内局92課室等 県民局 5局53事務所41課等 地域機関 53機関 ② 事務・事業見直し委員会の「地方独立行政法人化を含めて検討すべき」との意見を踏まえて、庁内で「県立女子大学の公立大学法人化の検討」に係るプレゼンテーションを実施するとともに、全国の公立大学法人を対象に調査を行った。	① 県庁 8部2部内局95課室等 県民局 5局53事務所41課等 地域機関 54機関 ② 庁内検討委員会を立ち上げて3回の検討会及び2大学の視察を実施するとともに、県立大学の法人化の適否を判断するため、第三者委員会を設置した。

		関連する取組 ・ 農業技術センターの再編整備（農政課） ・ スポーツ振興センターの新設（(教)総務課） ・ 危機管理体制の強化（危機管理対策統括官、危機管理対策室新設）、警察活動基盤の強化（警務参事官新設）、子ども・女性安全対策室の新設（(警)総務企画課）	関連する取組 ・ 農業技術センターの再編整備（農政課） ・ 子ども・女性安全対策課の新設（(警)総務企画課）	
--	--	---	--	--

事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 一部成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

平成23年度	評価 B 成果 ① ・ 雇用戦略担当の副部長を設置したほか、建設企画課、用地対策室等を新設しました。 ・ 高崎市への保健所業務の移管に伴い、西部保健福祉事務所を廃止したほか、安中保健福祉事務所と西部介護福祉事務センターを設置しました。 ② 県が直接管理運営している施設等のあり方検討において、12施設について検討を行い、現行の管理体制を維持することとしました。	要因分析 ① ・ 雇用・経済対策など県民生活にかかわる行政課題に的確に対応するとともに、知事の基本政策やばたけ群馬プランを着実に推進するための組織体制を構築しました。 ・ また、高崎市の中核市移行等に伴う市町村への権限移譲の状況を踏まえ、必要な組織体制の見直しを行いました。 ② 12施設のうち10施設は公営企業法適用施設として、現在でも経済合理性も高く、2施設の試験研究機関は、単独では、独立行政法人化によるメリットが事務部門のコスト増に見合わない判断しました。
	課題 ① 組織のあり方については、県政を取り巻く環境の変化に対応するため不断の見直しが必要です。 ② 地方独立行政法人制度導入には、具体的なメリットを示すことが必要です。	要因分析
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ② 地方独立行政法人制度の活用について、23年度は県立大学以外の制度導入可能施設について検討を行ったことから県立大学は24年度以降に検討することとしました。	

平成24年度	評価 B 成果 ① 国際戦略課、がん対策推進室の新設等のほか、放射線対策に係る機能強化等を行いました。 ② 県立大学の法人化の検討の必要性について、庁内の情報共有が図られました。	要因分析 ① 県民の安全・安心の確保や群馬の強みを活かした施策展開に向けた組織体制を構築しました。 ② 「県立女子大学の公立大学法人化の検討」に係るプレゼンテーションを実施しました。
	課題 ① 組織のあり方については、県政を取り巻く環境の変化に対応するため不断の見直しが必要です。 ② 少子化に伴う大学志願者の減少等の厳しさが将来にわたって、大学を持続させていくための運営体制を確立する必要があります。	要因分析 ① 社会経済状況や厳しい財政状況のもと、限られた職員数で最大の効果を上げ、県民の期待に応えていかなければならない状況にあります。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。） ② 県立女子大学及び県立県民健康科学大学については、公立大学法人化の具体的・本格的な議論や検討を行っていませんが、全国の公立大学の7割が公立大学法人化し、自立的な運営を進めている状況です。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 見直しに基づく組織の構築を行う時期を25年度の工程に明記しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p> <p>② 平成25年8月までに、庁内関係所属の職員と外部有識者からなる研究会を立ち上げ、メリット及びデメリットを具体的に検証します。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。)</p>	
平成25年度・総括評価	<p>成果</p> <p>① スポーツ行政の一元化や新エネルギー推進課、コンベンション施設整備室の新設等を行いました。</p> <p>② 公立大学を法人化した場合の一般的なメリット及びデメリットを整理し、研究会で共有することができました。(※平成25年度及び総括評価における委員会意見等を踏まえ下線部を追記しました。)</p>
	<p>要因分析</p> <p>① 県民生活に密接な当面の課題への対応のほか、群馬の強みを活かす施策を着実に推進するための体制整備を行いました。</p> <p>② 庁内研究会において、県立大学の関係者を交えて議論するとともに、法人化した大学の視察を行うなど、他大学の事例を情報収集・分析したことによります。</p>
平成25年度・総括評価	<p>課題</p> <p>① 組織のあり方については、県政を取り巻く環境の変化に対応するため不断の見直しが必要です。</p> <p>② 県立大学を法人化した場合における、本県で生じうる具体的なメリット・デメリットや移行経費等が精査されていません。(※平成25年度及び総括評価における委員会意見等を踏まえ下線部を追記しました。)</p>
	<p>要因分析</p> <p>① 社会経済状況や厳しい財政状況のもと、限られた職員数で最大の効果を上げ、県民の期待に応えていかなければならない状況にあります。</p> <p>② 本県における法人化のメリット及びデメリット等を客観的に整理するためには、外部有識者(第三者)による検討が必要です。そのため、H26.3に第三者委員会を設置して検討を開始しましたが、結論には至っていません。(※平成25年度及び総括評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p>
成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① ヒアリングや現地調査により、各所属から現状を把握した上で、改善点を抽出し、翌年度に向け組織を見直します。</p> <p>② 県立大学の法人化の可否を判断するために、第三者委員会における検討を進め、その意見を踏まえて本県大学の場合のメリット・デメリットを整理します。</p>	
総括評価	理由
B	<p>① 組織のあり方については、県政を取り巻く環境の変化に対応して、見直しを行ったと判断しています。</p> <p>② 地方独立行政法人制度の該当機関について、大学以外の施設については、平成23年度に制度導入による具体的なメリット・デメリットを精査し、制度活用の可否について検討を実施しました。大学については、平成26年度に可否を判断する予定です。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜時代に即した組織の見直しは必要だが、県民に分かりやすく説明することが必要である。 ・ 結果として組織の数が増えているが、県民サービスに必要なものであったか。 ・ 「成果があり」と評価しているが、具体的に何をもちて判断したのかが不明確である。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際戦略課、がん対策推進室の新設は時代の変化に沿った組織の見直しと言え評価できる。 ・ 社会情勢、ニーズの多様化、国地方の役割分担等の観点から組織を見直すことは重要であるが、その都度組織変更をすることは難しい。基本的には企画統括部門、フロント部門、バックオフィス部門に大別されるので、情勢変化に応じて多角的な展開を図るためには、フロント部門を柔軟な組織として活用することが効率的で効果的である。 ・ 課題の要因分析が不十分である。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁・県民局・地域機関それぞれに社会情勢に対応した業務別の組織となっていると思われる。システム化が多岐にわたり、しかも急速に進展することから、例えばネットワーク化による受付(窓口)と事務処理の一体化などが考えられる。将来的には進展する電子自治化を前提とした組織の改革も考えておく必要があると思われる。 ・ 成果②と課題②の内容(メリット・デメリットの部分)が矛盾しているように受け取れる。 ・ 課題②で、なぜ精査されていないのか。その要因が示されていない。 ・ 公立大学法人化の検討に時間がかかり過ぎではないか。他の案件同様、当初段階で期限設定をして議論すべきだったが、平成26年度に結論を出す計画とのことで安心した。
担当所属 (総)総務課、各所管所属	

(MEMO)

(4) 適正な定員管理

変化する行政需要に適切に対応するため、業務の終了や見直しにより必要な人員を生み出し、定員配置を毎年度見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

県政運営の改革方針及び集中改革プランに掲げた定員削減計画に基づき、下表のとおり一般行政部門について平成19年4月1日から平成22年4月1日までに318人を削減するなど、従来にも増して効率的な行政運営に努めてきましたが、行財政状況が一段と厳しさを増す中、行政需要の変化に的確に対応するため、今後も適正な定員管理に取り組む必要があります。

部 門	H19. 4. 1	H22. 4. 1	削減予定人数	実 績
一般行政部門	4, 315	3, 997	▲308	▲318
教育部門	16, 114	15, 881	▲233	▲233
公営企業 部 門	企業局	298	▲6	▲9
	病院局	1, 028	▲8	59
	その他	41	—	▲7

達成すべき成果1

- ① 知事部局 行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応した適正な定員管理の推進
 - ② 教育委員会 児童生徒数の変化や学級編制基準の見直しに対応した効率的な定員配置
- 行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応するため、以下の視点に従い、県民目線に立って業務や組織を徹底的に見直し、限られた定員を効果的に配置するなど適正な定員管理に取り組めます。

<見直しの視点>

ア そもそも必要な業務か？ → 必要性、緊急性、有効性、適正量の確認

イ 行政が実施すべきか？ → 行政サービス領域の確認（民営化・民間開放）

ウ 県が実施すべきか？ → 行政サービス領域の確認（市町村移管・移譲）

エ 県が直接実施すべきか？ → 実施手法の選択（外部委託、協働）

オ 仕事のやり方を変えられるか？ → 効率性の検証（業務集約化、非常勤職員の活用）

カ 組織を簡素・効率化できるか？ → 業務統合などによる組織の統廃合

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 一般行政部門の職員数 3, 997名 (H22年4月1日)	目標値	① 3, 958名（見込）	—	—
	工程	① 業務や組織の見直しなどによる効果的な定員配置、適正な定員管理の推進 ② 児童生徒数の変化や学級編制基準に基づいた適正配置の推進など	① 業務や組織の見直しなどによる効果的な定員配置、適正な定員管理の推進 ② 児童生徒数の変化や学級編制基準に基づいた適正配置の推進など	① 業務や組織の見直しなどによる効果的な定員配置、適正な定員管理の推進（25年4月） ② 児童生徒数の変化や学級編制基準に基づいた適正配置の推進など
② 教育部門の職員数 15, 881名 (H22年4月1日)				
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
事務量削減及び 財政的効果（見込）	達成度	B		B
	実績値	① 3, 966名 ② 15, 874名 (いずれもH23年4月1日)	① 3, 965名 ② 15, 855名 (いずれもH24年4月1日)	① 3, 960名 ② 15, 768名 (いずれもH25年4月1日)
	実工程	—		—
※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	▲38		▲92
	金額(万円)	▲315, 400		▲763, 600
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲31名 ・ 教育部門 ▲7名 { 事務局 ▲9名 { 学校 +7名 { その他 ▲5名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲1名 ・ 教育部門 ▲19名 { 事務局 ±0名 { 学校 ▲25名 { その他 +6名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲5名 ・ 教育部門 ▲87名 { 事務局 ▲20名 { 学校 ▲87名 { その他 +20名

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)		
平成 23 年度	評価 B 成果 ① 一般行政部門 3,966名 (対前年度比▲31名) ((総)総務課) ② 教育部門 15,874名 (対前年度比▲7名) ((教)総務課、学校人事課)	要因分析 ① 中核市への権限移譲のほか、業務の見直しなどを徹底し、効率的な定員配置に努め、所要の定員削減を図ることができました。(総)総務課 ② 事務局について、いじめ等諸問題への対応強化や、高校教育改革等を着実に推進するため、体制強化が必要である所属を増員する一方で、公社・事業団への派遣職員の削減や、業務の効率化に伴う定数削減を実施しました。(教)総務課
	課題 ① 行政需要の変化に的確に対応するため、継続して適正な定員管理に取り組む必要があります。 ② <ul style="list-style-type: none"> 教育現場を取り巻く社会環境が急速に変化していることに伴い、そこから生じる諸問題も年々多様化・複雑化しています。これらの諸問題に対応するため、業務の効率化及び限られた人員の効果的配置は今後の大きな課題です。(教)総務課 学校の教職員数については、児童生徒数や学級編制基準に基づいて決定されるため、これに反して定数を削減することは困難です。(学校人事課) 	要因分析 ② 教育水準の維持のために、学級編制基準に基づく教職員数を確保し、今後も適正配置に努めます。(学校人事課)
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
平成 24 年度	評価 B 成果 ① 一般行政部門 3,965名 (対前年度比▲1名) ((総)総務課) ② 教育部門 15,855名 (対前年度比▲19名) ((教)総務課、学校人事課)	要因分析 ① 業務の見直しなどにより生み出した人員を県政の重要課題や重点分野に再配置しました。(総)総務課 ② 教育に関する諸問題に対応するため、体制強化が必要である所属について増員を図る一方で、業務の効率化や学級数の減により定数削減を実施しました。(教)総務課、学校人事課)
	課題 ① 行政需要の変化に的確に対応するため、継続して適正な定員管理に取り組む必要があります。 ② <ul style="list-style-type: none"> 教育現場を取り巻く社会環境が急速に変化していることに伴い、そこから生じる諸問題も年々多様化・複雑化しています。これらの諸問題に対応するため、業務の効率化及び限られた人員の効果的配置は今後の大きな課題です。(教)総務課 学校の教職員数については、児童生徒数や学級編制基準に基づいて決定されるため、これに反して定数を削減することは困難です。(学校人事課) 	要因分析 ① 社会経済状況や厳しい財政状況のもと、限られた職員数で最大の効果を上げ、県民の期待に応えていかなければならない状況にあります。(総)総務課、(教)総務課) (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) ② <ul style="list-style-type: none"> 教育に関する諸問題に的確に対応するため、今後も業務の効率化及び人員の適正配置に努めます。(教)総務課) 教育水準の維持のため、学級編制基準に基づく教職員数を確保し、今後も適正配置に努めます。(学校人事課)
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 業務の見直し等により必要な人員を生み出し、新規・重点施策等に効果的に配置するなど、県民サービスの維持向上を図りながら、適正な定員管理に取り組みます。なお、25年度の工程に定員配置を決定する時期を明記しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 	

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	① 一般行政部門 3,960名 (対前年度比▲5名) ((総)総務課) ② 教育部門 15,768名 (対前年度比▲87名) ((教)総務課、学校人事課)	① 業務の見直しなどにより生み出した人員を県政の重要課題や重点分野に再配置しました。((総)総務課) ② 学級数の減による定数削減及び業務の見直しなどにより人員を生みだし、重点分野に再配置を行いました。((教)総務課、学校人事課)
平成25年度・総括評価	平成25年度の課題	要因分析
	① 行政需要の変化に的確に対応するため、継続して適正な定員管理に取り組む必要があります。 ② <ul style="list-style-type: none"> 教育現場を取り巻く社会環境が急速に変化していることに伴い、そこから生じる諸問題も年々多様化・複雑化しています。これらの諸問題に対応するため、業務の効率化及び限られた人員の効果的配置は今後の大きな課題です。((教)総務課) 学校の教職員数については、児童生徒数や学級編制基準に基づいて決定されるため、これに反して定数を削減することは困難です。(学校人事課) 	① 社会経済状況や厳しい財政状況のもと、限られた職員数で最大の効果を上げ、県民の期待に応えていかなければならない状況にあります。((総)総務課) ② <ul style="list-style-type: none"> 教育に関する諸問題に的確に対応するため、今後も業務の効率化及び人員の適正配置に努めます。((教)総務課) 教育水準の維持のため、学級編制基準に基づく教職員数を確保し、今後も適正配置に努めます。(学校人事課)
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
業務の見直し等により必要な人員を生み出し、新規・重点施策等に効果的に配置するなど、県民サービスの維持向上を図りながら、適正な定員管理に取り組みます。		
総括評価 B	理由	
	① 新たな行政課題への対応などに伴う業務の増加に対しては、既存の業務の見直しなどにより必要な人員を生み出して対応するとともに、市町村への権限移譲に伴う業務の減少に対しては、定員を純減しました。((総)総務課) ② 業務や組織の見直しを行い効果的な人員配置に努め、各学校ごとの教育水準の向上に意識を持たせるための施策(学力向上に向けての加配等)を具体的に取り組むことができました。((教)総務課、学校人事課)	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 今後も適正な定員管理を続けてもらいたい。 正規職員が行なう仕事と派遣や臨時に任せる仕事とを区分けして、適正な人員管理に努めることが重要である。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 単なる要員削減ではなく、今後も業務量と要員との整合性をしっかりと分析し、要員強化が必要な分野には適正な配置に努められたい。 国の方針の中でどこまで出来るか疑問であるが、児童数減少の中で、非効率な配置にならざるを得ない教育部門の管理職は改革の余地がある。他県との情報交換も必要。 日中、週間、月間、年間の適正な業務処理に必要な限度の人員配置が必要であるが、業務・事務量と処理工程・処理時間等の測定が前提となる。算出された1人当りの処理能力と、他県の人員配置と処理能力を参考に政策指標を設定しなければ実態に則した人員削減とはいえず実績評価も難しい。 数値目標を25年度は掲げる必要がある。見直しの視点別ア～カ別に設定すべきである。代替できる数値があれば公表して欲しい。 課題と要因分析が十分に整理されていない。今後の取組み予定が記述されていない。 	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同規模類似県に比して、職員の絶対数は多くない水準になっている。業務水準を落とすことなく、今後も、適正な定員管理をお願いしたい。 ・ (昨年度も言及したが) 単なる要員削減ではなく、今後も業務量と要員との整合性をしっかりと見極め、要員強化が必要な分野には適正な配置に努められたい。 ・ 課外部活動などをアウトソーシングすることで教員の負担を減らすなど思い切った対策も必要ではないか。 ・ 行政部門と教育部門のそれぞれで社会環境や政策課題を踏まえた人員計画が必要で、一方的な合理化・効率化によって人員の削減が出来なかった事情は理解できる。3年間の実績は評価されるが、行政部門はシステム化を動機として業務縦割処理から多業務集約処理による組織・体制の改革も考えられるので、継続して検討されたい。
担当所属	(総)総務課、(教)総務課、(教)学校人事課

(5) 時間外勤務の縮減

事務の仕方の見直し、事務分担の適正化などにより、効率的な業務の執行を図ることで、時間外勤務の縮減を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

時間外勤務については、業務の効率的な執行などの観点から、従前より縮減に取り組んでいますが、依然として長時間の時間外勤務が恒常的となっている所属や職員間の不均衡が見受けられます。

限られた職員数の中、行政コストを増加させることなく、新たな行政課題に対応するためには、これまで以上に徹底した事務・事業の効率化や計画的な業務の遂行などにより、時間外勤務の更なる縮減に取り組む必要があります。

達成すべき成果1

以下の取組により、知事部局における総時間外勤務時間を削減します。

- ① P D C Aサイクルを活用した取組計画の策定
各所属において年度当初に残業縮減に向けた取組計画を策定し、一定期間（四半期）毎に取組状況を点検します。
- ② 業務の見直し
- ③ 業務量に応じた適正な定員管理（改革7（4））
- ④ 全庁一斉定時退庁日（ノー残業デー）の徹底
- ⑤ 対策検討委員会の設置

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
知事部局における 総時間外勤務時間 415,477時間 (H21年度実績)	目標値	平成25年度末までに平成21年度比で10%削減		
	工程	①～⑤の取組の実施による時間外勤務の縮減	①～⑤の取組の実施による時間外勤務の縮減	①～⑤の取組の実施による時間外勤務の縮減
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度	B	A	B
実績値	H23年度実績 419,587時間 〔対H21比+1.0%〕 〔対H22比▲2.3%〕	H24年度実績 377,876時間 〔対H21比▲9.1%〕 〔対H23比▲9.9%〕	H25年度実績 408,585時間 〔対H21比▲1.7%〕 〔対H24比+8.1%〕	
実工程	・ ①～⑤の取組の実施 ・ 関連する取組 ・ (病院局) 対H22比▲8.6%	・ ①～⑤の取組の実施	・ ①～⑤の取組の実施	
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価 成果	C	要因分析
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期毎に取組計画を策定し、P D C Aサイクルを活用してこれを推進しました。 ・ 啓発資料（時間外勤務縮減のヒント）を作成し、全職員に配布しました。 ・ 事務事業の簡素効率化や全庁一斉定時退庁日（ノー残業デー）の徹底について、機会ある毎に呼びかけを行いました。（以上、人事課） ・ 県行政改革実施委員会で平成23年度の重点的な取組項目の一つに定め、各部局・県民局行政改革実施委員会において各部局内の取組を情報共有することにより各所属での取組を推進しました。（総務課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局において各所属の取組を情報共有することにより、他所属の取組のよい点を参考にして進めることができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度は、平成22年度と比較すると減少したものの平成21年度との比較では増加しており、今後2年間で目標を達成すべく、取組をさらに徹底する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別に見れば取組計画どおりに縮減できた所属もあるものの、上半期における東日本大震災対応業務の増加の影響が大きく、所属全体では縮減に至りませんでした。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定

—

平成24年度	評価成果 A	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 24年度においても、四半期毎の取組計画を継続実施し、PDCAサイクルを活用した取組について、一層推進しました。 事務事業の簡素効率化や全庁一斉定時退庁日（ノー残業デー）について、引き続き機会ある毎に周知徹底を図りました。 時間外勤務時間数が多い所属、前年度比で大きく増えた所属を対象にした人事課長ヒアリングを行い、その要因分析と時間外勤務縮減に向けた改善方法等について、意見交換しました。 その結果により、平成24年度は、対前年度比で約10%、21年度との比較で9.1%の縮減をすることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度からの継続した取組が各所属に浸透し、所属長のリーダーシップのもと、職員一人ひとりが時間外勤務縮減に向け、積極的な努力を行いました。 しかし、第4四半期に、大型補正予算対応のため、時間外勤務時間数が増加したことから、目標の1年前倒ししての達成までには至りませんでした。
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 最終年度となる25年度は、公共事業の大幅増が見込まれるため、目標を達成するためにこれまでの取組を一層徹底する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、前年度から引き続き公共事業の大幅増があるため、これに伴う時間外勤務時間数の増加が見込まれます。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に目標を達成できるよう、これまでの取組を一層徹底する必要があります。 		
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 25年度においても、四半期毎の取組計画を継続実施し、PDCAサイクルを活用した取組について、一層推進しました。 事務事業の簡素効率化や全庁一斉定時退庁日（ノー残業デー）について、引き続き機会ある毎に周知徹底を図りました。 更なる事務の効率化による時間外勤務の縮減を推進するため、「資料は原則ワンペーパー」等と具体的な取組例を示した総務部長通知を所属長あてに発出し、目標達成に向けた一層の努力を呼びかけました。 その結果、時間外勤務が増加する要因が多かった25年度においても、対前年比では約8%の増となったものの、21年度との比較では1.7%の縮減をすることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、前年度から引き続き公共事業の大幅増、歴史的な大雪への対応及びその雪害被害対応など時間外勤務が増加する要因が多い状況にありました。 そのような中であっても、各所属において所属長のリーダーシップのもと、職員一人ひとりが時間外勤務縮減に向け取組を継続し、努力した結果、21年度との比較では縮減（1.7%）を達成することができました。
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 目標値までの縮減はできませんでしたが、職員に浸透した時間外勤務縮減の意識を今後も維持していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり平成25年度は時間外勤務が増加する要因が特に多い状況にありました。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 手法について常に創意工夫をしながら、今後も引き続き全庁的な取組として時間外勤務の縮減を推進していく必要があります。 		
総括評価	理由	
B	<ul style="list-style-type: none"> 最終年度での目標値達成については及びませんでしたが、計画期間中の24年度には目標値に近い基準年度比▲9.1%の縮減を達成することができました。 また、最終年度においても部局ごとで見ると、平成24年度末からの国の大型補正予算により大幅に業務量が増加した部局を除き、目標値を達成できました。 	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 業務量を上司が把握し、残業は上司からの指示により行うことを徹底する。 時間外労働は「上司の命令の基でやるもの」を基本としなければ減らない。 ノー残業デーは、実際に実行できているのか。また、ノー残業デーを設けることによる反動はないのか。 基準年度の21年度比で増加しており、なかなか縮減が進んでいないので、新しい施策を加える等の検討した方がよい。 時間外勤務が恒常的となっている所属の過剰な業務内容を分析し作業量を縮減する取組計画を立てることが必要である。今後も縮減に継続して取り組んでもらいたい。 各職員の業務改善意識が必要であり、頑張った人が報われるシステム、頑張った人が精神的に参ってしまわないような配慮が必要である。 	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な創意工夫により23年度比▲9.9%はA評価に相当と考える。25年度におけるさらなる縮減の他、業務の見直し、定数削減等につながることを期待する。 ・ 管理職によるマネジメントにより、職員の健康管理、時間外勤務の削減に努められたい。 ・ 時間外勤務の縮減策として、①1人複数業務処理の取得による互換体制の推進②平準化を前提に日中、月間、年間の業務計画の策定③全体・1人当り業務量、業務別処理時間等生産指数と人員配置の定期的チェック④業務処理改善の意欲・企画力と指導力の強化⑤定時退庁、時間外勤務縮減キャンペーンの展開⑥①～⑤のPDCA活用による活性化、等が考えられる。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度比8.1%の総時間外勤務時間増となったことは残念である。 ・ ワーク・ライフバランスの実現に向け、県が率先して取り組んで欲しい。 ・ 詳細な原因・要因の究明と分析が時間外勤務縮減対策の第一歩となる。具体的には業務別の月別・期別平均事務量と人員数および一人当たり事務量（生産的指数）、人員配置と処理能力（処理時間）（効率性指数）などの改善である。掛け声だけの削減策は根本的解決策ではなく継続的な効果も期待できない。
担当所属 人事課、(総)総務課	

(MEMO)

(1) 県税収入の確保

課税調査や滞納整理の強化、市町村との連携を進めるなど、県税の適正・公平な賦課徴収により、徴収率の向上と収入未済額の圧縮に努め、県税収入の確保を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

県税収入を確保するためには、今後も適正・公平な賦課徴収を維持するとともに、納税者に対しては十分な説明責任を全うして納期内納税を促進し、滞納者には滞納整理を計画的・効率的に実施する必要があります。特に、税源移譲により増加した個人の県民税の収入を確保するためには、市町村との連携をさらに強化していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① 県税の徴収率の維持・向上
 - ② 県税の収入未済額の増加抑止
- ①・②の実現に向けて、次の取組を行います。
- ア 県民局内や市町村との連携による協働調査などの実施とともに、調査前に十分な事前分析を行うなど、実効性の高い課税調査を実施します。
 - イ 滞納整理強化月間を柱とした年間業務計画に基づき、進行管理の徹底を図り、積極的な滞納整理を実施します。
 - ウ 市町村と連携した収入確保を図るため、高額滞納案件への協力や効果的な滞納整理計画の策定に対する助言などのほか、中核となる市町村税務職員を受け入れる実務研修などを実施します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 県税の徴収率 95.5% (H21年度決算) 95.4% (H22年度決算)	目標値	① 95.5%以上 ② 9,398百万円以下	① 95.5%以上 ② 9,598 百万円以下 9,000	① 95.5% 以上 96.0 ② 9,398 百万円以下 9,000 7,000
	② 県税の収入未済額	工程	ア～ウの実施	ア～ウの実施
8,998百万円 (H21年度決算) 8,978百万円 (H22年度決算)	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
	達成度実績値	A	A	A
		① 95.5% ② 8,663百万円	① 95.7% ② 6,606百万円	① 96.8% ② 5,993百万円
	実工程	ア～ウの実施	ア～ウの実施	ア～ウの実施
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	▲315,020	▲2,057,115	▲612,728
	内容	・ 収入未済額圧縮額	・ 収入未済額圧縮額	・ 収入未済額圧縮額

実績評価（A.大きな成果あり B.一部成果あり C.具体的取組あり D.具体的取組なし）

評価	B	要因分析
平成23年度	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民局内や市町村との連携による合同調査などを実施し、法人二税の未登録法人の捕そくをはじめとした課税漏れや申告誤りの防止対策などを行いました。また、調査前の十分な事前分析を行い、実効性の高い調査を実施しました。 ・ 従来「滞納整理強化月間」として取り組んでいた10月から12月は、さらに課税調査の強化なども加えた「歳入確保強化月間」と位置づけ、一層の増収対策に取り組んだことにより、歳入確保と早期歳入を図りました。 ・ 市町村と連携した収入確保を図るため、市町村の管理職を中心とした「地方税徴収対策推進会議」を設置し、意識の共有を図ったほか、高額滞納案件への協力や市町村税務職員の受け入れによる実務研修を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正・公平な賦課徴収を念頭に、課税・収納とも数値目標の設定と進捗管理を行いました。 ・ 納税者の実情を踏まえつつ、全所体制で滞納整理を進めた結果、「歳入確保強化月間」における目標値を上回る収入を確保できました。

	課題 <ul style="list-style-type: none"> 限られた人員、体制の下、最大限の効果を発揮するため、「組織力の強化」、「人材育成」を図り、各基幹事務所を中心とした局内・局間連携をさらに進めるとともに、市町村連携を継続する必要があります。 年間を通じた業務計画の策定とこれに基づく進行管理の徹底を図り、滞納整理の強化や全所体制による「歳入確保強化月間」の取組を継続する必要があります。 県及び市町村相互に相乗効果が生まれる取組を進める必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が賦課徴収する個人の県民税は調定額では県税全体の約3分の1、収入未済額では約3分の2を占めています。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 23年度の実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。 	
平成24年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 県民局内や市町村との連携による課税実地調査の強化や適正申告の徹底など、効果を意識して適正・公平な課税の維持に努めました。 年間スケジュールを意識しつつ、10月から12月を「歳入確保強化月間」と位置づけ、進行管理の徹底を図り、早期歳入を意識した取組を実施し、積極的な滞納整理を実施しました。 市町村の管理職を中心とした「地方税対策会議」及び「地方税徴収対策推進会議」を通じて、意識の共有を図り、市町村と連携した歳入確保対策を行いました。なお、市町村税務職員の受け入れによる実務研修も実施しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 適正・公平な賦課徴収を念頭に、課税・収納とも組織としての数値目標の共有と進捗管理を図りました。 市町村と県、さらには市町村相互の連携が図られ、相互にメリット、効果がある取組が実践されてきています。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 「組織力の強化」、「人材育成」を図り、各基幹事務所を中心とした局内・局間連携をさらに進めるとともに、市町村連携を継続する必要があります。 年間を通じた業務計画の策定とこれに基づく進行管理の徹底を図り、全所体制による「歳入確保強化月間」の取組を継続する必要があります。 個人の県民税の滞納額の増加を抑止し、圧縮する対策を図る必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 限られた人員、体制の下、最大限の効果を発揮する必要があります。 市町村が賦課徴収する個人の県民税は調定額で県税全体の約3分の1、収入未済額では約5分の4を占めています。 平成24年度から年少扶養控除の廃止などもあり、さらに滞納が増加する懸念があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の取組における成果により実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。) 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 県民局内や市町村との連携による広報の充実を図ったほか、実際の調査事例等を研修会に取り入れ、課税実地調査の強化を図り、適正・公平な課税の維持に努めました。また、ぐんま緑の県民税(通称)の導入について、市町村から理解と協力が得られるよう説明に努めるとともに、連携して県民への周知を図りました。 10月から12月を「歳入確保強化月間」と位置づけ、進行管理の徹底を図り、早期歳入を意識した取組を実施し、積極的な滞納整理を実施しました。 引き続き「地方税対策会議」及び「地方税徴収対策推進会議」や市町村税務職員の受け入れによる実務研修も実施し、歳入確保に向けた、問題意識の共有を図りました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> それぞれが役割、やるべきをことを認識、意識して、組織・個人それぞれにおける「目標設定」、「進行管理」、「振り返り」、「振り返りに基づく行動」をベースに歳入確保を図りました。 市町村と県、さらには市町村相互の連携が図られ、相互にメリット、効果がある取組が実践されてきています。

平成25年度の課題		要因分析
<ul style="list-style-type: none"> 「組織力の強化」、「人材育成」を図り、各基幹事務所を中心とした局内・局間連携をさらに進めるとともに、市町村連携を継続する必要があります。 年間を通じた業務計画の策定とこれに基づく進行管理の徹底を図り、全所体制による「歳入確保強化月間」の取組を継続する必要があります。 個人の県民税の滞納額の増加を抑止し、圧縮する対策を図るため、一層の市町村との連携、意識の共有を進めていく必要があります。 		<ul style="list-style-type: none"> 限られた人員、体制の下、最大限の効果を発揮する必要があります。 市町村が賦課徴収する個人の県民税は調定額で県税全体の約3分の1、収入未済額では約5分の4を占めています。 景気が回復基調となったことにより、税収環境は改善されたものの、今後、消費税率の引き上げをはじめとして県民税の負担感が増すことから、説明責任を求められる場面や滞納が増加する懸念があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
総括評価	理由	
B	<p>各年度の目標値を上回る成果が得られましたが、平成26年度から消費税(地方消費税)率の引き上げをはじめとして、税を取り巻く環境が厳しい状況となります。</p> <p>引き続き、税務の最大目標である「県税歳入額の確保」を達成するため、振り返りと検証を常に行いながら、これまでの取組を継続・充実させ、更に業務の質の向上を目指すとともに、県と市町村の共通課題である地方税全体の歳入確保についても市町村と連携して取り組んでいきます。</p>	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 収入未済額は依然として大きな額であり、今後も景気後退による歳入不足が心配されるので努力してもらいたい。 県民から税金についてクレームがあった時などに、群馬県はこのように無駄を省き業務を進めていることがきちんと説明できるような資料を整えておくことも必要である。 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が賦課徴収する個人の県民税の収入未済額が県税全体の約5分の4を占めるため、更なる市町村との協働及び連携を継続することが必要。 業務知識や折衝力の向上を図るなど人材育成と組織力の強化による成果を期待したい。加えて施策面において民間の延滞管理手続や手法を参考に強化されたい。 	
平成25年度 ・ 総括	<ul style="list-style-type: none"> 県税の徴収率と県税の収入未済額については目標を達成しており評価できる。 引き続き、徴税関連コストとの対応に留意しながら徴収率のアップを図って欲しい。 納税側の利便性、徴収側の効率性の観点から納税(徴収)方法が多様化した結果、滞納扱いになる原因も複雑化していると思われる。時間の経過により自律的に解消される対象以外の対応策については経験と実態に基づいた政策により実行されているので引き続き解消に努めてもらいたい。 	
担当所属 税務課		

(MEMO)

(2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮

貸付金などの債権について、早期の徴収活動を行い長期の滞納が発生しないよう努めるとともに、滞納が長期化したものについては民間の専門機関などに徴収委託を行うなど、収入未済額の圧縮に努めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

県税以外の収入未済額については、未収金回収業務の外部委託、法的措置の実施により圧縮を図っていますが、今後も一層の圧縮を推進する必要があります。

達成すべき成果1

以下の取組などにより収入未済額を平成21年度決算額よりも減少させます。

- ① 各所管所属において、早期の徴収活動を行うなど適切な債権管理を行います。
- ② 各事業の未収金回収対策をとりまとめ、効果的な取組を情報共有することで収入未済額を圧縮します。
- ③ 母子寡婦福祉資金や県立病院医業に係る未収金の回収業務の一部委託を引き続き実施します。
- ④ 個別の状況を慎重に判断しつつ、法的措置を実施します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
・ 収入未済額計 (県税以外) 1,933百万円 (H21年度決算) 1,830百万円 (H22年度決算)	目標値	1,933百万円以下	1,933百万円以下	1,694 1,933 百万円以下
	工程	①・③・④ 各所管所属で債権管理・回収対策を実施 ② 未収金回収対策の情報共有	①・③・④ 各所管所属で債権管理・回収対策を実施 ② 未収金回収対策の情報共有 ② 計画的な業務執行の管理方法の検討・実施	①・③・④ 各所管所属で債権管理・回収対策を実施 ② 未収金回収対策の情報共有 ② 計画的な業務執行の管理方法の検討・実施
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度実績値	A	A	A
		・ 収入未済額計 1,785百万円	・ 収入未済額計 1,694百万円	・ 収入未済額計 1,526百万円
	実工程	・ 債権管理に関して包括外部監査を実施（指摘22件、意見69件）	①、②、④ 債権管理のあり方検討作業部会を設置し、「税外債権管理適正化推進のための取組方針」を策定 ① 内閣府による公金の債権回収業務に関する研修会を実施	② 債権管理のあり方検討作業部会で挙げられた課題を踏まえ、今後の具体的な取組内容等を検討
		関連する取組 ・ 農業改良資金の償還延滞金の圧縮 約219千円 (農業経済課)	関連する取組 ・ 農業改良資金の償還延滞金の圧縮 約1,534千円 (農業経済課)	関連する取組 ・ 農業改良資金の償還延滞金の圧縮 約1,222千円 (農業経済課)
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	▲44,991	▲90,448	▲168,510
	内容	収入未済額圧縮額	収入未済額圧縮額	収入未済額圧縮額

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

平成23年度	評価 B	
	①、③～④（個別業務ごとの内容） ○母子寡婦福祉資金（子育て支援課）	
	成果	要因分析
	・ 未収金回収業務委託の外部委託の見直しも行いつつ、引き続き未収金回収業務に努めました。（未収金額 ▲28,953千円（241,328千円→212,375千円）） ・ 償還指導強化月間（7月・12月）を定め、未収金回収に努めました。 ・ 回収不能となった債権について、不納欠損処理を行いました。（2,138千円）	・ 外部委託による未収金回収業務委託に、一定の成果が認められたため、引き続き外部委託を実施しました。 ・ 償還指導強化月間は、未収金回収の実績が上がるため、引き続き償還指導強化月間を定めました。 ・ 債権管理上問題があるものについて、不納欠損処理を行いました。

課題 <ul style="list-style-type: none"> 高崎市が中核市に移行したことに伴い、高崎市在住者の未収金について譲渡処理を行う必要があります。 債務者の詳細な状況把握を行い、償還可能な人を特定する必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 譲渡額の確定について、高崎市と詳細な調整が必要となります。 償還可能にもかかわらず、償還しない状況をなくす必要があります。 	
○県営住宅家賃（建築住宅課）		
成果 <ul style="list-style-type: none"> 滞納月数が延べ3月以上、又は滞納額が10万円以上の滞納者に対し、法的措置（和解、訴訟）を前提とした交渉を実施しました。 法的措置（和解、訴訟）を実施しても家賃の支払い又は住宅の明渡しに応じない者には、強制執行による明渡しを実施しました。 収納未済額を95,000千円圧縮しました。（364,000千円→269,000千円（H23年度決算）） 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 弁護士、徴収員との密接な協力により滞納対策を進めました。 	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 退去後の滞納者に対する措置を強化していく必要があります。 対象地域及び時期を限定した集中的な滞納対策を行うことを検討します。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 退去後の滞納者については、退去後の情報が捕捉しにくく徴収が後手になることが多くなっています。 	
○県立病院医業（(病)総務課）		
成果 <ul style="list-style-type: none"> 債権回収業者への委託 ：回収額 1,459千円 未収金徴収員による徴収：5,837千円 法的措置の実施：和解成立により60千円を回収 不納欠損処理の実施：4,262千円 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 債権回収業者への委託及び未収金徴収員の病院への配置により一層の回収を図りました。 債権管理上問題があるものについて、不納欠損処理を行いました。 	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 法的措置の実施を含めた悪質な滞納者への対応が課題です。 早期交渉等による未収金の新規発生防止対策が課題です。 	要因分析	
②（(総)総務課）		
成果 <ul style="list-style-type: none"> 債権（主に貸付金及び収入未済額）の管理に関する事務の執行について包括外部監査が行われ、22の指摘及び69の意見がありました。 	要因分析	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 監査結果を踏まえ、税以外の債権管理の計画的な業務執行を適切に管理していく方法について検討する必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査人が平成23年度の監査テーマに選定したことから、改めて各未収金の回収対策をとりまとめて監査と重複して検討するのではなく、監査結果を踏まえて対応することとしました。 	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査結果を踏まえ、債権管理業務の計画的な執行を全庁的に管理していく方法について、群馬県行政改革実施委員会において検討することとし、工程を見直しました。 		
平成24年度	評価 B ①、③～④（個別業務ごとの内容） ○母子寡婦福祉資金（子育て支援課）	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">成果 <ul style="list-style-type: none"> 未収金回収業務委託により引き続き未収金回収に努めました。（未収金額 ▲976千円（212,375千円→211,399千円）） 償還指導強化月間（7月・12月）を定め未収金回収に努めるとともに随時、回収困難者への戸別訪問を行い回収困難事由の確認を行い、回収等に向けた対策を検討しました。 </td> <td style="width: 50%;">要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託による未収金回収業務は一定の成果が認められるため、引き続き外部委託を実施しました。 償還指導強化月間は、未収金回収の実績が上がるため、引き続き償還指導強化月間を定めました。また、随時、回収困難者の実情を把握するための訪問を行い、不良債権化することを防ぎました。 </td> </tr> </table>	成果 <ul style="list-style-type: none"> 未収金回収業務委託により引き続き未収金回収に努めました。（未収金額 ▲976千円（212,375千円→211,399千円）） 償還指導強化月間（7月・12月）を定め未収金回収に努めるとともに随時、回収困難者への戸別訪問を行い回収困難事由の確認を行い、回収等に向けた対策を検討しました。
成果 <ul style="list-style-type: none"> 未収金回収業務委託により引き続き未収金回収に努めました。（未収金額 ▲976千円（212,375千円→211,399千円）） 償還指導強化月間（7月・12月）を定め未収金回収に努めるとともに随時、回収困難者への戸別訪問を行い回収困難事由の確認を行い、回収等に向けた対策を検討しました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託による未収金回収業務は一定の成果が認められるため、引き続き外部委託を実施しました。 償還指導強化月間は、未収金回収の実績が上がるため、引き続き償還指導強化月間を定めました。また、随時、回収困難者の実情を把握するための訪問を行い、不良債権化することを防ぎました。 	

課題 <ul style="list-style-type: none"> 回収困難者について生活実態等を把握した後、徴収可能なものと不可能なものを峻別する必要があります。 峻別した後、時効の中断、時効の援用等により、未収金を不良債権化させないことが必要です。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 回収困難者について放置しておくことと不良債権化するので生活実態等を確認し、償還可能にもかかわらず償還出来ない者と償還出来ない者を区分し一人一人の対策を検討する必要があります。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 償還可能であることが明らかな者に対しては、頻繁に戸別訪問を行うなど償還させる取組みを行います。 	
○県営住宅家賃（建築住宅課）	
成果 <ul style="list-style-type: none"> 滞納月数が延べ3月以上、又は滞納額が10万円以上の滞納者に対し、法的措置（和解、訴訟）を前提とした交渉を実施しました。 法的措置（和解、訴訟）を実施しても家賃の支払い又は住宅の明渡しに応じない者には、強制執行による明渡しを実施しました。 収納未済額を40,000千円圧縮しました。（269,000千円→229,000千円（H24年度決算）） 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 弁護士、業務委託先である住宅供給公社の徴収員との密接な協力により滞納対策を進めました。
課題 <ul style="list-style-type: none"> 退去後の滞納者に対する措置を強化していく必要があります。 対象地域及び時期を限定した集中的な滞納対策を行うことを検討します。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 退去後の滞納者については、退去後の情報が捕捉しにくく徴収が後手になることが多くなっています。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 入居滞納者に対し早期から法的措置を前提とした交渉を行うとともに、退去滞納者に対する差押え等の法的措置により収入未済額の圧縮を図ります 	
○県立病院医業（(病)総務課）	
成果 <ul style="list-style-type: none"> 未収金徴収員による徴収：10,947千円 法的措置の実施：訴えの提起により540千円を回収（訴訟は取下げ） 不納欠損処理の実施：6,329千円 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 病院に配置している未収金徴収員を1名から2名に増員し、一層の回収を図りました。 債権管理上問題があるものについて、不納欠損処理を行いました。
課題 <ul style="list-style-type: none"> 法的措置の実施を含めた悪質な滞納者への対応が課題です。 早期交渉等による未収金の新規発生防止対策が課題です。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 支払能力があるにもかかわらず支払う意思のない滞納者と生活困窮等で支払能力のない滞納者を区分し、それぞれの対策を検討する必要があります。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）
成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の払戻制度の利用を勧める等により、未収金発生の抑制にあたりとともに、積極的に訪問徴収を実施し、一層の未収金回収に努めます。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。） 	
②（(総)総務課）	
成果 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理の現状、課題、今後の対応方針について、所管課による共通認識を持つことができました。 債権の回収に際しての民間能力の活用について、認識を深めることができました。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理のあり方検討作業部会を設置し、検討を行いました。 内閣府による公金の債権回収業務に関する研修会を実施しました。
課題 <ul style="list-style-type: none"> 作業部会で洗い出した取り組みをはじめとする様々な取り組みを全庁的な視点から進めていく体制を検討し、構築していく必要があります。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理のあり方検討作業部会において、これまで以上に債権の適切な管理・回収を進めていくためには、全庁的に統一した取り組みが必要であるという認識に至りましたが、具体的な体制整備についての結論は得られませんでした。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 全庁的な債権管理体制の構築と収入未済額の圧縮に向けた取組を行っていきます。 実績値が目標を達成したため、目標値を再設定しました。（※平成24年度評価における委員会意見を踏まえ追記したものです。） 	

①、③～④（個別業務ごとの内容）

○母子寡婦福祉資金（子育て支援課）

平成25年度の成果

- ・ 未収金回収業務委託により引き続き未収金回収に努めました。
（未収金額 +967千円
（211,399千円→212,366千円））
- ・ 引き続き償還指導強化月間（7月・12月）を定め未収金回収に努めるとともに随時、回収困難者への戸別訪問を行い回収困難事由の確認を行い、回収等に向けた対策を検討しました。

要因分析

- ・ 外部委託による未収金回収業務は一定の成果が認められるため、引き続き外部委託を実施しました。
- ・ 償還指導強化月間は、未収金回収の実績が上がるため、引き続き償還指導強化月間を定めました。
また、随時、回収困難者の実情を把握するための訪問を行い、不良債権化することを防ぎました。

平成25年度の課題

- ・ 回収困難者について生活実態等を把握した後、徴収可能なものと不可能なものを峻別する必要があります。
峻別した後、時効の中断、時効の援用等により、未収金を不良債権化させないことが必要です。

要因分析

- ・ 回収困難者について放置しておくことと不良債権化するので生活実態等を確認し、償還可能にもかかわらず償還出来ない者と償還出来ない者を区分し一人一人の対策を検討する必要があります。

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定

- ・ 償還可能であることが明らかな者に対しては、頻繁に戸別訪問を行うなど償還させる取り組みを行います。
- ・ 回収困難な債権については、償還免除等の法的対応が行える債権を特定し、（議会の議決が必要な債権については議決後、）不納欠損処理を行います。

○県営住宅家賃（建築住宅課）

平成25年度の成果

- ・ 滞納月数が延べ3月以上、又は滞納額が10万円以上の滞納者に対し、法的措置（和解、訴訟）を前提とした交渉を実施しました。
- ・ 法的措置（和解、訴訟）を実施しても家賃の支払い又は住宅の明渡しに応じない者には、強制執行による明渡しを実施しました。
- ・ 収納未済額を44,000千円圧縮しました。
（229,000千円→185,000千円（H25年度決算））

要因分析

- ・ 弁護士・業務委託先である住宅供給公社の徴収員との密接な協力により滞納対策を進めました。

平成25年度の課題

- ・ 退去後の滞納者に対する措置を強化していく必要があります。
- ・ 対象地域及び時期を限定した集中的な滞納対策を行うことを検討します。

要因分析

- ・ 退去後の滞納者については、退去後の情報が捕捉しにくく徴収が後手になることが多くなっています。

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定

- ・ 入居滞納者に対し早期から法的措置を前提とした交渉を行うとともに、退去滞納者に対する差押え等の法的措置により収入未済額の圧縮を図ります。

○県立病院医業（(病)総務課）

平成25年度の成果

- ・ 未収金徴収員による徴収：11,617千円
- ・ 不納欠損処理の実施：8,869千円

要因分析

- ・ 2名の未収金徴収員を、未収金額の多い病院に重点的に配置し、一層の回収を図りました。
- ・ 債権管理上問題があるものについて、不納欠損処理を行いました。

平成25年度の課題

- ・ 法的措置の実施を含めた悪質な滞納者への対応が課題です。
- ・ 早期交渉等による未収金の新規発生防止対策が課題です。

要因分析

- ・ 支払能力があるにもかかわらず支払う意思のない滞納者と生活困窮等で支払能力のない滞納者を区分し、それぞれの対策を検討する必要があります。

平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定

- ・ 高額療養費の払戻制度の利用を勧める等により、未収金発生の抑制にあたりるとともに、積極的に訪問徴収を実施し、一層の未収金回収に努めます。

②（（総）総務課）	
平成25年度の成果	要因分析
<ul style="list-style-type: none"> 債権管理のあり方検討作業部会で挙げられた課題を踏まえ、今後の具体的な取組内容や想定事務、人工など体制の検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 税外債権の一元管理に向けた具体的な体制整備について検討しました。
平成25年度の課題	要因分析
<ul style="list-style-type: none"> 債権管理のための事務処理手順や適用法令等をまとめたマニュアルの策定が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的に統一した債権の管理や回収に対する取組の推進や債権管理担当職員の省力化を図る必要があります。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 全庁的に統一した債権の管理・回収体制を整備するためマニュアルを策定し、収入未済額の圧縮を図るとともに、債権管理担当職員の省力化を図ります。 	
総括評価	理由
B	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 償還指導強化月間を定め未収金回収に努めるとともに、随時、回収困難者の実情を把握するための訪問を行い、不良債権化することを防いでいます。（子育て支援課） 滞納発生時の早期徴収及び必要な場合における法的措置等の実施により、収入未済額の圧縮を着実に実行しています。（建築住宅課） 未収金の回収業務の一部委託については、H23年度までは実施したものの、効果が期待できないため中止としました。H24年度以降は未収金徴収員の増員や効率的な訪問徴収の実施などにより、未収金残高は減少しました。（病）総務課 <p>② 債権管理のあり方検討作業部会において、債権の適切な管理・回収を進めていくための課題が明らかになるとともに、今後の取組の方向性が定まりました。また、これを受け具体的な取組内容等の検討も行い、次の行政改革大綱へ本取組をつなげました。</p>
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標額が計画年度中、3年間同額になっているが、より精緻な額に見直すべき。 滞納が長期化しないための取組は必要だが、払いたくても払えない方への配慮も必要である。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 公的業務であっても税金が原資であり厳正かつ厳格な対応処理が基本である。安易な受入れや処理は許されないので契約違反等に対しては厳正に対処すべきである。高い専門知識と折衝力が必要となるので民間の回収専門会社等への委託は効果的である。 目標値1,933百万円を23年度に達成しており、目標値を修正すべきである。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に比べ168,510千円収入未済額が減少していることは評価できる。 引き続き、回収関連コストとの対応に留意しながら未収入金の回収率アップを図って欲しい。 債権の回収未済となった対象にもよるが総じて回収業務は複雑・難解なものが多いことから、高い専門知識と折衝能力が求められる。外部に委託する場合には、直接倒産（破産等）に追込むのではなく、事業（仕事と生活）の見直しなどによる未済金解消の計画立案などのコンサルティング能力などが委託先に求められる。
担当所属 （総）総務課、子育て支援課、建築住宅課、（病）総務課、各所管所属	

(MEMO)

(3) 未利用財産の売却など

行政での利用が終了し、処分することが決定された財産については、集中的に管理できる体制を整備することにより、早期に処分を行えるようにします。
また、施設命名権の売却などにも引き続き取り組みます。

現状・課題（平成22年度末現在）

これまでも、未利用財産の売却、県有施設の命名権売却、広報物などの広告料収入など、新たな収入源を確保してきましたが、厳しい財政状況の中で、引き続き自主財源収入を増加させていく必要があります。

達成すべき成果1

① 未利用財産の売却・有効利用

ア 未利用財産の売却を進めます。

イ 売却が困難な未利用財産は、定期借地権制度、不動産信託制度などにより、有効活用します。

② その他収入増の取組

ア 「ぐんまちゃんの着ぐるみ」貸出しや自動販売機設置など、県有資産を有効活用します。

イ 県有施設の命名権売却や広報物などの広告料収入を増加させます。

ウ 各年度の予算編成において、使用料及び手数料の必要な見直しを行います。

エ 「果実運用型基金」や「定額運用基金」などの基金をより有効的に活用します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 未利用財産の件数 72物件 (H22年9月現在) ①②土地売却や広告料などの自主財源収入の増額・確保 18.7億円 (H22当初予算)	目標値	① 平成25年度末までに50物件まで減（※新規発生分を除く。） ② 現行水準の確保		
	工程	① ア 未利用財産の売却 イ 定期借地権設定など検討 ② ア 県有資産貸付など有効利用 イ 施設命名権の売却の継続、広告事業の推進に係る基本方針策定 ウ 使用料・手数料の見直し エ 基金有効活用検討	① ア 未利用財産の売却 イ 可能な物件から順次実施 ② ア 県有資産貸付など有効利用 イ 施設命名権の売却の継続、広告料増加の取組実施 ウ 使用料・手数料の見直し エ 基金有効活用実施	① ア 未利用財産の売却 イ 可能な物件から順次実施 ② ア 県有資産貸付など有効利用 イ 施設命名権の売却の継続、広告料増加の取組実施 ウ 使用料・手数料の見直し エ 基金有効活用実施
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度	B		
	実績値	① 売却件数 10件 売却額 3.2億円 活用件数 1件 (H22年9月～24年3月) ② 4.3億円 (H23決算額)	① 売却件数 6件 売却額 7.9億円 活用件数 1件 (H24年4月～25年3月) ② 3.6億円 (H24決算額)	① 売却件数 3件 売却額 0.8億円 活用件数 1件 (H25年4月～26年3月) ② 3.5億円 (H25決算額)
	実工程	・ 計画内容について実施 関連する取組 ・ 業務見直しによる蚕糸技術センターのほ場用地(国有農地)返還(農政課) ・ 太田技術専門校跡地の売却交渉実施(産業人材育成課) ・ 休眠スペースへの自販機設置(自然史博物館)	・ 計画内容について実施 関連する取組 ・ 太田技術専門校跡地の売却(産業人材育成課) ・ 安中桑園の売却(蚕糸園芸課) ・ 東芝南県有地の公募による一時貸付(管財課)	・ 計画内容について実施 関連する取組 ・ H26年4月からの消費税率改定に対応するため使用料・手数料の見直しを実施(財政課、各所管所属) ・ 石倉町駐車場の売却(管財課) ・ 東芝南県有地の公募による一時貸付(管財課)

			・ 土地売却準備のための鳥潟県有林事務所の測量の実施(緑化推進課)	・ 土地売却準備のための鳥潟県有林事務所の土地境界確定(緑化推進課)
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	900,000 750,000	1,160,000 1,150,000	430,000
	内容	・ 未利用財産売却額及び自主財源収入確保額	・ 未利用財産売却額及び自主財源収入確保額	・ 未利用財産売却額及び自主財源収入確保額
実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)				
平成23年度	評価 成果	B		
	①	<p>・ ヤフーの公有財産売却システムを利用した一般競争入札を実施し、未利用財産の売却を進め、収入確保に努めました。</p> <p>・ 売却が困難な未利用財産について、時間貸し駐車場として貸し付けるため、不動産鑑定評価、民間事業者への聞き取り調査を行い、貸付料の算定を行いました。</p>		
	②	<p>・ 県有施設の命名権売却、自動販売機設置及び広告料収入等、自主財源収入の確保に努めました。</p> <p>・ 使用料手数料の見直しについては、物価変動、総務省の示す標準令及び他県の設定状況を踏まえ、平成24年度は一斉見直しを行わず、個別に所要の改正を行うこととしました。</p>		
課題	<p>① 入札を繰り返し実施しても落札にならない物件が増加しています。</p> <p>② 命名権売却施設、自動販売機設置箇所及び広告掲載箇所が固定化しつつあるため、新たな実施箇所の検討が必要です。</p>			
要因分析				
<p>① 売却を積極的に進めた結果、優良物件が売れた反面、不整形地や進入路が狭いなどの条件の悪い土地が売れ残っています。</p> <p>② 新たな命名権売却については、施設の設置目的や規模、利用者数、広告効果等を勘案して決定する必要があります。</p>				
成果・課題を踏まえた今後の取組予定				
—				
平成24年度	評価 成果	B		
	①	<p>・ ヤフーに加え、楽天の公有財産売却システムの利用を開始することで、より広範に売却情報の発信を行い、売却に努めました。</p> <p>・ 売却が困難な未利用財産について、民間事業者への一時貸付を行いました。</p>		
	②	<p>・ 県有施設の命名権売却、自動販売機設置及び広告料収入等、自主財源収入の確保に努めました。</p>		
課題	<p>① 入札を繰り返しても不落札の物件が固定化しつつあります。</p> <p>② 命名権売却施設、自動販売機設置箇所及び広告掲載箇所が固定化しつつあるため、新たな実施箇所の検討が必要です。</p>			
要因分析				
<p>① 売却を積極的に進めた結果、優良物件が売れた反面、不整形地や進入路が狭いなどの条件の悪い土地が売れ残っています。</p> <p>② 新たな命名権売却については、施設の設置目的や規模、利用者数、広告効果等を勘案して決定する必要があります。</p>				

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① インターネット等の活用により、売却及び貸付情報の発信を引き続き強化していきます。 (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p> <p>② これまでの箇所に加え、新たな命名権売却施設、自動販売機設置箇所及び広告料収入等について検討を進めていきます。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</p>	
平成25年度・総括評価	<p>平成25年度の成果</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用財産の売却目標である「50物件まで減」を達成しました。(管財課) 貸付けにより、未利用財産の有効活用が図れました。(管財課) <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設の命名権売却、自動販売機設置及び広告料収入等、自主財源収入の確保に努めました。(財政課) H26年4月からの消費税率改定に対応するため、使用料・手数料の見直しを行い、条例改正(H26年第1回定例会において議決、H26年4月施行)を実施しました。(財政課)
	<p>要因分析</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用した売却を充実させるとともに、住宅展示場においてPRを開始することで、より広範に情報発信を行い、売却に努めました。(管財課) 売却までの暫定的活用として、民間事業者への一時貸付を行いました。(管財課) <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告掲載による収入や命名権の売却、県有財産の有償貸付による収入がそれぞれ前年度並みで推移したため、全体として前年度並みの収入額となりました。(財政課)
	<p>平成25年度の課題</p> <p>① 早期売却が困難な物件について有効活用を検討する必要があります。(管財課)</p> <p>② 命名権売却施設、自動販売機設置箇所及び広告掲載箇所が固定化しつつあるため、新たな実施箇所の検討が必要です。 また、新たな収入確保策について引き続き検討する必要があります。(財政課)</p>
	<p>要因分析</p> <p>① 残る未利用財産50物件については、保有しているだけでも維持管理の経費が必要となります。(管財課)</p> <p>② 新たな命名権売却については、施設の設置目的や規模、利用者数、広告効果等を勘案して決定する必要があります。(財政課)</p>
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<p>① 未利用地の状況や周辺環境を見極め、市場ニーズを把握することにより、売却や有効活用を促進します。(管財課)</p> <p>② これまでの箇所に加え、新たな命名権売却施設、自動販売機設置箇所及び広告料収入等について検討を進めていきます。また、新たな収入確保策について引き続き検討していきます。(財政課)</p>	
総括評価	理由
B	未利用財産の売却については物件数で当初目標を達成でき、成果1②に掲げた取組みをすべて計画どおり実施しましたが、定期借地権制度や不動産信託制度などによる未利用財産の有効活用については実施に至らず、自主財源収入額については計画策定時の水準(H22当初予算)を上回ることができませんでした。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況は評価できる。命名権は、県内の地元産業にもっとPRすべき。 未利用地は早期に売却を進めるとともに、借地等を行うに当たり一括管理できる体制を検討すべきである。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの状況は評価できる。 未利用が明確である物件の処分は履行しやすいが、それ以外についてはファシリティアプローチ手法による評価が必要。その評価内容について、広く議論し客観的な判断をできるようにしてもらいたい。 行政使用が終了し、何ら活用されていない不動産等は早期売却を進めるべき。物件の立地・用途、形状、面積、価格などの売却物件の情報整理と市場への仕向け、また売却に当たっては鑑定評価、税務、不動産の再活用など専門性が求められるので信託銀行等の専門機関に依頼することも考えられる。 成果の要因分析が不十分である。今後の取り組み予定が不十分である。

平成
25
年度
・
総括

- ・ 3年間で合計19件を売却したことは評価できる。残りは50件なので今後の3年間で半減させていただきたい。
- ・ 県民が賛同して県に管理を託した財産が未利用の状態にあることは大きな問題である。売却の方法もあるが市場の状況にもよることから、売却又は運用については専門機関に委託する方法も考えられる。また財産の種類にもよるが、所在地住民に意見を求め、用途によっては協働事業として取組む方法もあるように思われる。

担当所属 財政課、管財課、各所管所属

(4) 安定的な資金調達と調達コストの削減

市場公募債など起債の方法を多様化し、安定的な資金調達を行います。
また、満期一括償還に備えて設けている減債基金の運用に安全性の高い債券などを取り入れ、市場公募債調達コストに見合った運用利回りを目指します。

現状・課題（平成22年度末現在）

財政投融资改革による政府資金の減少、地方分権の趣旨などから、自己責任による市場からの資金調達が必要となっています。

市場からの調達は満期一括償還が原則であるため、平成22年度並規模の市場公募債での調達を前提とすると、償還準備のための減債基金が平成42年度までに1,000億円以上に積み上がる見込みです。

達成すべき成果1

- ① 県債借入の安定化、多様化のため、市場公募債を継続して発行します。
- ② 市場の金利動向などを踏まえ、発行額や償還年限の多様化などに取り組みます。
- ③ 減債基金（満期一括償還準備分）の運用に安全性の高い債券などを取り入れ、調達コストに見合った運用利回りを目指します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
①・② 全国型市場公募債 10年債、200億円 (H22当初予算) ③ 運用利回り H21実績 0.695% H22当初予算 0.464%	目標値	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り
	工程	①・② 金利動向を踏まえて、市場公募債の継続的な発行、発行額・償還年限などの多様化を行います。 ③ 減債基金の運用利回りを高めます。	①・② 金利動向を踏まえて、市場公募債の継続的な発行、発行額・償還年限などの多様化を行います。 ③ 減債基金の運用利回りを高めます。	①・② 金利動向を踏まえて、市場公募債の継続的な発行、発行額・償還年限などの多様化を行います。 ③ 減債基金の運用利回りを高めます。
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度	A	A	A
	実績値	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り 調達利回り：1.443% 運用利回り：1.766%	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り 調達利回り：1.345% 運用利回り：1.747%	③ 調達平均利回りを上回る運用利回り 調達利回り：1.266% 運用利回り：1.712%
	実工程	①・② 全国型市場公募債10年債200億円等を発行	①・② 全国型市場公募債10年債200億円等を発行	①・② 全国型市場公募債10年債200億円等を発行
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価	B				
平成23年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度も種々の市場公募債を継続して発行しました。 ・ 調達コストに見合った運用利回りを確保しました。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度 市場公募債発行実績 計400億円：5年債100億円・10年債200億円・20年債100億円 ・ 償還年限の多様化 平成22年度に5年債及び20年債を初めて発行し、引き続き平成23年度も5・10・20年債を発行しました。 ・ 調達コストと運用利回りの実績 平成23年度までに発行済の市場公募債に係る平均利率：1.443% 平成23年度中の減債基金に係る運用利回り：1.766% </td> </tr> </tbody> </table>	成果	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度も種々の市場公募債を継続して発行しました。 ・ 調達コストに見合った運用利回りを確保しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度 市場公募債発行実績 計400億円：5年債100億円・10年債200億円・20年債100億円 ・ 償還年限の多様化 平成22年度に5年債及び20年債を初めて発行し、引き続き平成23年度も5・10・20年債を発行しました。 ・ 調達コストと運用利回りの実績 平成23年度までに発行済の市場公募債に係る平均利率：1.443% 平成23年度中の減債基金に係る運用利回り：1.766%
成果	要因分析				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度も種々の市場公募債を継続して発行しました。 ・ 調達コストに見合った運用利回りを確保しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度 市場公募債発行実績 計400億円：5年債100億円・10年債200億円・20年債100億円 ・ 償還年限の多様化 平成22年度に5年債及び20年債を初めて発行し、引き続き平成23年度も5・10・20年債を発行しました。 ・ 調達コストと運用利回りの実績 平成23年度までに発行済の市場公募債に係る平均利率：1.443% 平成23年度中の減債基金に係る運用利回り：1.766% 				

	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 今後、金利が上昇した場合に、いかに安定して投資家を確保するか、いかに市場公募債調達コストを低く抑えるかが課題です。 現在の低金利に対して、いかに高い運用利回りを確保するかも課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営を行っていくためには、安定的な資金調達を行うとともに、調達コストの引き下げ及びそれに見合った減債基金の運用収入確保が必要です。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
平成24年度	評価	A
	成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度も種々の市場公募債を継続して発行しました。 調達コストに見合った運用利回りを確保しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 市場公募債発行実績計400億円：5年債100億円・10年債200億円・20年債100億円 償還年限の多様化 平成24年度も平成23年度に引き続き5・10・20年債を発行しました。 調達コストと運用利回りの実績 平成24年度までに発行済の市場公募債に係る平均利率：1.345% 平成24年度中の減債基金に係る運用利回り：1.747%
	課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 今後、金利が上昇した場合に、いかに安定して投資家を確保するか、いかに市場公募債調達コストを低く抑えるかが課題です。 現在の低金利に対して、いかに高い運用利回りを確保するかも課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営を行っていくためには、安定的な資金調達を行うとともに、調達コストの引き下げ及びそれに見合った減債基金の運用収入確保が必要です。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
平成25年度 ・ 総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も種々の市場公募債を継続して発行しました。 調達コストに見合った運用利回りを確保しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 市場公募債発行実績計400億円：5年債100億円・10年債200億円・20年債100億円 償還年限の多様化 平成25年度も平成24年度に引き続き5・10・20年債を発行しました。 調達コストと運用利回りの実績 平成25年度までに発行済の市場公募債に係る平均利率：1.266% 平成25年度中の減債基金に係る運用利回り：1.712%
	平成25年度の課題	要因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 今後、金利が上昇した場合に、いかに安定して投資家を確保するか、いかに市場公募債調達コストを低く抑えるかが課題です。 現在の低金利に対して、いかに高い運用利回りを確保するかも課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営を行っていくためには、安定的な資金調達を行うとともに、調達コストの引き下げ及びそれに見合った減債基金の運用収入確保が必要です。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
	—	
	総括評価	理由
	A	安定的な資金調達を実現するための調達手段の多様化として、市場公募債を継続して発行するとともに、市場の金利動向などを踏まえた、県債の発行額や償還年限の多様化などにより、調達コストを引き下げることができました。また、減債基金（満期一括償還準備分）の運用では、調達コストに見合った運用利回りを達成することができました。

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> 現在は運用利回りも良く評価できるが、債務が過大にならないように運用してもらいたい。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 24年度実績（運用1.747%－調達1.345%=0.402%）は評価できるが、金融市場の動向に注視したリスク管理が必要である。 債権利回りについて現在のディーリング相場では、運用利回りと投資先への投資リスクを重視する投資家も多いように思われる。専門知識と情報収集により信頼性の高い運用管理を期待したい。
平成 25 年度 ・ 総 括	<ul style="list-style-type: none"> 25年度実績（運用1.712%－調達1.266%=0.446%）は評価できるが、今後金利は上昇の傾向であり、いかに調達運用するか、リスク分散も必要となる。 市場公募債等の起債目的は、恒常的な財源の一部として調達するものであろうから、必要になるまでできるだけ有利に、また調達コストを上回る運用が期待される。市場は世界情勢を背景に複雑化しており慎重な取組みを望みたい。
担当所属 財政課	

(MEMO)

(1) 国関係法人への支出の総点検

県が分担金、負担金、委託料などを支出しているすべての全国規模の団体（国関係法人）への支出の総点検を実施し、その結果、必要のある場合には、当該法人に対して分担金などの縮減などを求めています。

現状・課題（平成22年度末現在）

群馬県を取り巻く経済情勢が極めて厳しい中で、国関係法人に対する拠出金が、財政に与える影響は大きいものがあります。
平成18、19年度における全国知事会の見直しにおいて、各拠出先団体に対して、拠出の縮減などの協力要請を行い一定の成果を上げましたが、不十分な面もあったため、平成22年度全国知事会の行政改革プロジェクトチームにて検討を行い、分担金などの見直しは各都道府県の判断が原則であるが、都道府県が一致団結して、全国知事会として取り組むことも有効であるとされています。

達成すべき成果1

- ① 全国知事会の動きと連携をしつつ、国関係法人に対するすべての支出を、必要性、妥当性などの観点から総点検します。
- ② 総点検の結果に基づいて、国関係法人に対して事業の見直し又は分担金などの縮減を求めます。
なお、群馬県が分担金などを支出する理由に乏しいものは、支出を取りやめます。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
国関係法人への分担金などの支出額 479百万円 （H21年度法令外分担金等調査の結果） 195団体 218件 598百万円 （H23年度予算における国関係法人への経常的な支出の総額＝総点検で再確認）	目標値	—	—	—
	工程	① 総点検の実施 ② 問題がある支出について、改善要請や支出取りやめを検討し、縮減・廃止	② 問題がある支出について、改善要請などへの対応状況の確認や再要請を行い、縮減・廃止	② 問題がある支出について、改善要請などへの対応状況の確認や再要請を行い、縮減・廃止（平成26年度当初予算要求までに）
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度実績値	B	B	B
実工程	① 総点検の実施 ② 廃止 9件 ・ 減額 8件 ・ 今後調整 3件 [H24年度当初予算 209件 559百万円 (対H23比▲6.6%)]	② 廃止・休止 6 5件 ・ 減額 8件 [H25年度当初予算 214 213件 580百万円 (対H24比+0.6%)]	② 廃止・休止 3件 ・ 減額 10件 [H26年度当初予算 209件 550百万円 (対H25比▲5.3%)]	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	▲39,622	+3,735	▲30,823
内容	・ H24年度当初予算における対象経費のH23年度予算に対する見直し額	・ H25年度当初予算における対象経費に係るH24年度予算(213件 577百万円)に対する見直し額	・ H26年度当初予算における対象経費に係るH25年度予算(208件 580百万円)に対する見直し額	

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

平成23年度	評価	B
	成果	・ 平成24年度当初予算編成において、部局ごとに国関係法人に対するすべての支出について総点検を行い、縮減を図りました。
	課題	・ 相手方と今後調整が必要なものがあります。また、現状維持としたものについても、今後も状況の変化などを的確に捉え適宜見直ししていく必要があります。
要因分析		・ 例外を設けず、すべての支出を対象に見直しました。
要因分析		

成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
平成24年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に比べて3,735千円の増加となりました。一部の団体の支出額が事業規模等に応じて年度ごとに決定されるためです。 なお、廃止・休止・減額を行った団体に係る見直し額は、▲2,012千円です。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度当初予算編成において、昨年度の総点検を踏まえ部局ごとに国関係法人に対する支出を見直しました。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が一致団結して取り組むことが有効なものについては、全国知事会との連携が必要です。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き該当する支出については、妥当性を点検し、課題のあるものは見直しについて相手方に要望していきます。 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に比べて30,653千円の減額となりました。 なお、廃止・休止・減額を行った団体に係る見直し額は、▲6,568千円です。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 一部の団体の支出額が事業規模等に応じて年度ごとに決定されるため、廃止・休止・減額を行った団体に係る見直し額以上の減額となっています。
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> 廃止・休止・減額を行ってもなお総支出額は550百万円と大きな額となっており、今後も適宜見直していく必要があります。
	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 総支出額のうち、全都道府県共通の情報連携ネットワークシステムを運営する地方公共団体情報システム機構と、へき地医療に挺身する医師を養成する自治医科大学への支出額が大半を占めています（2団体計2.9億円）。（※平成25年度及び総括評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 各支出の内容や妥当性・必要性の再度確認、名寄せにより部局間の重複チェックを行うとともに、新年度当初予算に向けた見直し方針を策定・周知し、見直しを進めます。
総括評価 B 理由 総点検実施以降平成26年度当初予算要求までに24件を縮減、17件を休廃止としましたが、縮減・休廃止してもなお総支出額は550百万円と大きな額であり、今後も適宜見直していく必要があります。	
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 総点検後も大きな支出額である。今後も検討課題として取り組み縮減を図る必要がある。 見直しや改善の要請は25年までと言わずに、早急に進めるべき。 外部有識者や地域の意見も聞きながら慎重に対応すべき。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 200万円の削減実績を出しながら、総額では24年度予算に比べて373万円の負担増になったのは残念。 対象となる法人の業務・経常収支のほか、財務内容等に基づき、県単独の対応となる法人と全国的な対応が必要な法人とに仕分け、県単独の法人は住民ニーズ等に問い、全国的な対応が必要な法人は知事会等に提案するなど積極的な取組みを期待したい。 今後も、県負担額に合理的な根拠のないものについては、注視されることを望む。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 24件の縮減、17件の休廃止により30,653千円の歳出の削減を行ったことは評価できる。しかし550百万円もの国への支出があり『全国知事会』、隣県との連携により都道府県が団結して取り組むことが必要である。 トータル支出額は固定化に近い傾向にある。一部の団体の事業規模に見合う支出額に左右される事情があるにしても県の予算編成にも限界があること、また社会情勢などにより規模拡大の事業があれば一方で必ず縮小・廃止の事業もあること、などにより抜本的な見直しを期待したい。 課題に対する要因分析がなされていない。
担当所属 (総)総務課、各所管所属	

(2) 県単独補助金の適正化

当初予算編成の中で、すべての県単独補助金の必要性などを再点検し、整理統合を図るなど、適正な金額に見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

各年度の当初予算編成においてそれぞれの県単独補助金を見直してきましたが、今後も時代の変化に応じて必要性などを常に見直していくことが必要です。

県単独補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率などの観点から整理統合を図るとともに、事業規模などから適正・公平な金額であるか不断に見直す必要があります。

特に運営費の補助をしている団体については、補助金交付先の財政状況、資産状況などを十分に踏まえ、補助の適否あるいは交付金額の妥当性を検討する必要があります。

達成すべき成果1

県単独補助金を、平成22年度当初予算額（334億円）以下に縮減します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
・ 県単独補助金 H22年度当初 334億円	目標値	334億円以下	334億円以下	334億円以下
	工程	県単独補助金再点検	県単独補助金再点検	県単独補助金再点検
	実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）			
	達成度	A	A	A
実績値	304億円	312億円	300億円	
実工程	<ul style="list-style-type: none"> 再点検の実施 関連する取組 団体運営費補助の事業費補助への見直し（廃棄物・リサイクル課） 	<ul style="list-style-type: none"> 再点検の実施 関連する取組 公益団体への運営補助金の適正化（廃棄物・リサイクル課） 県単独補助事業の整理・統合（蚕糸園芸課） 県単独補助金の見直し（(警)会計課） 	<ul style="list-style-type: none"> 再点検の実施 関連する取組 県単独補助金の見直し（介護高齢課、環境政策課、(警)会計課） 県単独補助事業の整理・統合（蚕糸園芸課） 	
事務量削減及び 財政的効果(見込)	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	▲3,005,991	+741,231	▲1,187,482
※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	内容	・ 県単独補助金の当初予算額の前年度との比較	・ 県単独補助金の当初予算額の前年度との比較	・ 県単独補助金の当初予算額の前年度との比較

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

平成23年度	評価	B	要因分析
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度当初予算では、県単独補助金の総額を平成22年度当初に比べ30億円減額しました。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 団体補助金については、一律削減ではなく、各団体の財政状態を踏まえた、メリハリのある対応が必要です。 特に、各種団体に対する助成金については、各団体の要望を踏まえ、しっかりと意見交換、協議を行い、団体の財務状況、活動状況を把握した上で、行う必要があります。 		<ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金については行政の責任分野、経費負担のあり方等の面から不断に見直す必要がありますが、特に団体に対する運営費補助などを漫然と継続している事例がないか等、引き続き予算編成の中で、各補助金の必要性について十分検討する必要があります。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
—			

平成24年度	評価 B	
	成果	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金の件数では、平成23年度の492件から平成24年度の474件と、18件の削減を行ったものの、住宅用太陽光発電設備等導入推進（+4.8億円）のように、政策的に拡充する必要がある事業もあることから、金額で見ると8億円の増額となっています。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）
	課題	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金については行政の責任分野、経費負担のあり方等の面から不断に見直す必要がありますが、特に団体に対する運営費補助などを漫然と継続している事例がないか等、引き続き予算編成の中で、各補助金の必要性について十分検討する必要があります。
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金については、今後も当初予算編成の中で、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率などの観点から、適正な金額に見直します。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。） 	
平成25年度 ・ 総括評価	平成25年度の成果	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度当初予算では、県単独補助金の総額を平成24年度当初に比べ12億円減額しました。
	平成25年度の課題	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金については行政の責任分野、経費負担のあり方等の面から不断に見直す必要がありますが、特に団体に対する運営費補助などを漫然と継続している事例がないか等、引き続き予算編成の中で、各補助金の必要性について十分検討する必要があります。
	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金については、今後も当初予算編成の中で、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率などの観点から、適正な金額に見直します。 	
	総括評価	理由 <ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金の予算額は目標値を達成しているが、今後も当初予算編成の中で、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率などの観点から、継続的に見直しが必要です。
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 県単独補助金の見直しは必要であり、結果として目標を達成したことは評価できる。 23年度で目標を大きく達成しており、24、25年度の目標値を見直すべき。 数値目標額が計画年度中、3年間同額になっているが、より精緻な額に見直すべき。 一律的に減額するのではなく時代背景とともに必要性を判断し、相手方の意向も聞き総合的に判断すべき。 	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度に比べると8億円も増加している。A評価⇒B評価が妥当ではないか。 ・ 対象団体の整理・統合の実績は評価できる。一方、その判断に至る評価の客観性が必要と考える。 ・ 補助金の対象となる団体・事業の統廃合及び交付金額等の査定を一律に行うことは適当ではない。社会的・住民的ニーズの存否は当然として、少なくとも業務の成果実績と業務量・事務量等の計量化資料（施策評価指数等の検討）に基づいた査定も考えられる。 ・ 昨年から指摘されている目標値334億円以下の見直しが行われていないのはなぜか。毎年、予算編成時に見なおすべき。 ・ 成果の要因分析が不十分である。今後の取り組み予定が不十分である。 ・ 県単独補助金の一覧について、年に一度新聞に公表し、その際にパブリックコメントを募集してみてはどうか。県民もそういった情報公開を期待しているのではないか。県民からの意見はかなりある。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度に比べて12億円の減額実績については評価できる。 ・ 補助金・助成金は県民の税金であり予算編成に当たっては厳格な審査が求められる。トータル300億円は大企業の資本金に相当する大きな金額である。民間ノウハウからすれば当然に投資（補助・助成等）に見合う成果が求められる。対象となる団体等の運用実態が県民の利益やニーズに合致し、また利益に繋がる取組みであるかを実績により確認されたい。
担当所属 財政課、各所属	

(MEMO)

(3) 事業評価制度の強化

予算編成過程で、すべての事務事業を対象として実施している事業評価について、実施の時期や手法、様式などを見直し、より効率的・効果的な評価を行い、結果を予算編成に反映させます。

また、県政運営の方向性を示す政策レベルでの評価制度を構築・実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

継続的に施策や事業の改善・見直しを行うため、マネジメントサイクル（計画を策定し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連の管理システム）としてのPDCAサイクルに基づく施策・事業評価、公共事業評価を実施していますが、実施方法や様式を常に見直して、県民にも職員にも一層分かりやすい評価システムにしていく必要があります。

また、事業レベルだけではなく、県政運営の方向性を示す政策レベルでの評価システムを確立する必要があります。

達成すべき成果1

- ① 予算編成に、より反映しやすい事業評価を実施します。
- ② 計画段階から完成後までの公共事業評価を実施します。また、公共事業再評価については、公正性・透明性を確保するため、外部の有識者の委員会において公開による審議を行い、その答申を踏まえ、対応方針を決定します。
- ③ 政策評価の実施により、県民のための政策を実現する方向にどの程度進んでいるのかを検証し、県民に公表します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 予算編成に、より反映しやすい事業評価の実施 ② 事前評価、執行時点検、再評価、事後評価の実施、内容のホームページでの公表 ③ 実施していない。	目標値	—	—	—
	工程	① 見直しを図りつつ実施・公表 ② 継続して実施・公表 ③ 政策評価実施準備	① 見直しを図りつつ実施・公表 ② 継続して実施・公表 ③ 政策評価制度の検討	① 見直しを図りつつ実施・公表 ② 継続して実施・公表 ③ 政策評価制度の検討
	実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
	達成度	B	B	B
	実績値	—	—	—
	実工程	① H22年度に実施した1,038事業を対象に評価を実施。 ・ 見直し対象とされた75事業のうち、58事業について、評価結果をH24年度当初予算に反映。 ② 事前評価6件、再評価14件、事後評価18件を実施し、評価結果をホームページで公表。 ③ 評価制度の導入に向けて検討を行った。	① 県総合計画における15の重点プロジェクトに体系化された個別事業614事業を対象に評価を実施。 ・ 見直し対象とされた63事業のうち、42事業について、評価結果をH25年度当初予算に反映。 ② 事前評価9件、再評価8件、事後評価19件を実施し、評価結果をホームページで公表。 ③ 評価制度の導入に向けて検討を行った。	① 県総合計画における15の重点プロジェクトに体系化された個別事業614事業を対象に評価を実施。 ・ 見直し対象とされた55事業のうち、37事業について、評価結果をH26年度当初予算に反映。 ② 事前評価9件、再評価10件、事後評価17件を実施し、評価結果をホームページで公表。 ③ 評価の基礎となる重点プロジェクトの中間取りまとめを行った。

事務削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成 23 年度	評価 B 成果	要因分析
	① 職員給与等を除く全事業について評価を実施し、その結果を次年度当初予算に反映しました。(財政課) ② ・ 一定規模以上の公共事業について、事前評価・再評価・事後評価を実施するとともに、その結果を公表し、公共事業の実施過程における、客観性と透明性の向上に努めました。(財政課) ・ 再評価について、第三者委員会である公共事業再評価委員会において、事業が長期化している14箇所を審議し、その答申を踏まえ対応方針を決定しました。(建設企画課) ③ 新総合計画「はばたけ群馬プラン」の着実な推進を図るため、重点プロジェクトごとの進捗状況を管理する評価制度の導入に向けて検討を行いました。(総合政策室)	
	課題	要因分析
	① 「はばたけ群馬プラン」を踏まえた効率的・効果的な評価システムを確立する必要があります。(財政課) ② 公共事業再評価については、評価の公正性及び透明性を確保するため、引き続き外部の有識者の委員会において公開による審議を行い、その答申を踏まえ、対応方針を決定していく必要があります。(建設企画課) ③ 総合計画に掲げられた目標の実現度合い(目標達成の進捗度)を測ることが評価の役割ですが、その後、いかに施策や事業の見直しにつなげられるかが重要となります。(総合政策室)	① 現在の評価制度は「はばたけ群馬プラン」の体系に沿って理解することが困難です。(財政課) ② 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続して実施する必要があると考えられます。(建設企画課) ③ はばたけ群馬プランをよりよいものに見直していくための制度を検討していく必要があると考えられます。(総合政策室)
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
③ 政策評価については、総合計画「はばたけ群馬プラン」をよりよいものに見直していくための制度となるよう引き続き検討していくこととしたため、工程を見直しました。		

平成 24 年度	評価 B 成果	要因分析
	① 「はばたけ群馬プラン」を踏まえた評価を実施し、その結果を次年度当初予算に反映しました。(財政課) ② ・ 公共事業の実施過程における、客観性と透明性の向上に努めました。(財政課)	① 「はばたけ群馬プラン」の進行管理と事業評価を連動して実施することにより、着実かつ効率的に計画を推進していくため、15の重点プロジェクトに体系化された個別事業を対象にして評価を実施しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) ② ・ 一定規模以上の公共事業について、事前評価・再評価・事後評価を実施するとともに、その結果を公表しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)

<ul style="list-style-type: none"> 再評価について、第三者委員会である公共事業再評価委員会において、事業が長期化している8箇所を審議し、その答申を踏まえ対応方針を決定しました。(建設企画課) <p>③ 総合計画「はばたけ群馬プラン」の着実な推進を図るため、重点プロジェクトごとの進捗状況を管理する評価の実施に向けて検討を継続しました。(企画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再評価委員会において事業の継続及び中止について審議したところ、全ての事業について事業継続が認められました。 <p>③ 事業評価が昨年度から総合計画の体系に沿って実施されたことを踏まえて、政策評価の実施方法等を検討する必要があります。</p>	
<p>課題</p> <p>② 公共事業再評価については、評価の公正性及び透明性を確保するため、引き続き外部の有識者の委員会において公開による審議を行い、その答申を踏まえ、対応方針を決定していく必要があります。(建設企画課)</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画に掲げられた目標の進捗度を適切に測ることが必要です。 総合計画を踏まえた効率的・効果的な評価システムを確立する必要があります。特に、評価を踏まえて、いかに施策や事業の見直しにつなげるかが重要となります。 	<p>要因分析</p> <p>② 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続して実施する必要があると考えられます。(建設企画課)</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画に記載された目標・指標について、全指標の現状値を把握・精査して公表につなげる必要があると考えられます。 総合計画の施策・事業体系をよりよいものに見直していくための制度を検討していく必要があると考えられます。 	
<p>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</p> <p>② 公共事業再評価については、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続して実施する必要があると考えられます。</p> <p>③ 平成25年度が総合計画の中間年であることを踏まえて、各重点プロジェクトがどの程度進んでいるのかを検証し、県議会に報告するとともに、施策・事業体系をよりよいものに見直していくためのさらに精緻な評価の実施について検討してしていきます。</p>		
<p>平成25年度・総括評価</p>	<p>平成25年度の成果</p> <p>① 「はばたけ群馬プラン」を踏まえた評価を実施し、その結果を次年度当初予算に反映しました。(財政課)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業の実施過程における、客観性と透明性の向上に努めました。(財政課) 再評価について、第三者委員会である公共事業再評価委員会において、事業が長期化している11箇所を審議し、その答申を踏まえ対応方針を決定しました。(建設企画課) <p>③ 総合計画「はばたけ群馬プラン」が中間年を迎えたことを踏まえて、重点プロジェクトごとの「目標・指標」の進捗状況を把握し、中間取りまとめとして公表しました。(約8割の指標が「達成」または「前進」となりました。)(企画課)</p>	<p>要因分析</p> <p>① 「はばたけ群馬プラン」の進行管理と事業評価を連動して実施することにより、着実かつ効率的に計画を推進していくため、15の重点プロジェクトに体系化された個別事業を対象にして評価を実施しました。(財政課)</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の公共事業について、事前評価・再評価・事後評価を実施するとともに、その結果を公表しました。(財政課) 再評価委員会において事業の継続について審議したところ、全ての事業について事業継続が認められました。(建設企画課) <p>③ ほぼすべての指標で具体的なデータが取得でき、全体的な動向や達成状況を把握できました。(企画課)</p>
	<p>平成25年度の課題</p> <p>② 公共事業再評価については、評価の公正性及び透明性を確保するため、引き続き外部の有識者の委員会において公開による審議を行い、その答申を踏まえ、対応方針を決定していく必要があります。(建設企画課)</p>	<p>要因分析</p> <p>② 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続して実施する必要があると考えられます。(建設企画課)</p>

<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 「目標・指標」の動向や背景を分析し、さらに達成・前進を増やしていくことが必要です。 総合計画を踏まえた効率的・効果的な評価システムを確立する必要があります。(以上、企画課) 	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画終了年に向けて、1つでも多くの指標を目標値に近づけていくことが必要です。 策定段階で、評価を考慮した計画づくりが必要であると考えられます。(以上、企画課)
<p>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</p>	
<p>② 公共事業再評価については、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続して実施する必要があると考えます。(建設企画課)</p>	
<p>③ 「目標・指標」を達成するための課題等を個別に分析するとともに、総合計画全体の成果や進捗状況を把握します。(企画課)</p>	
<p>総括評価</p>	<p>理由</p>
<p>B</p>	<p>事業評価については、</p> <p>① 従来は事業評価のみ独立して実施していたが、H24年度からは総合計画の進行管理と事業評価を連動して実施することとしました。</p> <p>② 事前評価24件、再評価32件、事後評価54件の計110件について計画段階から完成後までの公共事業評価を体系的に継続して実施し、現在の社会情勢の変化などを踏まえ評価、公表することにより、事業の透明性、公平性を確保することができました。</p> <p>上記①・②とも計画どおりに実施しました。</p> <p>一方、政策評価については、評価の基礎となる総合計画上の「目標・指標」の進捗状況を取りまとめ、中間発表を行いました。</p>
<p>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</p>	
<p>平成23年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成過程で実施している全事務事業の事務評価の見直しは、継続して行うことが大切だと考える。難しいことも多々あると思うが、今後も取り組んで行ってほしい。 第三者委員会を積極的に活用して、今後も推進してほしい。 評価をするのが目的ではなく、より効果的な事業にすることが重要である。残すべき事業は残し、もっと拡大する方向性がある事業も出てよいと考える。 「成果あり」と評価しているが、具体的に何をもって判断したのかが不明確である。 政策評価の実施について、この計画の推進期間中は「検討」に修正されたが、25年度には「実施」することを目標に設定しておく方が良い。 政策評価についても評価することを考慮した文言に計画(P)がなっていないければ、評価(C)・改善(A)は永遠にできない。「はばたけ群馬プラン」に具体的な定性・定量目標を追記すれば良い。 政策評価については、県議会の意見も聞きながら検討する必要がある。
<p>平成24年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価9件、再評価8件、事後評価19件について実施・公開されたのは評価できる。政策評価制度の早期導入に期待したい。 基本目標と政策・施策からなる総合計画があって事業計画があり、事業計画の実績成果が総合計画の実績成果となる。事業評価制度の導入は取組み内容から高く評価される。 施策重点目標(指標)の設定による事業ならびに施策評価の結果が効率的に効果的な予算編成に反映されることを期待したい。 公共事業は住民ニーズと効率性、公開性が重要である。 要因分析が不十分である。「課題」と「要因分析」の内容がほとんど同じである。
<p>平成25年度 ・ 総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画があって事業計画があり、事業計画の実績成果が総合評価の実績成果となる。現在総合計画の進行管理と事業評価を連動して実施し、また総合計画の中間発表など、進行中の評価制度の仕組みは高く評価される。政策重点目標(指標)の設定による事業成果と施策評価の結果が効率的に効果的な予算編成に反映されることを期待したい。 事業評価のツールとして、企業会計的手法を利用するのが、極めて有効である(東京都、大阪府等実施)。財務・情報システムをレベルアップすることにより、本手法が早期に定着することを望む。
<p>担当所属 財政課、企画課、建設企画課</p>	

(4) 基礎的財政収支の黒字の維持

厳しい財政状況の中で多様な行政需要に応じていくためにも、財政の健全性を維持することが重要であり、臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支の黒字を維持し、安定した財政運営を行います。

現状・課題（平成22年度末現在）

県税収入の減少や積立基金残高の減少などにより、今後も厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行政サービスを継続的に実施するため、各種財政指標について、健全性を維持する必要があります。

【臨時財政対策債】

臨時財政対策債は、地方交付税の不足を補うものとして国から地方団体に発行額が割り当てられ、償還費は後年度の地方交付税に加算される地方債（借入）で、実質的な地方交付税とされているものです。

元利償還金が後年度の地方交付税で措置されることから、基礎的財政収支を判断する際に計算から控除しています。

達成すべき成果1

- ① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字を維持します。
- ② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減します。
- ③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支 134億円の黒字 (H21年度一般会計決算) ② 臨時財政対策債を除いた県債残高 H21年度末一般会計残高 7,992億円 H22年度末一般会計残高 7,820億円 ③ 「健全段階」維持	目標値	① 黒字 ② 7,992億円以下 ③ 「健全段階」維持	① 黒字 ② 7,992億円以下 ③ 「健全段階」維持	① 黒字 ② 7,992億円以下 ③ 「健全段階」維持
	工程	① 臨時財政対策債を除いた、基礎的財政収支の黒字の維持 ② 臨時財政対策債を除いた、県債残高の縮減 ③ 実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全段階維持	① 臨時財政対策債を除いた、基礎的財政収支の黒字の維持 ② 臨時財政対策債を除いた、県債残高の縮減 ③ 実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全段階維持	① 臨時財政対策債を除いた、基礎的財政収支の黒字の維持 ② 臨時財政対策債を除いた、県債残高の縮減 ③ 実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全段階維持
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
達成度		A	A	A
実績値		① 431億円の黒字 (H23年度決算) ② 7,604億円 (H23年度決算) ③ 「健全段階」維持 (H23年度決算)	① 407億円の黒字 (H24年度決算) ② 7,394億円 (H24年度決算) ③ 「健全段階」維持 (H24年度決算)	① 390億円の黒字 (H25年度決算) ② 7,183億円 (H25年度決算) ③ 「健全段階」維持 (H25年度決算)
実工程		①～③の実施	①～③の実施	①～③の実施
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

評価	B	
平成23年度	成果	要因分析
	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字を維持	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス) 平成23年度末(決算ベース) : 431億円の黒字
	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減 平成23年度末(決算ベース) : 7,604億円 (H21年度末比△216億円) (参考)平成21年度末(決算ベース) : 7,992億円 平成22年度末(") : 7,820億円
	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持 平成23年度末(決算) 決算 : 健全段階
課題	要因分析	
	・ 厳しい財政状況の中で多様な行政需要に 応えていくためにも、財政の健全性を維持 する必要があります。	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
—		
評価	B	
平成24年度	成果	要因分析
	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字を維持	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支(プライマリーバランス) 平成24年度末(決算ベース) : 407億円の黒字
	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減 平成24年度末(決算ベース) : 7,394億円 (H21年度末比△598億円) (参考)平成21年度末(決算ベース) : 7,992億円 平成22年度末(") : 7,820億円 平成23年度末(") : 7,604億円
	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持 平成24年度末(決算) 決算 : 健全段階
課題	要因分析	
	・ 県財政は、国が毎年度作成する地方財政 計画に大きな影響を受けるため、県財政に 係る中長期的な見通しを持つことは非常に 困難ですが、厳しい財政状況の中で多様な 行政需要に 応えていくためにも、財政の健全性を維持 する必要があります。(※平成24年度 評価における委員会意見等を踏まえ一部追記しました。)	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
—		

平成25年度の成果		要因分析	
平成25年度・総括評価	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字を維持	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス） 平成25年度末（決算ベース） ：390億円の黒字 （前年度比△14億円、黒字額は縮小したものの、引き続き黒字を維持。）	① 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス） 平成25年度末（決算ベース） ：390億円の黒字 （前年度比△14億円、黒字額は縮小したものの、引き続き黒字を維持。）
	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減 平成25年度末（決算ベース） ：7,183億円 （H21年度末比△809億円） （参考）平成21年度末（決算ベース） ：7,992億円 平成22年度末（ " ） ：7,820億円 平成23年度末（ " ） ：7,604億円 平成24年度末（ " ） ：7,394億円	② 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減 平成25年度末（決算ベース） ：7,183億円 （H21年度末比△809億円） （参考）平成21年度末（決算ベース） ：7,992億円 平成22年度末（ " ） ：7,820億円 平成23年度末（ " ） ：7,604億円 平成24年度末（ " ） ：7,394億円
	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持 平成25年度決算：健全段階	③ 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持 平成25年度決算：健全段階
平成25年度の課題		要因分析	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい財政状況の中で多様な行政需要に 応えていくためにも、財政の健全性を維持 する必要があります。 			
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定			
—			
総括評価	理由		
A	臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字を維持できました。臨時財政対策債を除いた県債残高の縮減も図れており、財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」も維持でき、目標値も達成できました。		
群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的財政収支の黒字を維持し財政の健全性を維持できており、素晴らしい。 ・ 臨時財政対策債を除いた県債残高(一般会計)の計画数値が、3年間同額になっているが、プライマリーバランスとの関係等を考慮してより精緻な額に見直すべき。 ・ 「プライマリーバランス」という言葉がよく使われるが県民にとって分かりづらいので、ここで使われている「基礎的財政収支」という言葉の方が分かりやすいと感じる。 		
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度に比べると ②臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支は、431億円の黒字から407億円の黒字へと数値が悪くなっているので25年度目標は23年度数値を目標にしてほしい。 ・ 一般企業では常に同業他社との経営指標比較がなされている。行政においても財政健全化に対する取組み状況や適正具合などについて、基礎的財政収支の優良自治体との比較に基づいて施策指標の設定を行い評価する方法も考えられる。 ・ プライマリーバランスの黒字を維持しているので中期財政計画を策定していないとのことであるが、黒字であることが計画を策定しなくてよいことにはならない。改革6(7)「県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進」に見られるように、長期にわたる事業を推進するための裏付けとなる財政計画は不可欠のものとする。 		

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入（県税収入等）の減少や積立基金残高の減少の中で財政健全化法による健全段階の維持については評価する。国の財政調整や財源保障は歳入に影響するものの、歳出については特殊要因がない限り大きな変動がないものと考えられるので、単年度に拘ることなく歳出面で継続する事業については投資額に対する効果や投資額の回収予定などを考慮した中期の予算計画も可能ではないかと考えられる。 ・ プライマリーバランスが黒字とはいえ、23年度が431億円、24年度が407億円、25年度が390億円と年度を追うごとに減少してきている点が危惧される。今後も県債残高の減少の継続を期待する。 ・ 予算総額とそれに対する県債の割合（最終予算ベース）が、23年度：15.5%→24年度：17.7%→25年度：15.8%と、毎年度15%を超えている。今後は、15%以下をキープしてもらいたい。
担当所属	財政課

(1) 企業局改革

平成22年3月に策定した「中期経営計画」(計画期間：平成22～24年度)及び平成25年3月に策定した「第2期中期経営計画」(計画期間：平成25～27年度)に基づき、適正な設備投資を行い、電気、工業用水、水道の安定供給に努めます。また、住宅用地及び産業用地は分譲の促進を図るとともに、産業用地の計画的な造成を行います。これらにより引き続き財務健全性の維持に努めます。

現状・課題(平成22年度末現在)

群馬県企業局は、電気・水道など地域生活に欠かすことのできないライフラインの整備や団地造成・工業用水道・ゴルフ場経営などの地域発展のための事業を展開しています。

近年の環境意識や快適性・健康志向の高まりなど新たな需要が生ずる一方、社会経済情勢や地方分権改革、行財政改革、規制緩和などの変化の中にあつて、企業局を経営するに当たっては、更なる経営基盤の強化が求められています。

このため、中長期的視野に立って策定された中期経営計画に基づき、経営基盤の充実や強化を図る必要があります。

達成すべき成果1

◎平成22～24年度

- 中期・長期の経営計画を策定し、計画性、透明性の高い経営を行い、更なる経営健全化を目指します。
 - ① 中期経営計画の評価・修正・公表による経営効率化と実績の透明化
 - ② 長期経営計画策定による、今後10年を見据えた運営
- 平成24年度までの中期経営計画に沿って、技術力を高め、より良いサービスを供給すること、危機管理体制・財務基盤の強化により強固な経営基盤を目指して、次の事項に取り組みます。
 - ③ 電気事業
電力の安定供給のために計画的な設備改良・修繕と新規発電所の建設を行います。
 - ④ 工業用水道事業
低廉な料金体系を維持するとともに、平成23年度までに板倉ニュータウン北地区への配水管を整備します。
 - ⑤ 水道事業
すべての水道事務所で実施している夜間監視制御に係る民間委託を継続し、その効果について検証します。
 - ⑥ 団地造成事業
共同分譲等の民間手法の活用及び情報収集の強化など販売戦略の下、積極的な営業に取り組みます。また、新規産業系団地の整備については、地元市町村との共同事業として計画的に進めます。
 - 合理的・効率的な業務遂行のため適正な定員管理を図っていくこととします。

◎平成25～27年度

- 第2期中期経営計画を策定し、より一層計画性、透明性の高い経営を行い、財務の健全性の維持に取り組みます。
 - ⑦ 中期経営計画の評価・修正・公表による経営効率化と実績の透明化
- 平成27年度までの中期経営計画に沿って、財務の健全性の維持のほか、サービス供給力の維持・強化、危機管理体制の強化、現場力の強化及び生産性の向上に取り組みます。また、各事業ごとに、次の事項に取り組みます。
 - ⑧ 電気事業
電力の安定供給に努めるとともに、発電所の新規開発に取り組みます。
 - ⑨ 工業用水道事業
耐震性の向上も含めた老朽化施設の改修、施設・設備の保守管理、計画的な更新に努めます。
 - ⑩ 水道事業
老朽化が進行している施設の更新などにより、事故などを未然に防止し安定給水の確保を図ります。
 - ⑪ 団地造成事業
県全体の農業・林業・工業などの土地利用計画を踏まえて、産業政策の一環として新規産業団地造成に取り組むとともに、企業誘致の推進と宅地の分譲促進を図ります。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 中期経営計画（H22年度～） ② 長期経営計画策定していない。 ③ 発電所の計画的な新設・改良・修繕など ④ 板倉ニュータウン北地区の産業用地の販売開始 ⑤ 水道事業すべての水道事業所で夜間監視制御に係る民間委託を実施 ⑥ H21分譲実績 産業系団地 9ha 板倉NT住宅 18区画 ふれあいタウンちよだ 3区画 (平成24年度末現在) ⑦ 第2期中期経営計画（H25～27年度）を策定 ⑧ 電力の安定供給及び発電所の新規開発を行っている。 ⑨ 低廉な料金を維持するため、計画的な改修、施設・設備の保守管理、更新を実施 ⑩ 安定給水を確保するため、計画的な改修、施設・設備の保守管理、更新を実施 ⑪ 共同分譲等の民間手法の活用及び情報収集の強化など、積極的な営業を実施	目標値	③ 改良・修繕3発電所、新規2発電所 ⑥ 平成24年度までに以下を分譲。 ふれあいタウンちよだ 50区画 板倉ニュータウン住宅用地 60区画 板倉ニュータウン産業用地 約10ヘクタール その他産業系団地 約25ヘクタール	③ 改良・修繕3発電所、新規2発電所 ⑥ 平成24年度までに以下を分譲。 ふれあいタウンちよだ 50区画 板倉ニュータウン住宅用地 60区画 板倉ニュータウン産業用地 約10ヘクタール その他産業系団地 約25ヘクタール	⑧ 板倉ニュータウン太陽光発電所完成 ⑨ 監視制御設備更新（渋川工業用水道事務所） ⑩ 検査機器整備（水質検査センター） ⑪ 分譲目標面積（産業団地） 板倉ニュータウン 12.4ha 多田山産業団地 3.0ha その他 5.5ha ⑪ 分譲目標区画数（住宅団地） ふれあいタウンちよだ 15区画 板倉ニュータウン 85区画
	工程	① 中期経営計画実施・評価・修正・公表 ② 長期経営計画策定・公表 ③ ア 計画的な発電所の改良・修繕 イ 新規発電所の建設（～平成27年） 新利南発電所、八ッ場発電所 ④ 板倉ニュータウン北地区への配水管整備（東毛工業用水道） ⑤ 水道事務所の夜間監視制御に係る民間委託の継続・検証 ⑥ 各団地の分譲	① 中期経営計画実施・評価・修正・公表 ② 長期経営計画実施 ③ ア 計画的な発電所の改良・修繕 イ 新規発電所の建設（～平成27年） 田沢発電所、八ッ場発電所 ⑤ 水道事務所の夜間監視制御に係る民間委託の継続・検証、県央第一水道で契約更新 ⑥ 各団地の分譲	⑦ 中期経営計画実施・評価・修正・公表 ⑧ 田沢発電所建設（～平成27年度） ・八ッ場発電所建設（～平成31年度） ⑨ 東毛工業用水道事務所（～平成27年） 耐震補強、配水管路更新、監視制御更新 ⑩ 県央第一水道事務所 3系浄水処理設備、電気機械設備 ・新田山田水道事務所 電気機械設備 ・東部地域水道 電気機械設備 ⑪ 新規産業団地造成（～平成27年度） S地区伊勢崎宮郷工業団地
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
達成度実績値	A	B	B	B
	③ 改良・修繕3発電所、新規2発電所	③ 改良・修繕3発電所、新規2発電所	③ 改良・修繕3発電所、新規2発電所	⑧ 板倉ニュータウン太陽光発電所完成 ⑨ 監視制御設備更新（渋川工業用水道事務所） ⑩ 検査機器整備（水質検査センター）

		<p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあいタウンちよだ 住宅 2区画 住宅系商業 1区画 板倉ニュータウン住宅用地 11区画 板倉ニュータウン産業用地 2.5ヘクタール その他産業系団地 2.0ヘクタール 	<p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあいタウンちよだ 住宅 4区画 住宅系商業 2区画 板倉ニュータウン住宅用地 36区画 その他産業団地 21.4ヘクタール 	<p>⑪ 分譲面積（産業団地） 板倉ニュータウン 2.6ヘクタール 多田山産業団地 3.3ヘクタール その他 2.5ヘクタール</p> <p>⑪ 分譲区画数（住宅団地） ふれあいタウンちよだ 5区画 板倉ニュータウン 15区画</p>
	実工程	<p>① 実施・評価・修正・公表</p> <p>② 計画としては策定しないこととした。</p> <p>④ 板倉ニュータウン北地区へ配水管整備（東毛工業用水道）</p> <p>⑤ 水道事務所の夜間監視制御に係る民間委託の継続・検証</p>	<p>① 実施・評価・修正・公表</p> <p>② 計画としては策定しないこととした。</p> <p>⑤ 水道事務所の夜間監視制御に係る民間委託の継続・検証、県央第一水道で契約更新</p>	<p>⑦ 第2期中期経営計画平成25年度上期進捗評価を12月に実施。</p> <p>⑧ 田沢発電所建設（～平成27年度） 八ッ場発電所は平成31年度までに建設することとした。</p> <p>⑨ 東毛工業用水道事務所の耐震補強 ・配水管路更新は、施設更新の全体計画の中で位置付け、実施していくこととした。 監視制御装置は、発注を行った（平成26年度完成予定）。</p> <p>⑩ 県央第一水道事務所 更新・改良基本計画に基づき3系浄水処理施設の建設工事等を実施した。 ・新田山田水道事務所 受変電設備の一部を更新。そのほか長期更新計画に基づき設備更新を実施した。 ・東部地域水道事務所 長期更新計画に基づき、経年劣化した機器等の取り替えを実施した。</p> <p>⑪ 伊勢崎宮郷工業団地の用地買収が完了し、平成26年度から造成工事に着手する。</p>
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)			
平成23年度	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に作成した中期経営計画の評価及び修正を行いました。 各事業で中期経営計画に沿って経営を行い、進捗状況評価を行いました。 適正な定員管理を行っています。 	要因分析	
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 各事業は、経済・社会的要因により経営環境が変化していくため、中期経営計画の柔軟な変更が必要です。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の進捗管理のほか、東日本大震災の影響や会計制度の見直し等の外部環境の変化があったため、中期経営計画の修正も必要となりました。 	
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 ② 事業の能率的・機動的運営の必要性の観点から、長期の計画作成の意義が薄いと判断して、長期経営計画を策定しないこととしました。これに代わるものとして、長期的な経営状況を把握するための事業収支見直しを作成しました。		
	評価 B 成果 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に作成した中期経営計画の評価を行いました。 各事業で中期経営計画に沿って経営を行い、進捗状況評価を行いました。 第2期中期経営計画(計画期間:平成25~27年度)を策定しました。 http://www.pref.gunma.jp/06/q0110059.html (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 適正な定員管理を行っています。 		要因分析
平成24年度	課題 <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画を適宜修正するとともに、3年ごとに全面的に見直します。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の進捗管理のほか、各事業は、経済・社会的要因により経営環境が変化していくため、中期経営計画の修正が適宜、必要となります。 	
	成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画に沿って事業を運営するとともに、事業実績は、評価、検証を行います。 企業局を取り巻く経営環境の変化にあわせて、適宜、中期経営計画を見直します。 第2期中期経営計画の策定にあわせて、本実施計画の達成すべき成果等を修正しました。 (※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) 		
	平成25年度の成果 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に作成した第2期中期経営計画に沿って経営を行い、進捗管理については、「企業局経営企画会議」及び外部委員から構成される「企業局経営懇談会」において、評価、課題解決のための検討を行いました。 適正な定員管理を行っています。 		要因分析
	平成25年度の課題 <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画のうち設備投資計画の適宜見直し、修正。 	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> 現状は施設ごとに設備更新計画を策定していますが、施設の長寿命化を図るとともに効率的な施設更新を実施するため、事業全体の設備更新計画を策定することが必要です。 	
平成25年度・総括評価	平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期経営計画に沿って事業を運営し、事業実績の評価、検証を行います。 中長期的な将来需要の把握とアセットマネジメントの観点を盛り込んだ「投資計画」と、投資額を賄う財源を経営の中で計画的・適切に確保することを内容とする「財政計画」を2本柱とする「経営戦略」の策定に着手します。 		
	総括評価 B	理由 第2期中期経営計画を策定し、より一層の財務の健全性の維持に取り組んだほか、サービスの安定供給、危機管理体制の強化、現場力の強化に取り組みましたが、個々の事業については目標値を達成できないものがありました。	

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの整備や地域発展のための事業を展開し、新たな需要に対し、また、規制緩和等の変化の中、事業を常に見直し経営健全化を図っており、大いに評価できる。 ・ 民間人の活用などで経営者の視点を入れて改善すべきと考える。無駄なものは廃止し必要な所に資金を回して、経営基盤を強化することが大事である。 ・ ふれあいタウンちよだ、板倉ニュータウンの造成・販売計画が懸念される。販売・分譲計画は、もっと前倒しにする必要があるのではないか。 ・ 実績値の評価について、長期経営計画を策定しないことにしたにもかかわらず「A」評価とするのは、長期的な視点が必要な事業がある中で適当でない。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25年度の目標は具体的で素晴らしい。 ・ 将来を見据えた新規事業（投資）は、タイミングが配慮されるべきである。 ・ 過去投資分の設備改修にあたっては、ニーズの変化を配慮した根本的な仕様の見直しもあっていい。同様に改修にあたっては、（例：発電効率）パフォーマンスの向上についても、引き続き配慮されると期待する。 ・ 当経営計画は中期で内容施策も妥当なところであるが、企業受入については経営感覚を持った積極姿勢と対応能力が求められる。また経済と企業の動向についての情報収集力、特に政界や企業に向けた発信力が重要である。 ・ 24年度板倉ニュータウン・ふれあいタウンちよだの分譲（販売）の計画未達成、進捗状況の遅延が懸念される。 ・ 24年度に中期経営計画を策定し公表しているのは評価できる。しかし、収支ベースの計画であり、投資採算の観点が考慮されていないと思われるので、さらに一歩進んで、投資利益率（ROI）、キャッシュベースでの採算を重視した実行が望まれる。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会インフラを担う事業の安定供給・安定経営が継続され、中期経営計画に沿った事業運営が行われている点を評価する。 ・ 工業用水については、経済環境の変化により水を多量使用する産業から多くの企業が少量使用産業になっている。設備維持にあたっては単に従来規模の設備を前提とせず需要変化を見据えた仕様を考慮してほしい。 ・ 第2期中期経営計画のSWOT分析を行った点は良いが、その結果（課題と今後の方策）までの展開が必要である。 ・ 今後の工業用地・宅地開発は都市計画マスタープランとの整合性が重要になる。計画中に記載はあるが次期中期経営計画で具体的に展開されるものと期待したい。 ・ 従来からの懸念どおり、板倉ニュータウン（産業用地・住宅団地）やふれあいタウンちよだ（住宅団地）の分譲が目標達成できていない。改善策が必要である。永年の懸案であり、より重点的に本事業を実施し、積み残しを解消すべきである。 ・ 板倉ニュータウンやふれあいタウンちよだ等の団地造成事業は企業誘致を前提にしたものであろうが、どのような産業を育成するために、またどのような企業の誘致を図るのかの戦略を発信しなければならないのではないか。団地造成事業は国の地方創生計画の観点からも県の特性を生かした成長戦略・グランドビジョンのもとに民間資本の導入による協働事業として取り組むことも考えられるのではないか。 ・ 太陽光発電についても固定買取制度の見直し論議も始まっており、リスクマネジメントを展開すべきと思われる。
担当所属 企業局	

(MEMO)

(2) 病院局改革

高度専門医療や先進的な医療を担い県民の生命を守る県立病院の安定した経営を確立するために、病院改革プランに基づき、受入患者数の増加、心臓疾患の救急患者の受入、先進的ながん治療の実施、精神科救急患者及び小児重症患者の受入、地域連携の推進などに取り組みます。

現状・課題（平成22年度末現在）

県立4病院（心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センター）においては、医師・看護師の確保が厳しさを増す中にありながらも、必要な医師の確保に努めるとともに、看護体制の充実を図り、県民に対する高度専門医療の適切な提供を最大の目標として取り組んでいます。

こうした中で、病院事業会計は平成19年度決算で約25億円の赤字となるなど、経営健全化が急務でした。そのため「群馬県県立病院改革プラン」（計画期間平成21年度～23年度）を策定し、医療サービスの向上、それぞれの分野の三次医療を担う高度専門病院としてのセンター機能強化、経営の健全化を目標に据えて、その改善に取り組んでいます。

「改革プラン」初年度の平成21年度決算は、平成19、20年度から大幅に改善し、目標を上回る成果を上げたものの、依然として15億円を超える赤字となり、経営健全化に向けた更なる取組が必要となっています。

達成すべき成果1

「群馬県県立病院改革プラン」及び次期改革プランの目標を達成することで、病院（局）経営の更なる健全化を果たします。

- ① 「群馬県県立病院改革プラン」の三本柱である医療サービスの向上、センター機能強化、経営の健全化に向け引き続き取り組むとともに、24年度以降における次期改革プランを策定し実施していきます。
- ② 高度専門医療を提供する県立病院の次の役割を引き続き果たしていくとともに、新たな医療ニーズの把握にも努めていきます。
 （心臓血管センター）心疾患救急患者の24時間受入
 （がんセンター）集学的がん治療（手術、放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせることで治療すること）の実施
 （精神医療センター）精神科救急患者の受入、医療観察法対象者の受入
 （小児医療センター）P I C U（小児集中治療室）、N I C U（新生児集中治療室）の効果的な活用など
- ③ 研修医や看護実習生などの受入を進め、群馬県の医療水準向上に資する医療従事者を養成します。
- ④ 高度専門病院である県立病院の機能をより効果的に発揮するため、地域の医療機関や医師会との連携を強化し、患者の紹介・逆紹介を積極的に進めます。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 病院事業決算収支差額 ▲15.20億円(H21年度) ▲8.16億円(H22年度) ② 高度専門医療を必要とする患者の受入数(延入院患者数) 251,505人(H21年度) 265,889人(H22年度) ③ 患者1人1日当たり入院収入 55,917円(H22年度) ③' 研修医受入数 27人 看護実習生受入数 990人 (H21年度) ④ 県立病院と地域医療機関との間の紹介患者数 (地域→県立) 11,017人(H21年度) 県立病院と地域医療機関との間の逆紹介患者数 (県立→地域) 8,347人(H21年度)	目標値	① ▲9億円 ② 269,600人 ③ 54,485円 ③' 研修医 29人 看護実習生 1,000人 ④ (地域→県立) 12,000人 (県立→地域) 8,600人	① ▲5.81億円 ② 265,400人 ③ 58,232円 <第二次改革プランの目標値> ①-④次期プランで新たな目標を設定	① ▲2.02億円 ② 268,000人 ③ 58,351円 <第二次改革プランの目標値> ①-④次期プランで新たな目標を設定
	工程	① 現行改革プランの実施及び検証、次期第二次改革プラン策定 ② 高度専門医療の提供 ③ 医療従事者の養成 ④ 地域連携の推進	① 次期第二次改革プランに基づく取組実施 ② 高度専門医療の提供 ③ 医療従事者の養成 ④ 地域連携の推進	① 次期第二次改革プランに基づく取組実施 ② 高度専門医療の提供 ③ 医療従事者の養成 ④ 地域連携の推進
実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）				
	達成度	B		B
	実績値	① ▲6.31億円 ② 260,416人 ③ 57,522円 ③' 研修医 22人 看護実習生 1,389人	① ▲1.62億円 ※決算見込み 252,203人 ② 61,216円 ※決算見込み ③' 研修医 31人 看護実習生 1,218人	① ▲2.02億円 ② 247,689人 ③ 61,196円 ③' 研修医 31人 看護実習生 1,134人

		④ (地域→県立) 10,915人 (県立→地域) 9,676人	④ (地域→県立) 11,161人 (県立→地域) 10,115人	④ (地域→県立) 11,537人 (県立→地域) 10,377人
	実工程	① 第二次群馬県県立病院改革プランを策定 ②～④ 高度・専門医療の提供及び経営改善を進め、23年度収支見込みにおいて目標を上回る成果		
事務量削減及び財政的効果(見込)	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	185,004	469,081	▲40,567
※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	内容	・ 病院事業決算収支改善額	・ 病院事業決算収支改善額	・ 病院事業決算収支改善額

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 一部成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成23年度	評価 B	要因分析
	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度・専門医療の提供及び経営改善を進め、23年度収支見込みにおいて目標を上回る成果を挙げました。 平成24年3月に24年以降における次期改革プラン「第二次群馬県県立病院改革プラン」を策定しました。 医療サービスの向上 ○ 心臓血管センター 心臓血管外科や循環器内科でのステントグラフト治療の開始、「植込型補助人工心臓実施施設」の認定取得、一般病棟での7対1看護体制の導入による実施・運営により、医療サービスの向上を図りました。 ○ がんセンター 高度・専門的・集学的医療の提供について、患者数の増に伴ってがん医療の3本柱である手術件数、放射線治療件数、化学療法件数は全て増加しました。 ○ 精神医療センター 医療観察法病棟の独立型の新病棟(17床)を建設し、円滑な運用を実施しました。 ○ 小児医療センター 小児重症患者の受入強化のためのPICUの増床(6床→8床)、母体・新生児救急搬送の受入強化のためのNICU増床(12床→15床)による運営等により、医療サービスの向上を図りました。 ・ センター機能強化 ○ 心臓血管センター 24時間心疾患救急に対応するため、ICUの増床(10床→12床)による運営等により、センター機能の強化を図りました。 ○ 精神医療センター 精神科救急病棟の改修と増床(38床→76床)による運営等により、基幹病院としての機能充実を図りました。 ○ 県立4病院 人材育成の強化として初期臨床研修医及び後期臨床研修医の受入れを行い、県内の医療機関と連携して専門医の養成を行いました。また、看護師・コメディカルに対しても、院内外から研修の受入れを行い、認定資格等の取得の支援を行いました。 ・ 経営の健全化において、地域連携の推進による紹介・逆紹介患者の増加や、効率的な病床運用による入院患者増加に努めました。また、特別室室料やリハビリ棟使用料の見直し等により、収益確保を図りました。 	

課題	要因分析
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医療サービスの向上、センター機能強化、経営の健全化を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療サービスの向上において、高度・専門医療の充実・強化、患者サービスの向上、医療安全対策の推進、医師等の人材確保と職員の資質の向上、病気の予防とリハビリテーションの充実、危機管理機能の強化を図る必要があります。 センター機能の強化において、救急医療提供体制の充実、地域連携の強化、人材育成機能の充実、相談体制の強化を図る必要があります。 経営の健全化において、収益の向上、費用の削減と抑制、経営意識の向上を図る必要があります。
成果・課題を踏まえた今後の取組予定 <ul style="list-style-type: none"> 第2次改革プランを策定したことから、目標値等をプランの内容と整合させました。 	
評価 成果	要因分析
平成24年度	<p>評価 B</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療サービスの向上 ○ 心臓血管センター 重症心不全患者に対する植込み型補助人工心臓手術を実施しました。(2例目) ○ がんセンター 感染防止にかかわる部門を設置(専従の看護師を配置)し、感染防止対策の取組を行いました。 ○ 精神医療センター 医療観察法新病棟(17床)の本格運用に併せ、救急、重症・治療困難、思春期、司法精神を柱とする新病棟体制(6病棟224床)をスタートしました。 ○ 小児医療センター 平成23年度後半から稼働を始めた新PACS及び画像参照システムによりフィルムレス環境が整うとともに、マルチスライスCT装置の更新により、旧装置では出来なかった高度で詳細な検査が迅速に出来るようになり、患者の待ち時間や検査時間の短縮につながりました。 ・ センター機能の強化 ○ 心臓血管センター 新規地域医療連携クリニカルパスの策定に向けた取組を実施しました。 ○ がんセンター 連携する医療機関と感染防止対策に関するカンファレンスを行いました。 ○ 精神医療センター 身体合併症治療に関する群大病院との連携強化を行いました。 ○ 小児医療センター 地域の2次医療機関と、県内唯一のPICUの高度医療とのスムーズな連携により、救急患者の救命に寄与しました。 ・ 経営の健全化 ○ 心臓血管センター ベンチマークシステムを活用した診療材料費の削減に努めました。 ○ がんセンター 病床を有効活用するために、効率的な病床運用を行いました。 ○ 精神医療センター 後発医薬品の採用促進を行いました。 ○ 小児医療センター 医療費の包括的な支払制度であるDPCの導入に向けて、平成26年4月からのDPC対象病院への移行を目指し、DPC準備病院となりました。

○ 県立4病院
 人材育成の強化として臨床研修医の受入れを行い、県内の医療機関と連携して専門医の養成を行いました。また、看護師・コメディカルに対しても、院内外から研修の受入れを行い、認定資格等の取得の支援を行いました。
 地域連携の強化として、地域の医療機関との紹介・逆紹介を促進しました。また、遠隔画像診断ネットワークを活用した連携強化を図り、大学病院のほか地域の病院との連携を図りました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
 経営の健全化において、効率的な病床運用に努めました。

課題

- 経営の健全化を行うために、病床利用率の向上、手術数増等による患者一人当たりの収益増を引き続き図る必要があります。また、診療材料費及び薬品費などの費用の縮減を図る必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
- 引き続き、医療サービスの向上、センター機能強化、経営の健全化を図る必要があります。

要因分析

- 経営の健全化において、地域連携の推進による紹介・逆紹介患者の増加や、効率的な病床運用について、更に進める必要があります。また、後発医薬品採用率を高めることにより薬品費の削減を進めるなど、費用の縮減を図る必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
- 医療提供体制、医療の高度・専門化、経営面等の課題に対応し、県民にとって安全で安心な医療を継続して提供する必要があります。

成果・課題を踏まえた今後の取組予定

- 第2次改革プランを着実に実行します。実施状況については、県立病院改革検討委員会において評価し公表します。
- 具体的な取組として、地域医療連携による病床利用率の向上及び手術数増等による患者一人当たりの単価アップにより収益増を図ります。また、診療材料費及び薬品費削減の取組や重油、消耗品及び医療系廃棄物の一括契約などによりコストの縮減を徹底します。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)

平成25年度・総括評価

平成25年度の成果

- 医療サービスの向上
- 心臓血管センター
 夜間、休日のMRI検査（脳に限定）を実施しました。
- がんセンター
 緩和ケア病棟（本体）及びリニアック棟を完成させ、次年度運用の準備を開始しました。
- 精神医療センター
 入院から退院・地域移行までを見据えたクリニカルパスの本格導入の第一歩として、患者・家族向けパンフレットを作成しました。
- 小児医療センター
 言語聴覚室を増設し、言語リハビリテーション機能を強化しました。
 臨床心理士を配置し、入通院児への心理面のサポート体制を充実させました。
- ・センター機能の強化
- 心臓血管センター
 心血管エコーのオープンカンファレンスを主催し、地域医療機関における心血管エコー技術の向上に努めました。
- がんセンター
 地域医療機関向け研修会について、対象とする診療科を拡大しました。
- 精神医療センター
 伊勢崎地区内の病院を構成員とする「伊勢崎地区保健福祉を考える会」を基盤に地域ネットワークづくりを推進しました。
- 小児医療センター
 小児在宅医療について、厚生労働省の事業採択を受け、関係機関との連携強化を進めました。

要因分析

<ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全化 ○ 心臓血管センター 診療報酬請求に係る精度調査を実施し、請求漏れ等の対応策を実施しました。 ○ がんセンター 医療機器の保守委託期間の見直しを行い、保守委託料を削減しました。 ○ 精神医療センター スーパー救急病棟を中心とする高水準での病床運用を行いました。 ○ 小児医療センター 後発医薬品の採用促進やベンチマークシステムの活用等による費用の抑制を行いました。 ○ 県立4病院 医療サービスの向上を図るため、心臓血管センターのハイブリッド手術室整備やがんセンターの緩和ケア病棟整備・リニアック棟整備、小児医療センターの外科病棟整備など、各病院の機能拡充整備を推進しました。 人材育成の強化として臨床研修医の受入れを行い、県内の医療機関と連携して専門医の養成を行いました。また、看護師・コメディカルに対しても、院内外から研修の受入れを行い、認定資格等の取得の支援を行いました。 地域連携の強化を図るため、連携病院の訪問を実施するとともに、地域医療機関との勉強会・研修会等の開催を拡充しました。 	
<p>平成25年度の課題</p>	<p>要因分析</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の健全化を図るため、入院患者を増やし、病床利用率の向上を図る必要があります。また、引き続き費用の削減を図る必要があります。 ・ また、更なる経営の健全化のためには、診療報酬請求の精度を高めるなどし、収入向上の工夫の必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の健全化において、地域連携の推進による紹介・逆紹介患者の増加や、効率的な病床運用について、更に進める必要があります。また、後発医薬品採用率を高めることにより薬品費の削減を進めるなど、費用の削減を更に図る必要があります。 ・ 費用削減に限界があることから、収入向上の工夫を更に図る必要があります。
<p>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次改革プランを着実に実行します。実施状況については、県立病院改革検討委員会において評価し公表します。 ・ 地域連携の更なる強化を行うことで、患者数の増加を図り、病床利用率の向上や手術数増等による収益増を図ります。 ・ 引き続き、診療材料費・薬品費削減の取組や重油、消耗品及び医療系廃棄物の一括契約などを推進し、コストの削減を徹底します。 ・ DPC（診療報酬を病名等で包括して請求する制度）データを活用し、診療報酬請求の精度等を高めます。 	
<p>総括評価 B</p>	<p>理由</p> <p>病院改革プランの目標の多くを達成することができ、一定の成果がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な医師や看護師等を確保しつつ、必要な機能拡充のためのハード整備等を行うことで、各病院とも県民に対する高度専門医療の維持・向上を図ることができました。 ・ また、地域の医療機関への紹介・逆紹介が増加傾向にあるなど、一定の地域連携の推進が認められ、センター機能の強化も図ることができました。 ・ 経営の健全化についても、決算収支差額が当初計画（病院改革プラン）の範囲内で推移しており、数字上でも成果が認められます。 ・ しかし、患者数は減少傾向にあり、平成25年度実績では収入（前年度対比）は減少し、収支全体でも悪化しています。 ・ 更なる病院局改革のためには、各病院とも一層の努力が必要です。

群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 大きな赤字を抱えているが、「県立病院改革プラン」も策定し経営改善をすすめている。県民にとって高度専門医療が受けられる重要な施設であり、一日も早く健全な運営ができるよう努力してもらいたい。 民間の病院と連携した病院局改革を進めるべき。また、小児医療センターにあるNICU等については効果的な人員配置などの改善を進めるべき。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 赤字額が減少傾向にあるものの、依然として大きい。しかしながら、県民の生命に係わる重要な施設であり、第2次改革プランの実行により、更なる赤字額の減少に期待する。『医療立県ぐんま』を目指して前進していただきたい。 高度医療の充実については、理解できるが、大学、民間病院及び日赤との連携や、収支改善に対する努力の中味、赤字経営となった問題点や原因の詳細が明らかでない。 公的医療機関としての役割を果たし、収支改善を図るためには高い経営能力と手腕が求められる。評価される医療実績と信頼、立地環境を踏まえた多様なネットワークづくりが必要である。
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院と地域医療機関との間の紹介患者数が、いずれも増加していることは評価できる。先進医療技術をベースにして『医療立県ぐんま』を目指してもらいたい。 病院事業会計が第2次改革プラン・平成26年度収支黒字化に沿った実績となっていることを評価する。 収支安定化対策として適正な医療費徴収（診療報酬請求の精度）に課題があるとしているが、基本的な問題であり現状の解析が求められる。DPC対象病院移行による新たな展開を注視したい。 高度専門医療を施す役割を保ちつつ病床利用率アップ策を展開するには同様の役割を持つ他の公立病院との比較研究が必要ではないだろうか。 設備の一層の有効活用を望む。 現状は恒常的な赤字体質であり、一般企業であれば累積額によっては債務超過の状態にあるが、その原因と問題点が究明されていないために改善策が総花的になっている。赤字体質から脱却するためには、県の中心的な医療機関として必要な設備・医療機器と医療技術の導入に当たって、費用対効果並びに費用回収の観点から試算検討することが重要である。 地域全体で高齢者を支える仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築が国から求められているが、こういったシステムの構築も病院局改革の取り組みに繋がるのではないか。加えて、健康増進対策と疾病予防に向けた取り組みとして、健康保険機関との連携体制の構築も重要である。
担当所属 病院局	